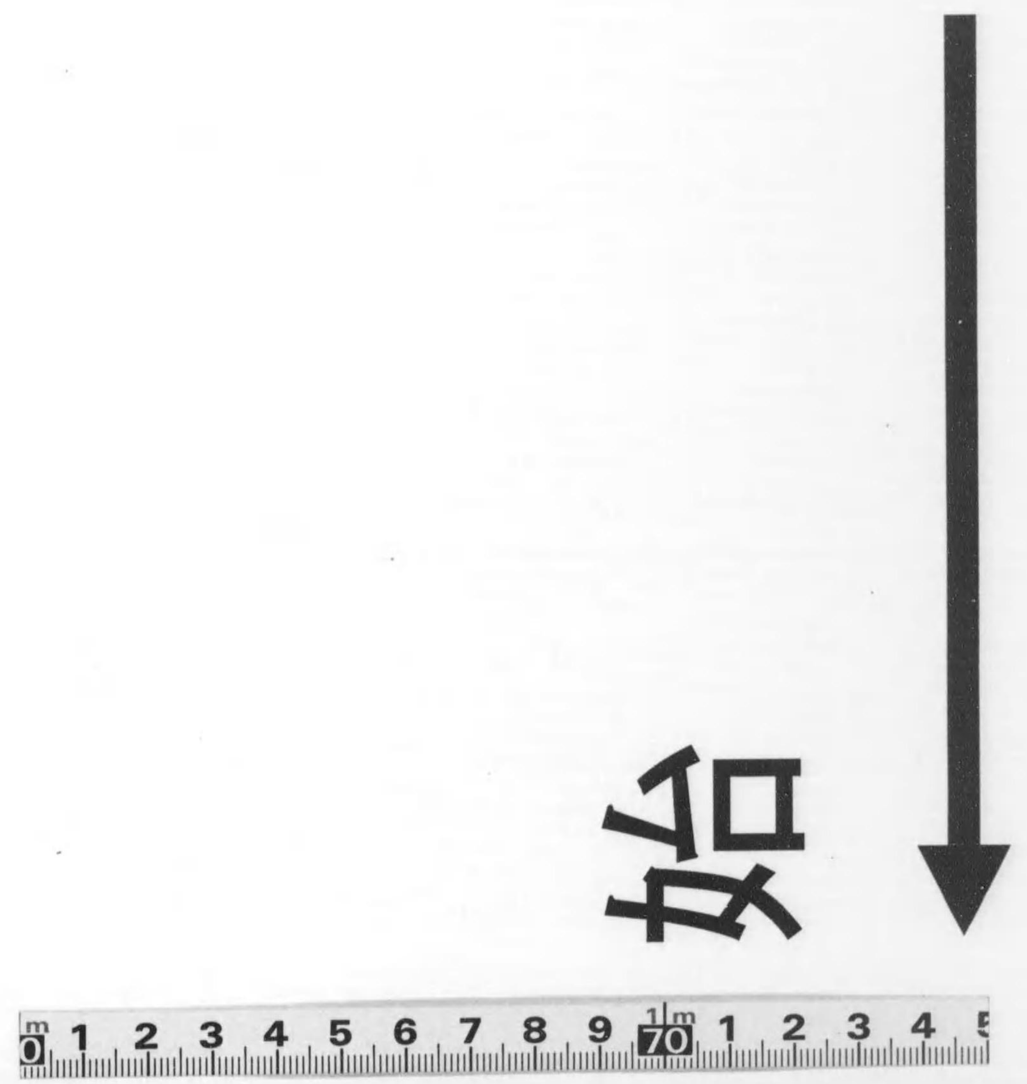

3418
382

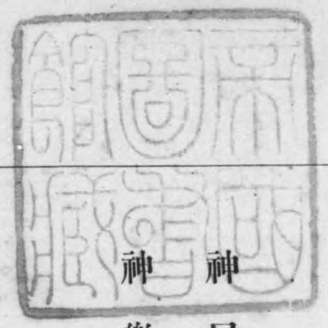

神居村
神樂村

村史

大正
5. 8. 23
内交

跋

謂之敘事体耶。有史論矣。謂之文明史体耶。有編年矣。固非千遍一律之史體也。夫村史之難。非所及國史之易也。何者國史既有先著焉。國史既有前例焉。國史既有創作焉。雖然至村史未曾有先著。前例創作也。故樂山編本史也。搜斷簡尋零墨而後補綴之而已。其甞辛酸重苦楚殆不可得端倪也。昔孔子著春秋而亂臣賊子懼之焉。馬遷投于獄。班固斷足。史之難非所及常鱗凡介也。若夫使有明之史家顧炎武乎。牽一驢而書卷載於其上。尋神居村番屋未可知也。若夫使有宋之史家馬端臨乎。引兩村統計明其變遷未可知也。雖然予也。非不憾無其閑也。否非不恨無其史眼也。予編本史閱二年之星霜。矻々乎不倦而苦搆久之間失一齒。雖然描虎而類於猫耳。嗚呼讀之者其意需乎言外可也。

大正五年晩春

樂山渡邊綱太郎誌

序

神居村は上川平原の關門にして所謂蜀道の險を成す探險の士來りて門を叩かざるはなし開拓使此地を撰び一大都市の計畫を樹て先づ農事試驗場、測候所等諸官衙を設け移民の誘致に努めし處。神樂村は中央に丘陵あり之れを神樂ヶ岡と稱す忠別川の清流滾々として陵下に碧し一望に上川平原を斂む風光絶佳の地明治二十三年離宮御豫定の御沙汰となるや四海の民心の歸嚮する處となり移民競ふて來住す今日の殷賑又故なきに非らざるなり。然りと雖開拓の年所久しからずして地を拓く六千百八十一町歩民を殖る一万千百四十九斯の隆運を致す先人の刻苦嘗膽革創當初を追懷して轉今昔の感に禁へざるなり。

思ふに散漫なる變遷を統一し先人の苦心經營の事歷を後昆に明暢するは後進者が祖先崇敬の念を高め愛鄉心養成の資料たるを覺信し神居、神樂兩村史の益々必要なるを感じ編纂の議を組合會議に諮りし已に組合會も亦倏ちに此擧を贊して議決を見るに至れり而して之れが起草を秋田の人渡邊樂山氏に囑し大正三年十一月より調査を開始し本春稿を脫し茲に之れを印刷に付するに至れり、然れども制度の變革町村行政區の變遷は調査の記事散漫甚だ浩瀚故に繁を去り簡に從ひ要點を主とせり、殊に變革一面に已まざれば或は要を缺き記事も亦本末正しからざるものなきを保せざるにあるを遺憾とす。本村斯る長足の發展は先人心血の賜にして歷史の一大光彩たるを疑はず而して將來更に一段の發展あるべきを冀待せむとす發刊に當り本書の由來を記して序となす。

大正丙辰晩春

安達利三郎

緒言

本史を編纂するに就ては未だ曾て何等の先著。前例。創作あるにあらずんば之を參稽すべき書目あらざるは蓋し論を俟たず。殊に神居村發達の如きは乃ち上川の關門として全郡の拓地開發と其の脈絡を有し唇齒輔車も啻ならざる關係ありしは敢へて贅言を要せず。然るに上川原野の拓地殖民の計畫に於て尤も最初の史的變遷を印刻しつつあるに拘はらず。殖民行政の機關たる農事試驗場の如き、上川測候所の如き、驛遞所の如き監獄出張所の如き其の建設せる創始の史的變遷は到る處に歷々として指點せざるはなし。況んや幕末時代に於ける上川探險家としての間宮倫三。松浦武四郎。松本十郎等の諸豪が遺跡は韜晦して殆んど煙滅に皈する處れあるに於てをや。否な最早や彼等の雄健快活にして剛膽なる行動は斷簡を搜がし、零墨を尋ぬるも殆んど其の遺蹤を需むるに由なからんとす。されば本史を編するに方り尤も苦心經營に係はるものは此等探險家の事績と旭川外三ヶ村戶長時代の下にありて未だ其の羈下を脫せざる創業時代にありしと謂はざるべからず。茲に於てか餘義なく函館奉行時代の探險的遺績は可成的之を省略せんと欲したる苦境に陷りしが偶々松浦武四郎の手澤に成れる石狩日誌及十勝日誌を偶然にも之を需めたるが爲め、之れに基き蝦夷時代の蠻域を想像するを得たるのみならず。總編に於ける石狩河神居古潭の一班より忠別川及美瑛川に於ける瘴煙蠻雨の荒凉を詳密に描寫するを得たりしが如きは蓋し松浦武四郎の石狩日誌及十勝日誌の賜物たりし也。次ぎに其の要を摘み創業時代より第二級町村制の實施に至る今日迄の變遷を叙するに就て左の諸彦の恩貸と其の後援的なる補助に俟つべきものありしは蓋し多大なる稗益なくんばあらず。

一、德川時代に於ける函館奉行の探險的變遷と上川原野の渾沌たる一班は松浦武四郎の石狩日誌及十勝日誌に負ふ處多しとす。

一、開拓使廳時代に於ける明治初年の上川原野の蝦夷人戸口調査及石狩河探險は高畑利宜氏に懇請し同氏が遙かに瀧川の僑居より寄せられたる其の自ら手澤に係はる叙事に基き之を揭載せるものとす

一、本史總篇に於て其の事由を詳叙したるが如く上川測候所に勤務せられし豐藏鏘吾氏の寄書に憑り樺戸監獄の出張所の活動と永山屯田兵舍の建築材料雨紛山林を伐採して之を供給せるが如きは旭川市街の建築の如き、桂將軍。德川義禮侯等の上川原野視察に於けるが如き史料は蓋し豐藏氏の惠贈に係はるものとす。

一、神居村基本財産造營に關する變遷と神居灌漑溝及雨紛灌漑溝の開鑿と神居村に於ける雨紛。美瑛伊野澤。臺場ケ原。神居古潭等の部落發達と產業篇に關する史料と並に神居村創業時代より旭川村外三ケ村戶長時代の變遷は神居村收入役小泉又三郎氏の談話に憑り之を詳叙したるものに係はる。忠別太に於ける松前藩の遺制たりし番屋に就ても其の史料を提供したること尠しとせず。

一、本史教育篇に於ける學校及教育所の創立申請に關する史料と當時拓地開發の狀態一班と其の他神樂村基本財產造營の貸下に就ての難關と活動との概略は之を當時の旭川外三ケ村戶長役場書記入山知一氏の稟請書類を參考と做す。

一、財政篇。水田灌漑溝篇。土木篇其の他に於ける諸篇は公文書類を搜索して其の史料を得たるが。組合長安達利三郎氏に於ては事務執掌の傍ら時に或は改竄を加へ時に或は査明を與へ本史の編纂に就て最近の史實は同氏の實地行政の局に膺られ、其の目睹せる處を指導しつゝ之を詳叙せるにありしのみ。況んや精到緻密なる財政の統計に於けるは蓋し同氏の自ら手澤する處に係はるに於てをや當初大正二年の編史著手の首めより大正五年の終尾を告ぐるに至る迄其の焦心苦慮する處嘗に一再に歇まらざるものあらんとす。

一、總べての諸篇を通じて龍頭蛇尾に陷るの感ある所以は主として書類史料の闕如するものありしに因りし也。

一、本史編纂に就て直接間接に援護の任に膺られ、扶翼を與へたる諸彦は其の芳名を長へに傳へんが爲め次に之を銘記せんと欲す。

安達利三郎君

神樂村神居村組合村會議員（議席順）

神樂村神居村組合長

野村吉之助君　水野喜代治君　熊谷三喜藏君

中田巳作君　安藝兵藏君　西村九十郎君

上樂鶴次郎君　高倉武右衛門君　舘入榮次郎君

掛塲吉右衞門君

牧入役

小泉又三郎君

一、文章の澁滯にして其の流暢を缺きしのみならず、意義の何となく徹底せず、殆んど茫乎として其の畔岸を望むこと能はざる所以は蓋し鈍筆の然らしむる處にして又一面原稿の如き殆んど浩瀚にして二千頁に達せんと欲す。左れど經費豫算の都合ありしが爲め、或は之を刪正し或は之を改竄したるに飯せずんばあらざる也。

一、上川原野に於ける殖民の計畫漸く其の緒に就き未だ村名さへも冠せざる場合は當村は其の萠芽時代に於て月形村の管轄に屬し、或は其の後に及んで永山村の管轄に屬しつゝ幾多の行政區に變遷したるが爲め、今日より之を觀ん乎殆んど邈乎たるのみならず、其の桑蒼を閲みせる史的脈胳に就ては宛かも劍を揮ふて風を斬るの感なくんばあらず。何となれば其の行政管轄の轉換する毎にその引續を爲せる公文書類の參考すべきもの無く、概して散佚して殆んど韜晦に屬しつつあるが爲め、月形村より、永山村より旭川外三ケ村よりの雜下にありし時代はそ

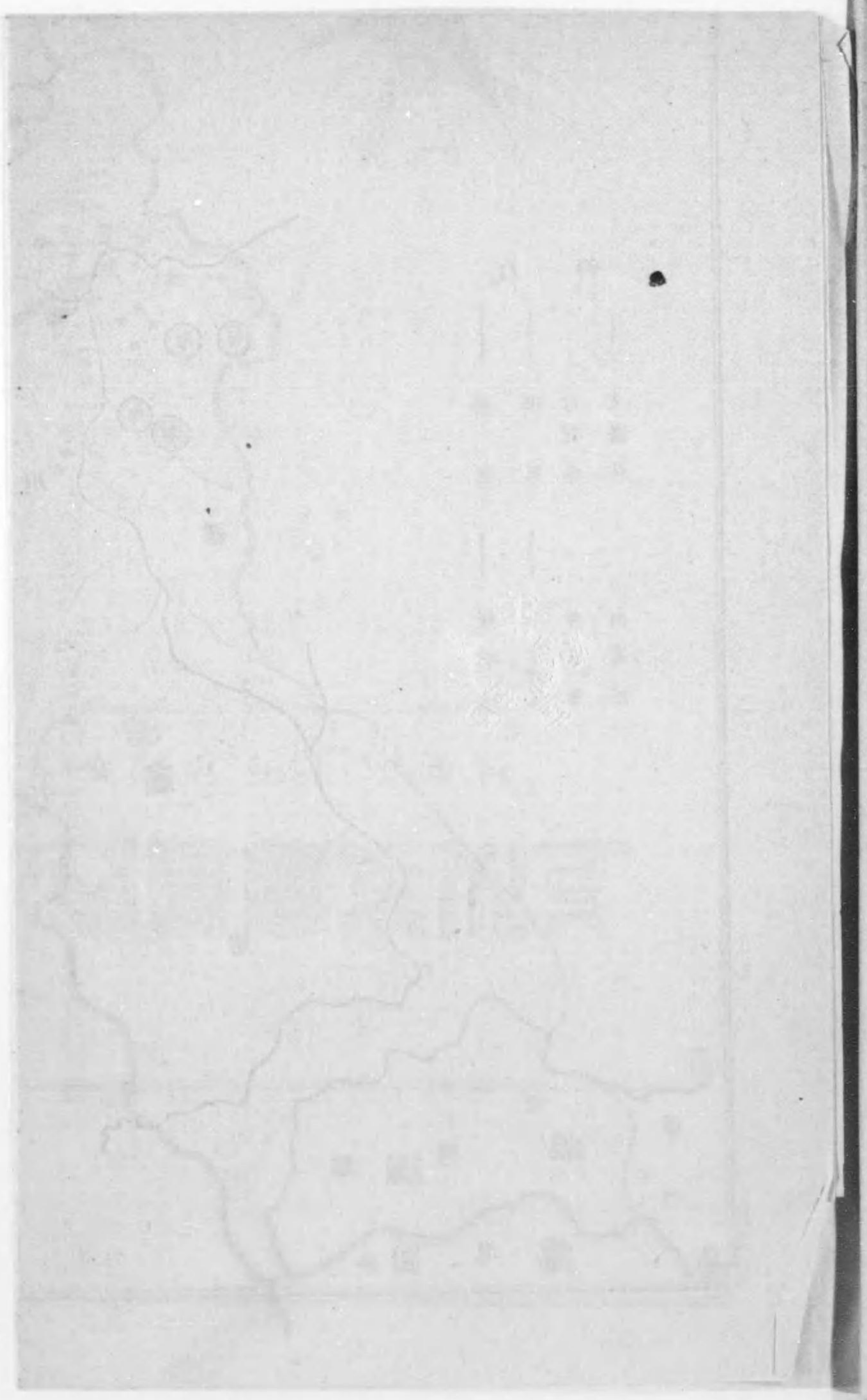

の明燎を欠きしが如き何となく長鞭馬腹に及ばざるの慨みなしとせざるものあれば也。

大正五年晩春

編者

上北支廳管內圖
一之分万十六度尺
0 1 2 3 4 5里
天
中
川
天
中
川
下
名
寄
郡
上
名
寄
上
多
寄
士
川
郡
北
幸
枝
塩
雨
敍
別

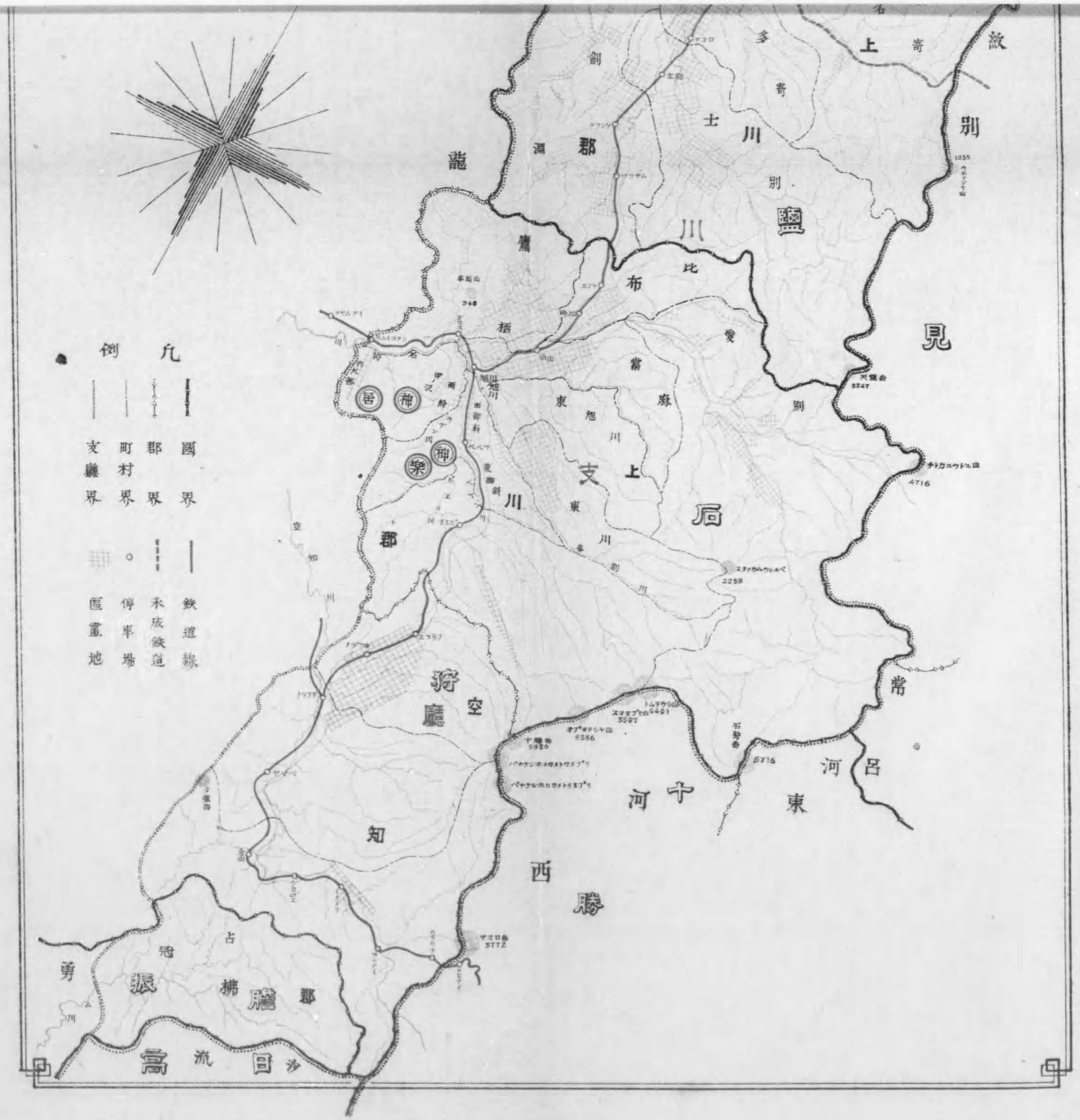
凡例
國界
郡界
町村界
支廳界
鉄道線
未成鉄道
停車場
區畫地
龍
鷹
栖
居
神
樂
神
郡
狩
廳
空
知
西
勝
十
河
東
呂
河
常
石
支
上
川
石
麻
當
愛
別
比
布
川
鹽
川
士
別
多
寄
上
寄
別
敍
見
勇
振
冠
占
拂
膽
郡
高
流
日
沙

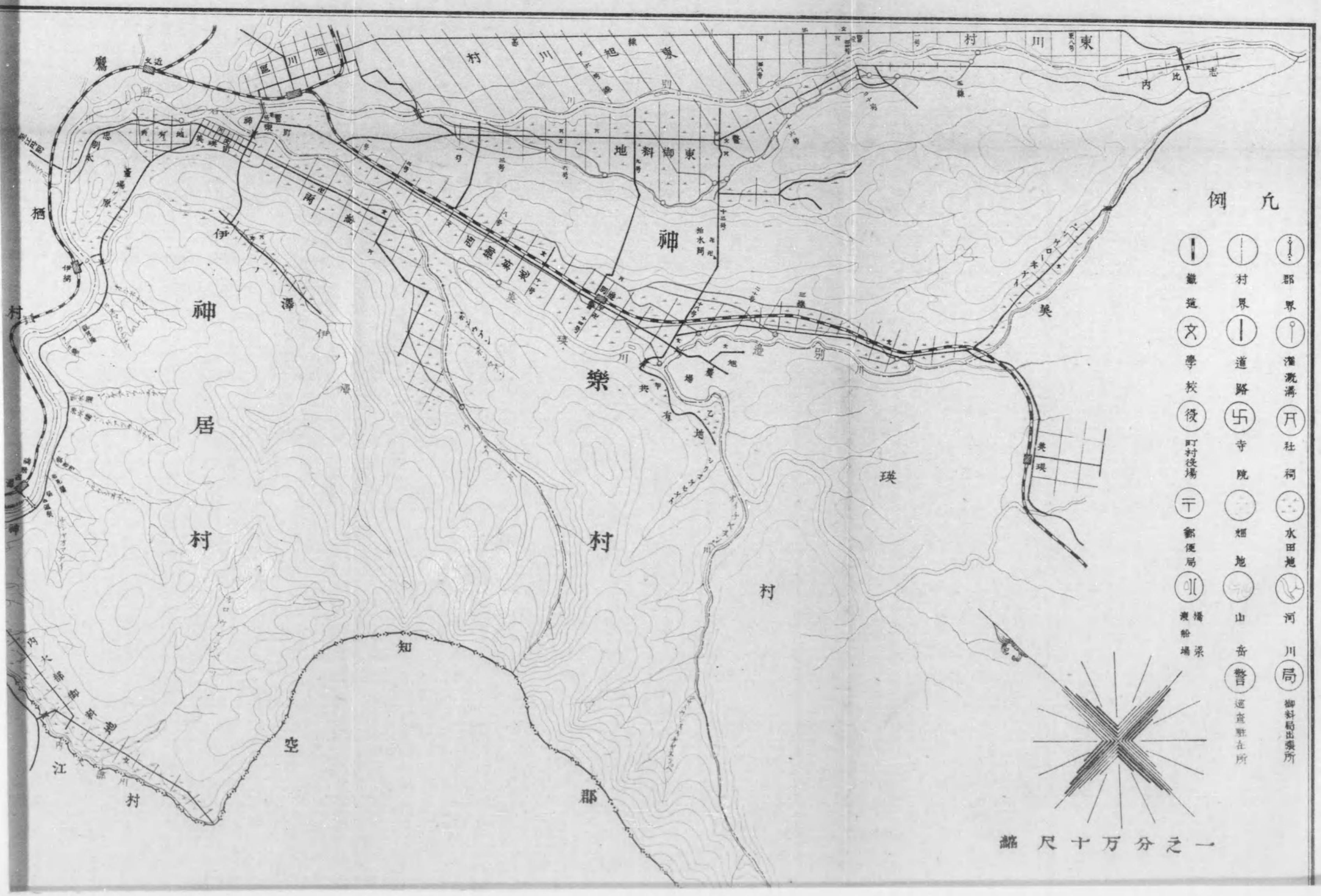
凡例
郡界
灌漑溝
社祠
水田地
河川
局
御料局出張所
村界
道路
寺院
畑地
山岳
警
巡査駐在所
鐵道
學校
役
町村役場
郵便局
橋梁
渡船場
一之分万十尺縮
神樂村
神居村
東川村
東旭川村
東御料地
美瑛
瑛
知
空
郡
江
村
栖
鷹

神樂村 神居村 組合役場管內圖

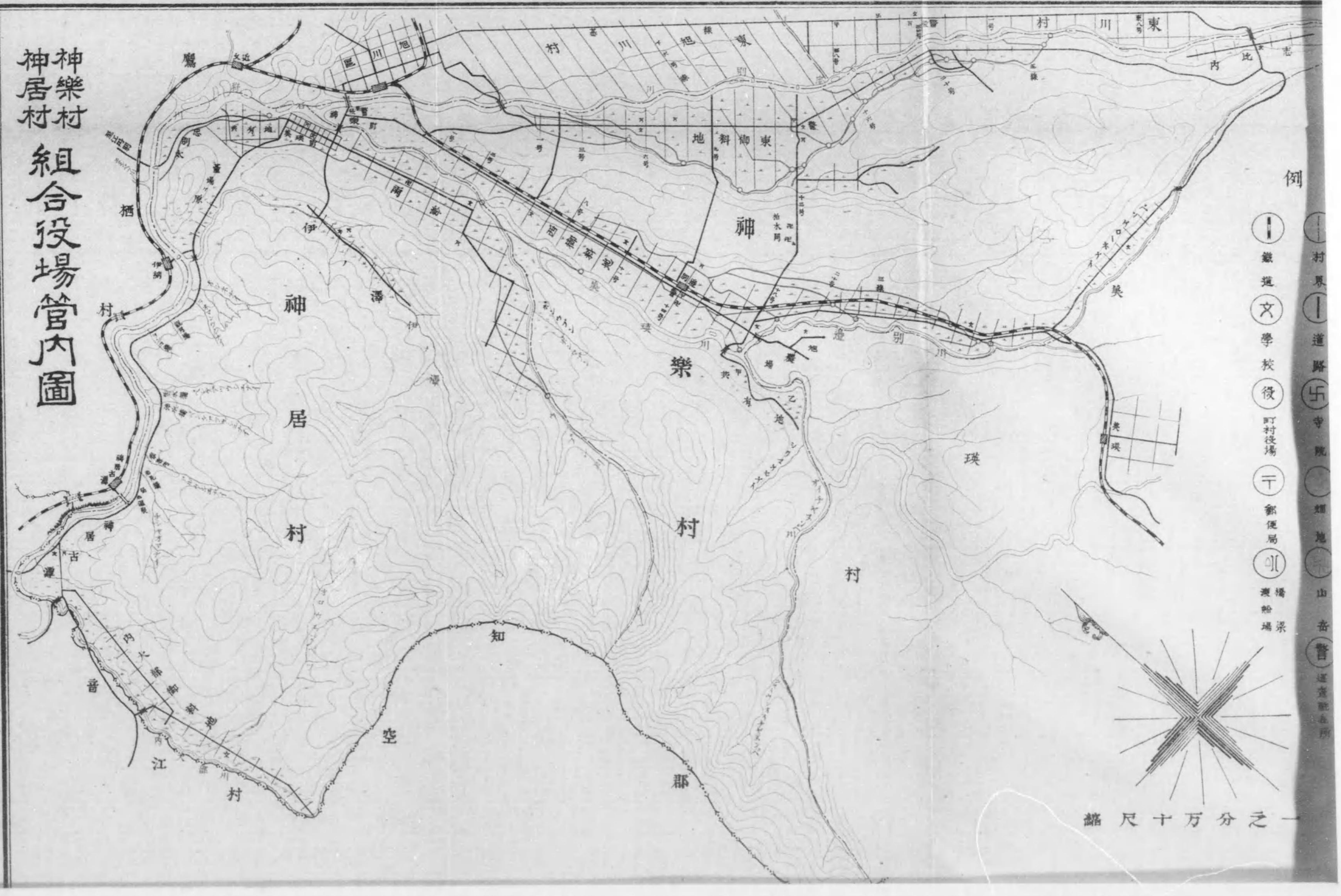

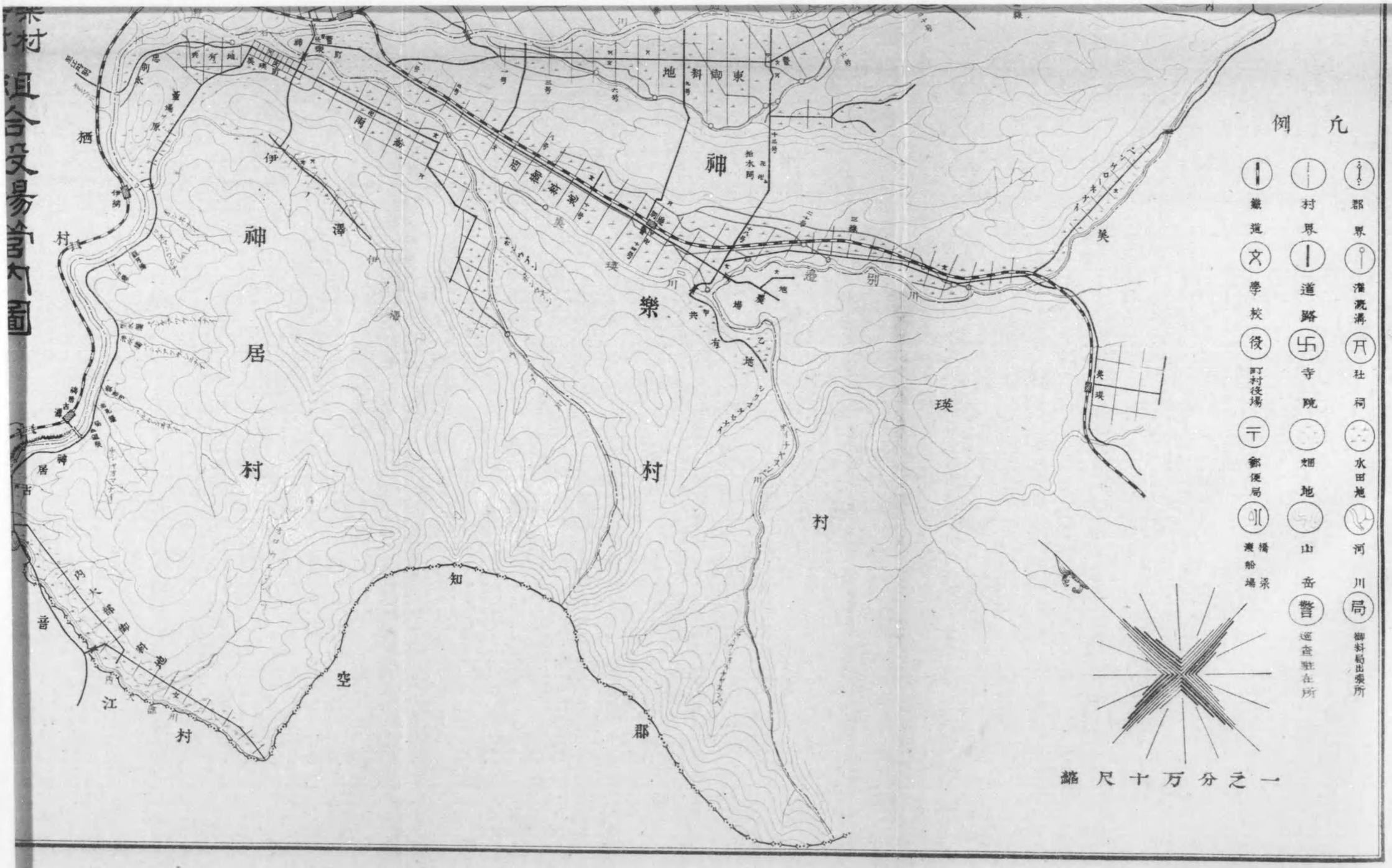
凡例
郡界
灌漑溝
社祠
水田地
河川
局
御料局出張所
村界
道路
寺院
畑地
山岳
警
巡査駐在所
鐵道
學校
役
町村役場
郵便局
橋梁
渡船場
一之分万十尺縮
神
樂
村
神
居
村
神
居
村
神
居
村
知
空
郡
江
村
瑛
美
瑛
川
澤
伊
栖
音
東御料地

神樂村 神居村 組合役場管內圖

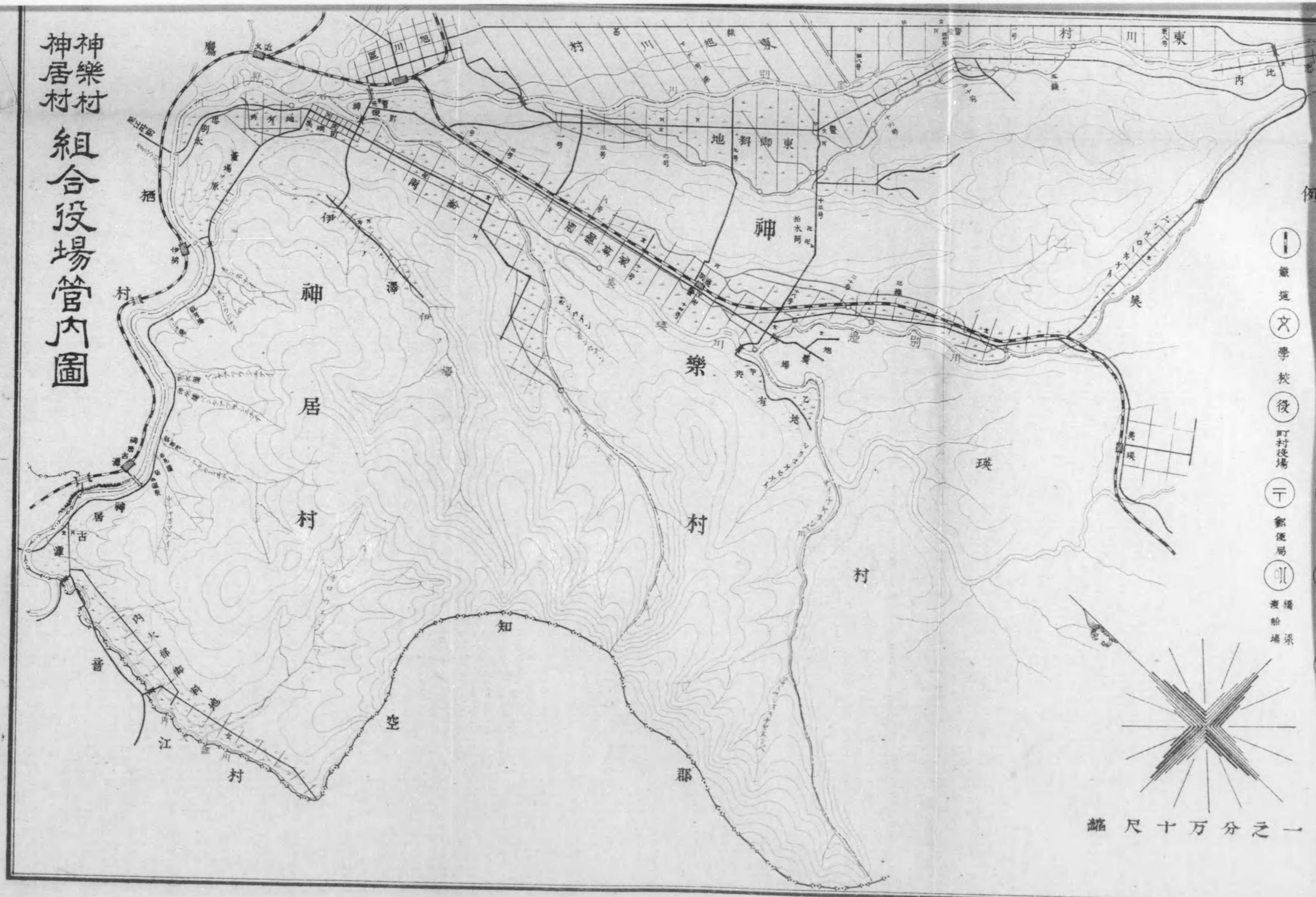

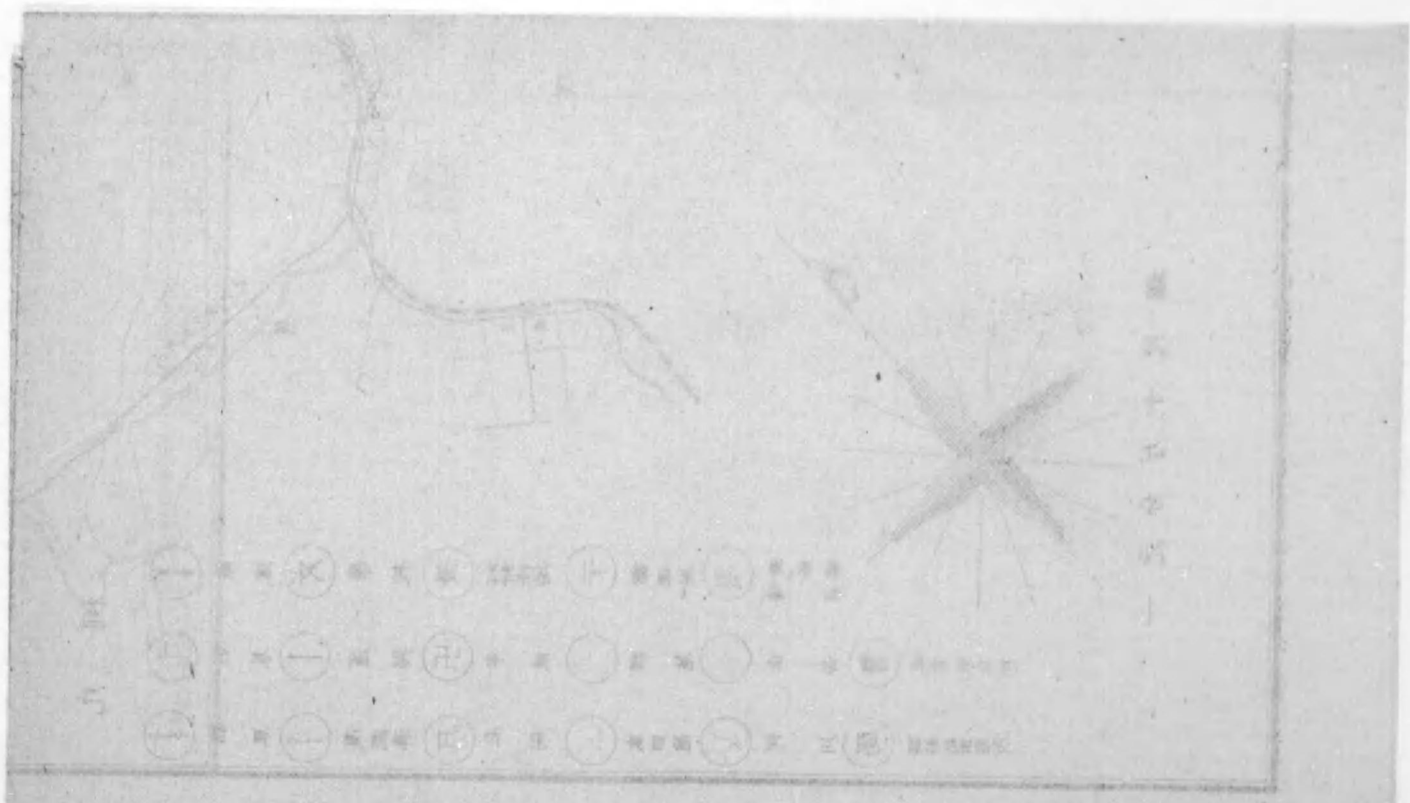

神樂村神居組合役場雪中ノ景ニシテ軒端長ク垂ルハ氷連ナリ

神樂ヶ丘御休憩所

神樂村東御料地土功組合忠別川導水門前面

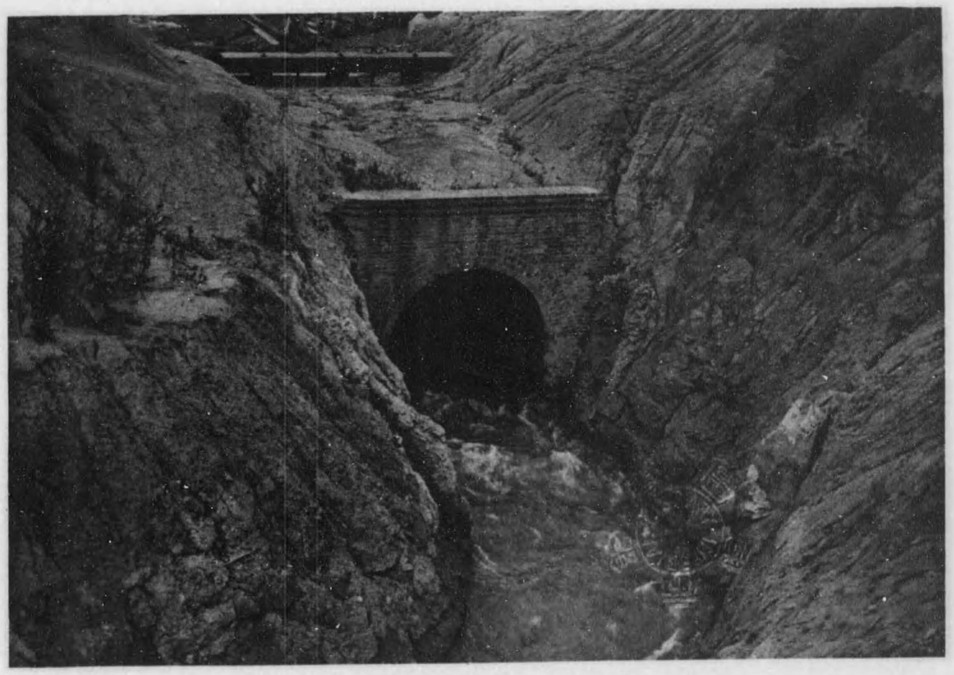

神樂村東御料地土功組合導水門背面

神樂村東御料地水田ノ全景

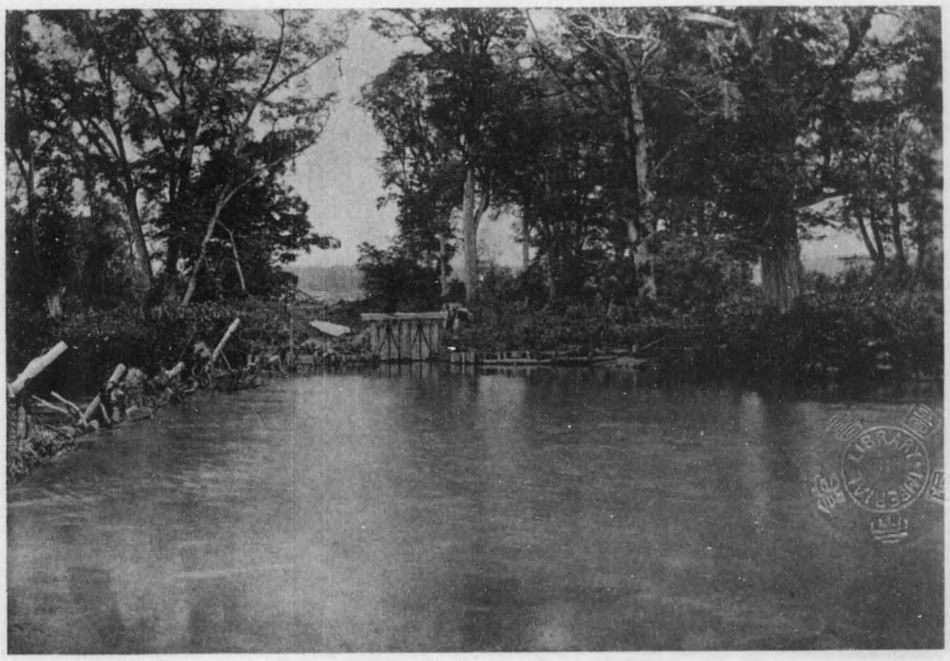

門水導川瑛蓁合組功土地料御西村樂神

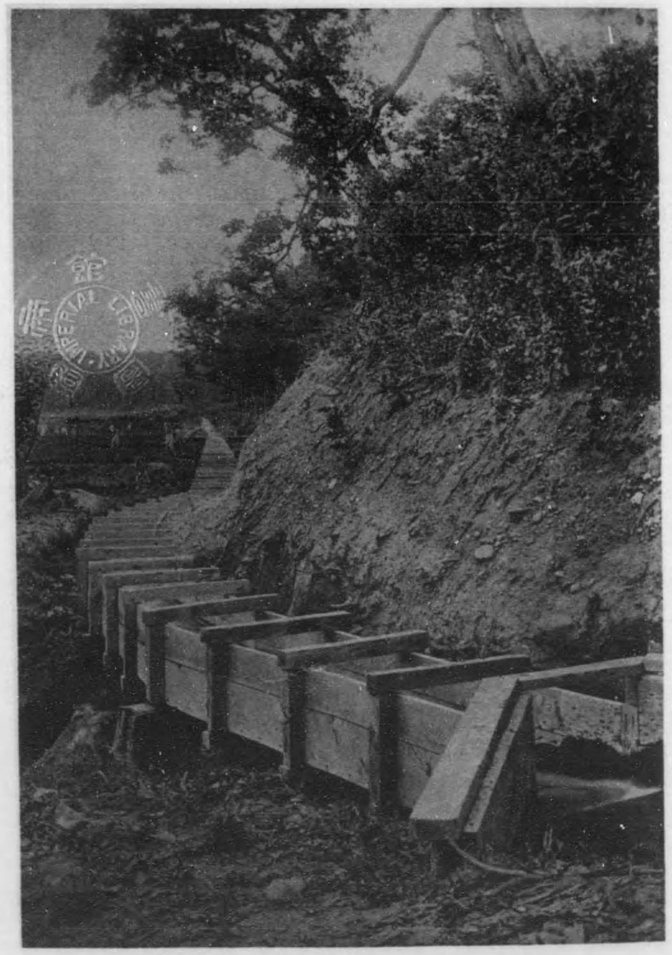

樋掛線手山二第合組功土地料御西村樂神

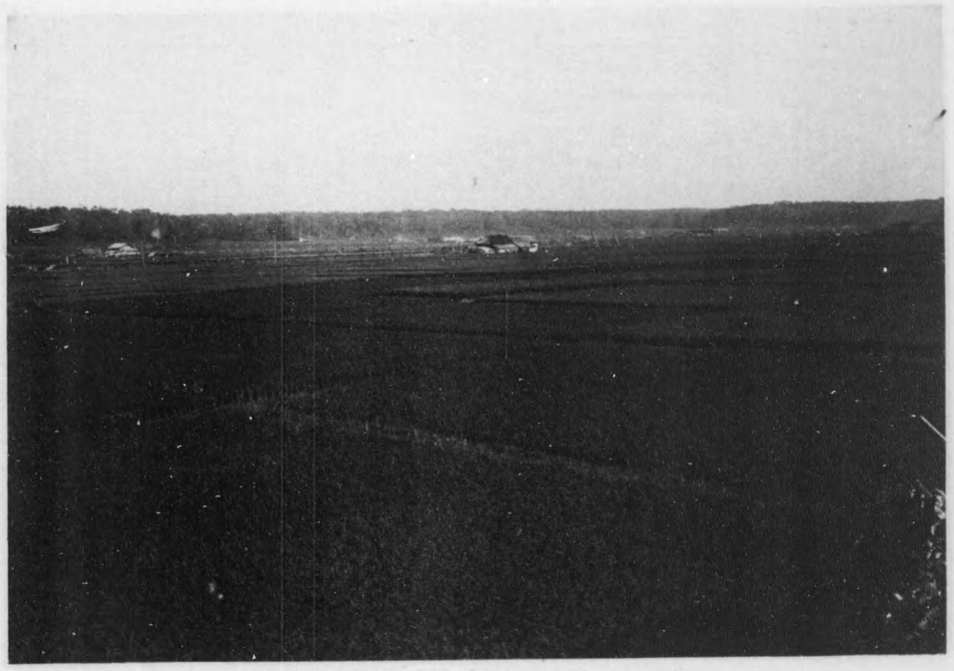

神樂村西御料地水田ノ全景

大正橋ヨリ神樂ケ丘ヲ望ム

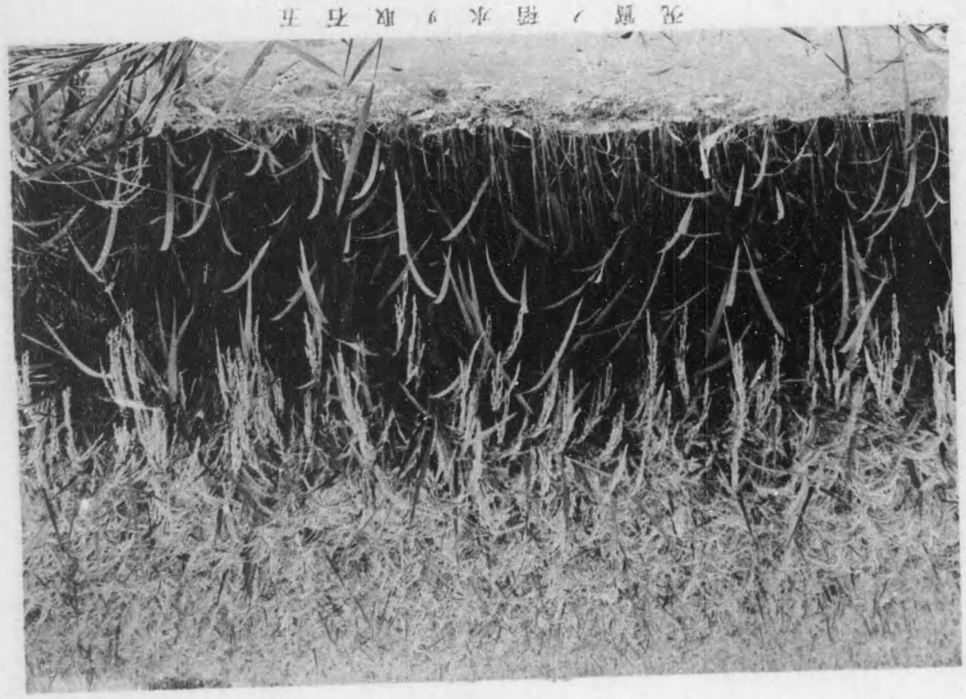

況暫ノ稻水ヲ取石五

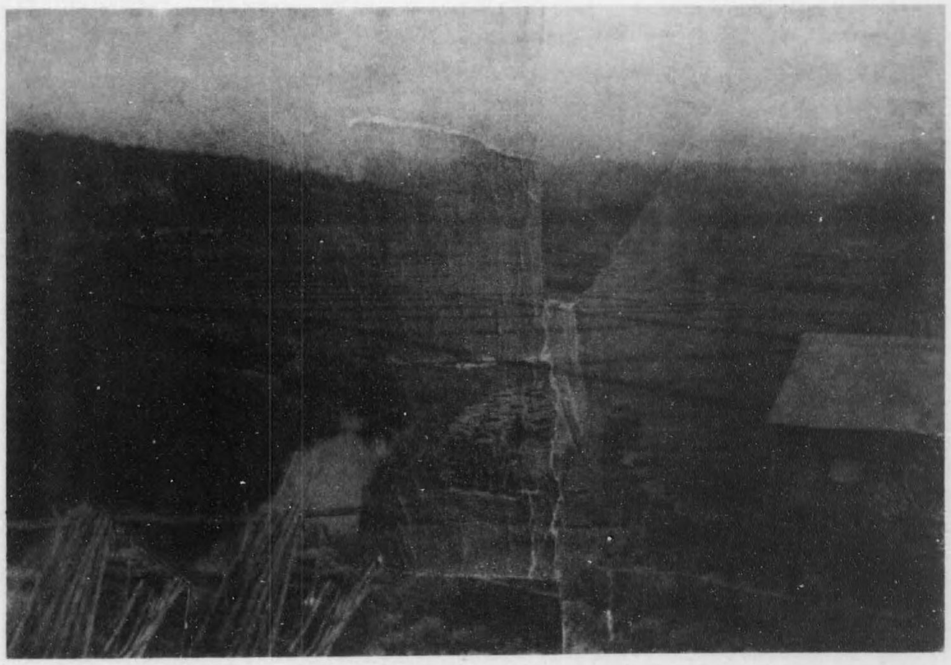

神居村字雨紛水田ノ景　（明治二十九年撮影）

神居村字美瑛町紀念碑附近ノ景

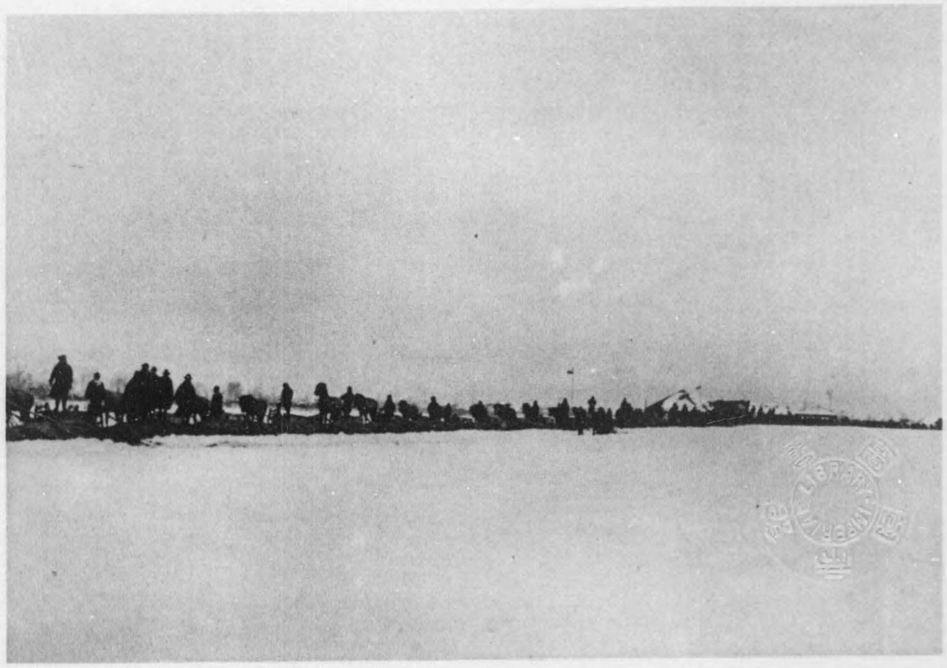

神居村字忠別太村有地雪中道路砂利敷共同作業ノ景

神居村字台場ヶ原ヨリ煉瓦工場附近ヲ望ム

神居村神居古潭ノ絶景　其一

神居村神居古潭ノ絶景　其二

美瑛川橋ヨリ神樂町ヲ望ム

神樂村神居村史目次

第一編　史　論

一、土地　地勢、沿革、氣象　一
二、石狩川系と文明文化　三
三、時勢と石狩川探險（其の一）　一〇
四、時勢と石狩川探險（其の二）　一四
五、神居古潭と松浦武四郎氏（其の一）　一八
六、神居古潭と松浦武四郎氏（其の二）　二二
七、安政年代の上川アイヌ土人　二六
八、東海岸より上川に陸行（最初に神樂村邊別川を跋渉せる探險家）　三〇
九、神樂村邊別川より十勝越の探險（松浦武四郎の十勝日誌）　三四
一〇、上川土人の戸口調査（附開拓使顧問高畑利宣の探討）　三八
一一、函館奉行時代土人の風俗　四二
一二、松本大判官と神居古潭　四六
一三、東御料地土人　四九
一四、コールボクウンクル遺跡　五〇
一五、松前藩の遺制たる運上番屋　五五
一六、屯田兵六年計畫と岩村司法大輔の探險　六〇
一七、屯田兵政策の拓殖經營（神居村開發の第一歩）　六三
一八、桂陸軍次官の上川一行　六八
一九、樺戸集治監と拓發の關係　六九
二〇、安村典獄と渡邊典獄　七〇
二一、上川の農業試作　七一
二二、殖民上先鞭を附けたる道路開鑿　七五
二三、永山長官の上川原野視察　八八
二四、旭川と神居の市街區劃　八九
二五、神樂御料地を相すべく永山長官の特命　九〇
二六、開村の變遷大綱と其の原因　九三
二七、上川離宮造營と永山長官の建議　九七
二八、神樂靈域地の調査　一〇〇
二九、上川線鐵道外二線の開通（第一期及第二期線）　一〇七
三〇、十勝線鐵道と御料地拓發の影響　一〇八
三一、雨紛豫定地と第七師團　一一〇
三二、地形測量と地質調査　一一〇

三四、上川原野の殖民區畫測量　一六
三五、屯田兵舍と雨紛建築材　一六
殖民發達餘論　一七ノ一
第二編　殖民發達
一、永山外一ヶ村戸長本多親美時代　一七
二、旭川村外三ヶ村戸長本多親美時代　二〇
三、旭川村外三ヶ村戸長武市清行時代　二三
四、旭川村外三ヶ村戸長筒井侃時代　三二
五、旭川村外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎時代　三四
六、旭川外三ヶ村戸長仁科養時代　三六
七　美瑛町の開發一班　四五
八、神居村各部落の發達　四八
九、帝室林野局員駐在所の一班　五三
一〇、神樂町巡査駐在所の沿革　五三
一一、美瑛町の發達と教育　五五
一二、ペンケローネナイと教育の關係　五八
一三、内大部の拓殖民と開校地　五九
一四、伊野澤簡易教育の設置　六一
一五、雨紛原野の拓發と假校舍教育　六二
一六、開墾と教育機關　六三
一七、美瑛町最初の殖民的進歩　一六四
一八、開發初期の東御料地（神樂村）　一六七
一九、忠別北（東御料地）　一七三
二〇、忠別南（同　上）　一七五
二一、東第二校設置の決議と申請　一七六
二二、簡易教育所の設置（東第三校の前身）　一七八
二三、上忠別（東御料地）　一七九
二四、忠別十三號奥　一八〇
二五、志比内の發達と殖民教育　一八一
二六、東御料地分贍區　一八四
二七、東御料地郵便局　一八四
二八、東御料地巡査駐在所　一八八
二九、西御料地の發達　一八八
三〇、邊別農區　一九五
三一、ペンケローチナイ　一九七
三二、西御料地の新區畫　一九八
三三、西御料地分贍區　一九九
三四、邊別巡査駐在所　一九九
三五、西第二校の開創と拓發狀態　二〇〇
三六、拓發進歩と教育所　二〇一
三七、西第一校の區域と拓發狀態　二〇二
三八、西御料地簡易教育所（西第一校の分教場）　二〇三
三九、西御料郵便局　二〇五
四〇、邊別郵便局の創設　二〇八
四一、邊別郵便局の範圍　二〇九
四二、邊別驛停車場の開始　二一一
殖民戸口
四三、初期殖民の膨脹（明治廿五年より卅四年迄の戸口）　二一二
四四、縣別より觀たる移住殖民　二一三
四五、來住者と原籍府縣別　二一四
四六、土地兼併の萌芽（雨紛耕地に於ける所有權の變態）　二一五
四七、大灌漑溝の開鑿　二一七
四八、仁科戸長の基本財産に對する意圖　二一八
四九、神居村共有地の貸借法及其の變遷　二二三
五〇、神居共有地に於ける地代料金　二二四
土木經營
五一、伊野澤道路開鑿難　二二四
五二、神樂町の草分と發達　二二七
五三、雨紛水田の開發と灌漑溝（上川米作の鼻祖杉澤繁吉）　二三一
五四、明治卅二年の神居神樂に於ける戸口　二三二
五五、蝗虫の大襲來　二三四
五六、上川御料地と出張所　二三五
五七、明治卅一年の洪水と杉田長官　二三八
五八、神居村總代人の變遷　二三九
五九、神樂村總代人の變遷　二四四
財政一班
六〇、明治卅二年度村歳入歳出　二五〇
六一、村歳入の財源　二五四
六二、順風に帆を孕せる趨勢　二五五
六三、神居村税收入の趨勢　二五六
六四、明治三十二年度戸別割調査會　二六〇
第三編　基本財産造營編
（イ）神居村字忠別太の基本財産　二六三
（ロ）監獄署敷地としての献納決議　二六三
（ハ）忠別太共有地の貸下動機　二六八
（ニ）水田開發と村債の企圖　二七〇
（ホ）神居土功組合計畫と雨紛水利會との關係　二七二
（ヘ）神居村灌漑溝開鑿に就ての協議會　二七六

（ヰ）神居小學校の樹栽地　三五六
（ノ）神居小學校の敷地及學田地　三五五
（オ）伊野澤教育所の樹栽地　三五四
（ク）神居古潭教育所の學田地　三五四
（ヤ）同　所の樹栽地　三五四
（マ）內大部教育所の學田地　三五四
（ケ）雨紛原野の貸下及附與　三五四
（フ）雨紛原野に於ける共有地基本財産　三五四
（コ）神樂村美瑛原野の開墾難　三五三
（エ）神樂村共有地の開墾地の狀態　三五二
（テ）美瑛原野其有地の經營　三五四
（ア）美瑛共有地の貸下難　三五五
（サ）美瑛共有地の現況　三五四
（キ）美瑛共有地の歲出と開墾　三五二
（ユ）貸下申請及起業方法　三五二
（メ）創業時代よりの收支統觀　三五二
（ミ）同　上　三五一
（シ）起債計畫の變遷　三五〇
（ヱ）忠別太共有地の救濟策　成功又一跌　三四九
（ヒ）忠別太の畑作狀態　三四八
（モ）忠別太共有地の開墾成功　三四八
（セ）未開地失權と資拂申請　三四七
（ス）基本財產の貸付　三四七
（ン）忠別太共有地の管理　三四六
（ム）神居古潭の墓地　三四六
（ウ）美瑛町の都村宅地地　三四五
（ヰ）神居小學校の樹栽地　三四五
（ノ）神居小學校の敷地及學田地　三五五
（オ）伊野澤教育所の樹栽地　三五四
（ク）神居古潭教育所の學田地　三五四
（ヤ）同　所の樹栽地　三五四
（マ）內大部教育所の學田地　三五四
（ケ）雨紛原野の貸下及附與　三五四
（フ）雨紛原野に於ける共有地基本財產　三五四
（コ）神樂村美瑛原野の開墾難　三五三
（エ）神樂村共有地の開墾地の狀態　三五二
（テ）美瑛原野其有地の經營　三五四
（ア）美瑛共有地の貸下難　三五五
（サ）美瑛共有地の現況　三五四
（キ）美瑛共有地の歲出と開墾　三五二
（ユ）貸下申請及起業方法　三五二
（メ）創業時代よりの收支統觀　三五二
（ミ）同　上　三五一
（シ）起債計畫の變遷　三五〇
（ヱ）忠別太共有地の救濟策　成功又一跌　三四九
（ヒ）忠別太の畑作狀態　三四八
（モ）忠別太共有地の開墾成功　三四八
（セ）未開地失權と資拂申請　三四七
（ス）基本財產の貸付　三四七
（ン）忠別太共有地の管理　三四六
（ム）神居古潭の墓地　三四六
（ウ）美瑛町の都村宅地地　三四五
（ヰ）神居小學校の樹栽地　三五六

二、一、第四編　會汎論　三五六
二、一、明治廿八年度神居村總代人會議　三五九
二、二、同廿九年度總代人會議　三六〇
二、三、神樂村神居村組合會議　三六一
二、四、同四十年度組合會議　三六一
二、五、同四十三年度神樂村會（二月四日午前の議事）　三六二
二、六、同　（四月十三日の續きより第十四回開議に至る）　三六二
二、七、同四十二年度神樂村會（紀念忠別太共有地の開墾成功）　三六二
二、八、神樂村會第二回　三六三
二、九、神樂村會（兩校併合問題の波瀾）　三六四
二、一〇、同四十二年度神樂村會（兩校併合問題の落尾）　三六五
二、一一、同四十二年度神樂村會（重要財產處分の議事）　三六五
二、一二、同四十二年度神樂村會（二級町村制施行に伴ふ議事）　三六六
二、一三、同四十二年度神樂村會（其の二）　三六七
二、一四、同四十二年度神樂村會（其の三）　三六八
二、一五、同四十二年度神樂村會（其の四）　三六九
二、一六、同四十二年度神樂村會（其の五）　三七〇
二、一七、同四十二年度神樂村會（其の六）　三七一
二、一八、同四十二年度神樂村會（其の七）　三七二
二、一九、同四十二年度神樂村會（其の八）　三七三
二、二〇、同四十二年度神樂村會（其の九）　三七四
二、二一、同四十二年度神樂村會（其の十）　三七五
二、二二、同四十二年度神樂村會（其の十一）　三七六
二、二三、同四十二年度神樂村會（其の十二）　三七七
二、二四、同四十二年度神樂村會（其の十三）　三七八
二、二五、同四十二年度神樂村會（其の十四）　三七九
二、二六、同四十二年度神樂村會（其の十五）　三八〇
二、二七、同四十二年度神樂村會（其の十六）　三八一
二、二八、同四十二年度神樂村會（其の十七）　三八二
二、二九、同四十二年度神樂村會（其の十八）　三八三
二、三〇、同四十二年度神樂村會（其の十九）　三八四
二、三一、同四十二年度神樂村會（其の二十）　三八五
二、三二、同四十二年度神樂村會（其の二十一）　三八六
二、三三、同四十二年度神樂村會（其の二十二）　三八七
二、三四、同四十二年度神樂村會（其の二十三）　三八八
二、三五、同四十二年度神樂村會（其の二十四）　三八九
二、三六、同四十二年度神樂村會（其の二十五）　三九〇
二、三七、同四十二年度神樂村會（其の二十六）　三九一
二、三八、同四十二年度神樂村會（其の二十七）　三九二
二、三九、同四十二年度神樂村會（其の二十八）　三九三
二、四〇、同四十二年度神樂村會（其の二十九）　三九四
二、四一、同四十二年度神樂村會（其の三十）　三九五
二、四二、同四十二年度神樂村會（其の三十一）　三九六
二、四三、同四十二年度神樂村會（其の三十二）　三九七
二、四四、同四十二年度神樂村會（其の三十三）　三九八
二、四五、同四十二年度神樂村會（其の三十四）　三九九
二、四六、同四十二年度神樂村會（其の三十五）　四〇〇
二、四七、同四十二年度神樂村會（其の三十六）　四〇一
二、四八、同四十二年度神樂村會（其の三十七）　四〇二
二、四九、同四十二年度神樂村會（其の三十八）　四〇三
二、五〇、同四十二年度神樂村會（其の三十九）　四〇四
二、五一、同四十二年度神樂村會（其の四十）　四〇五
二、五二、同四十二年度神樂村會（其の四十一）　四〇六
二、五三、同四十二年度神樂村會（其の四十二）　四〇七
二、五四、同四十二年度神樂村會（其の四十三）　四〇八
二、五五、同四十二年度神樂村會（其の四十四）　四〇九
二、五六、同四十二年度神樂村會（其の四十五）　四一〇
二、五七、同四十二年度神樂村會（其の四十六）　四一一
二、五八、同四十二年度神樂村會（其の四十七）　四一二
二、五九、同四十二年度神樂村會（其の四十八）　四一三
二、六〇、同四十二年度神樂村會（其の四十九）　四一四
二、六一、同四十二年度神樂村會（其の五十）　四一五
二、六二、同四十二年度神樂村會（其の五十一）　四一六
二、六三、同四十二年度神樂村會（其の五十二）　四一七
二、六四、同四十二年度神樂村會（其の五十三）　四一八
二、六五、同四十二年度神樂村會（其の五十四）　四一九
二、六六、同四十二年度神樂村會（其の五十五）　四二〇
二、六七、同四十二年度神樂村會（其の五十六）　四二一
二、六八、同四十二年度神樂村會（其の五十七）　四二二
二、六九、同四十二年度神樂村會（其の五十八）　四二三
二、七〇、同四十二年度神樂村會（其の五十九）　四二四
二、七一、同四十二年度神樂村會（其の六十）　四二五
二、七二、同四十二年度神樂村會（其の六十一）　四二六
二、七三、同四十二年度神樂村會（其の六十二）　四二七
二、七四、同四十二年度神樂村會（其の六十三）　四二八
二、七五、同四十二年度神樂村會（其の六十四）　四二九
二、七六、同四十二年度神樂村會（其の六十五）　四三〇
二、七七、同四十二年度神樂村會（其の六十六）　四三一
二、七八、同四十二年度神樂村會（其の六十七）　四三二
二、七九、同四十二年度神樂村會（其の六十八）　四三三
二、八〇、同四十二年度神樂村會（其の六十九）　四三四
二、八一、同四十二年度神樂村會（其の七十）　四三五
二、八二、同四十二年度神樂村會（其の七十一）　四三六
二、八三、同四十二年度神樂村會（其の七十二）　四三七
二、八四、同四十二年度神樂村會（其の七十三）　四三八
二、八五、同四十二年度神樂村會（其の七十四）　四三九
二、八六、同四十二年度神樂村會（其の七十五）　四四〇
二、八七、同四十二年度神樂村會（其の七十六）　四四一
二、八八、同四十二年度神樂村會（其の七十七）　四四二
二、八九、同四十二年度神樂村會（其の七十八）　四四三
二、九〇、同四十二年度神樂村會（其の七十九）　四四四
二、九一、同四十二年度神樂村會（其の八十）　四四五
二、九二、同四十二年度神樂村會（其の八十一）　四四六
二、九三、同四十二年度神樂村會（其の八十二）　四四七
二、九四、同四十二年度神樂村會（其の八十三）　四四八
二、九五、同四十二年度神樂村會（其の八十四）　四四九
二、九六、同四十二年度神樂村會（其の八十五）　四五〇
二、九七、同四十二年度神樂村會（其の八十六）　四五一
二、九八、同四十二年度神樂村會（其の八十七）　四五二
二、九九、同四十二年度神樂村會（其の八十八）　四五三
二、一〇〇、同四十二年度神樂村會（其の八十九）　四五四
二、一〇一、同四十二年度神樂村會（其の九十）　四五五
二、一〇二、同四十二年度神樂村會（其の九十一）　四五六
二、一〇三、同四十二年度神樂村會（其の九十二）　四五七
二、一〇四、同四十二年度神樂村會（其の九十三）　四五八
二、一〇五、同四十二年度神樂村會（其の九十四）　四五九
二、一〇六、同四十二年度神樂村會（其の九十五）　四六〇
二、一〇七、同四十二年度神樂村會（其の九十六）　四六一
二、一〇八、同四十二年度神樂村會（其の九十七）　四六二
二、一〇九、同四十二年度神樂村會（其の九十八）　四六三
二、一一〇、同四十二年度神樂村會（其の九十九）　四六四
二、一一一、同四十二年度神樂村會（其の百）　四六五
二、一一二、同四十二年度神樂村會（其の百一）　四六六
二、一一三、同四十二年度神樂村會（其の百二）　四六七
二、一一四、同四十二年度神樂村會（其の百三）　四六八
二、一一五、同四十二年度神樂村會（其の百四）　四六九
二、一一六、同四十二年度神樂村會（其の百五）　四七〇
二、一一七、同四十二年度神樂村會（其の百六）　四七一
二、一一八、同四十二年度神樂村會（其の百七）　四七二
二、一一九、同四十二年度神樂村會（其の百八）　四七三
二、一二〇、同四十二年度神樂村會（其の百九）　四七四
二、一二一、同四十二年度神樂村會（其の百十）　四七五
二、一二二、同四十二年度神樂村會（其の百十一）　四七六
二、一二三、同四十二年度神樂村會（其の百十二）　四七七
二、一二四、同四十二年度神樂村會（其の百十三）　四七八
二、一二五、同四十二年度神樂村會（其の百十四）　四七九
二、一二六、同四十二年度神樂村會（其の百十五）　四八〇
二、一二七、同四十二年度神樂村會（其の百十六）　四八一
二、一二八、同四十二年度神樂村會（其の百十七）　四八二
二、一二九、同四十二年度神樂村會（其の百十八）　四八三
二、一三〇、同四十二年度神樂村會（其の百十九）　四八四
二、一三一、同四十二年度神樂村會（其の百二十）　四八五
二、一三二、同四十二年度神樂村會（其の百二十一）　四八六
二、一三三、同四十二年度神樂村會（其の百二十二）　四八七
二、一三四、同四十二年度神樂村會（其の百二十三）　四八八
二、一三五、同四十二年度神樂村會（其の百二十四）　四八九
二、一三六、同四十二年度神樂村會（其の百二十五）　四九〇
二、一三七、同四十二年度神樂村會（其の百二十六）　四九一
二、一三八、同四十二年度神樂村會（其の百二十七）　四九二
二、一三九、同四十二年度神樂村會（其の百二十八）　四九三
二、一四〇、同四十二年度神樂村會（其の百二十九）　四九四
二、一四一、同四十二年度神樂村會（其の百三十）　四九五
二、一四二、同四十二年度神樂村會（其の百三十一）　四九六
二、一四三、同四十二年度神樂村會（其の百三十二）　四九七
二、一四四、同四十二年度神樂村會（其の百三十三）　四九八
二、一四五、同四十二年度神樂村會（其の百三十四）　四九九
二、一四六、同四十二年度神樂村會（其の百三十五）　五〇〇
二、一四七、同四十二年度神樂村會（其の百三十六）　五〇一
二、一四八、同四十二年度神樂村會（其の百三十七）　五〇二
二、一四九、同四十二年度神樂村會（其の百三十八）　五〇三
二、一五〇、同四十二年度神樂村會（其の百三十九）　五〇四
二、一五一、同四十二年度神樂村會（其の百四十）　五〇五
二、一五二、同四十二年度神樂村會（其の百四十一）　五〇六
二、一五三、同四十二年度神樂村會（其の百四十二）　五〇七
二、一五四、同四十二年度神樂村會（其の百四十三）　五〇八
二、一五五、同四十二年度神樂村會（其の百四十四）　五〇九
二、一五六、同四十二年度神樂村會（其の百四十五）　五一〇
二、一五七、同四十二年度神樂村會（其の百四十六）　五一一
二、一五八、同四十二年度神樂村會（其の百四十七）　五一二
二、一五九、同四十二年度神樂村會（其の百四十八）　五一三
二、一六〇、同四十二年度神樂村會（其の百四十九）　五一四
二、一六一、同四十二年度神樂村會（其の百五十）　五一五
二、一六二、同四十二年度神樂村會（其の百五十一）　五一六
二、一六三、同四十二年度神樂村會（其の百五十二）　五一七
二、一六四、同四十二年度神樂村會（其の百五十三）　五一八
二、一六五、同四十二年度神樂村會（其の百五十四）　五一九
二、一六六、同四十二年度神樂村會（其の百五十五）　五二〇
二、一六七、同四十二年度神樂村會（其の百五十六）　五二一
二、一六八、同四十二年度神樂村會（其の百五十七）　五二二
二、一六九、同四十二年度神樂村會（其の百五十八）　五二三
二、一七〇、同四十二年度神樂村會（其の百五十九）　五二四
二、一七一、同四十二年度神樂村會（其の百六十）　五二五
二、一七二、同四十二年度神樂村會（其の百六十一）　五二六
二、一七三、同四十二年度神樂村會（其の百六十二）　五二七
二、一七四、同四十二年度神樂村會（其の百六十三）　五二八
二、一七五、同四十二年度神樂村會（其の百六十四）　五二九
二、一七六、同四十二年度神樂村會（其の百六十五）　五三〇
二、一七七、同四十二年度神樂村會（其の百六十六）　五三一
二、一七八、同四十二年度神樂村會（其の百六十七）　五三二
二、一七九、同四十二年度神樂村會（其の百六十八）　五三三
二、一八〇、同四十二年度神樂村會（其の百六十九）　五三四
二、一八一、同四十二年度神樂村會（其の百七十）　五三五
二、一八二、同四十二年度神樂村會（其の百七十一）　五三六
二、一八三、同四十二年度神樂村會（其の百七十二）　五三七
二、一八四、同四十二年度神樂村會（其の百七十三）　五三八
二、一八五、同四十二年度神樂村會（其の百七十四）　五三九
二、一八六、同四十二年度神樂村會（其の百七十五）　五四〇
二、一八七、同四十二年度神樂村會（其の百七十六）　五四一
二、一八八、同四十二年度神樂村會（其の百七十七）　五四二
二、一八九、同四十二年度神樂村會（其の百七十八）　五四三
二、一九〇、同四十二年度神樂村會（其の百七十九）　五四四
二、一九一、同四十二年度神樂村會（其の百八十）　五四五
二、一九二、同四十二年度神樂村會（其の百八十一）　五四六
二、一九三、同四十二年度神樂村會（其の百八十二）　五四七
二、一九四、同四十二年度神樂村會（其の百八十三）　五四八
二、一九五、同四十二年度神樂村會（其の百八十四）　五四九
二、一九六、同四十二年度神樂村會（其の百八十五）　五五〇
二、一九七、同四十二年度神樂村會（其の百八十六）　五五一
二、一九八、同四十二年度神樂村會（其の百八十七）　五五二
二、一九九、同四十二年度神樂村會（其の百八十八）　五五三
二、二〇〇、同四十二年度神樂村會（其の百八十九）　五五四
二、二〇一、同四十二年度神樂村會（其の百九十）　五五五
二、二〇二、同四十二年度神樂村會（其の百九十一）　五五六
二、二〇三、同四十二年度神樂村會（其の百九十二）　五五七
二、二〇四、同四十二年度神樂村會（其の百九十三）　五五八
二、二〇五、同四十二年度神樂村會（其の百九十四）　五五九
二、二〇六、同四十二年度神樂村會（其の百九十五）　五六〇
二、二〇七、同四十二年度神樂村會（其の百九十六）　五六一
二、二〇八、同四十二年度神樂村會（其の百九十七）　五六二
二、二〇九、同四十二年度神樂村會（其の百九十八）　五六三
二、二一〇、同四十二年度神樂村會（其の百九十九）　五六四
二、二一一、同四十二年度神樂村會（其の二百）　五六五
二、二一二、同四十二年度神樂村會（其の二百一）　五六六
二、二一三、同四十二年度神樂村會（其の二百二）　五六七
二、二一四、同四十二年度神樂村會（其の二百三）　五六八
二、二一五、同四十二年度神樂村會（其の二百四）　五六九
二、二一六、同四十二年度神樂村會（其の二百五）　五七〇
二、二一七、同四十二年度神樂村會（其の二百六）　五七一
二、二一八、同四十二年度神樂村會（其の二百七）　五七二
二、二一九、同四十二年度神樂村會（其の二百八）　五七三
二、二二〇、同四十二年度神樂村會（其の二百九）　五七四
二、二二一、同四十二年度神樂村會（其の二百十）　五七五
二、二二二、同四十二年度神樂村會（其の二百十一）　五七六
二、二二三、同四十二年度神樂村會（其の二百十二）　五七七
二、二二四、同四十二年度神樂村會（其の二百十三）　五七八
二、二二五、同四十二年度神樂村會（其の二百十四）　五七九
二、二二六、同四十二年度神樂村會（其の二百十五）　五八〇
二、二二七、同四十二年度神樂村會（其の二百十六）　五八一
二、二二八、同四十二年度神樂村會（其の二百十七）　五八二
二、二二九、同四十二年度神樂村會（其の二百十八）　五八三
二、二三〇、同四十二年度神樂村會（其の二百十九）　五八四
二、二三一、同四十二年度神樂村會（其の二百二十）　五八五
二、二三二、同四十二年度神樂村會（其の二百二十一）　五八六
二、二三三、同四十二年度神樂村會（其の二百二十二）　五八七
二、二三四、同四十二年度神樂村會（其の二百二十三）　五八八
二、二三五、同四十二年度神樂村會（其の二百二十四）　五八九
二、二三六、同四十二年度神樂村會（其の二百二十五）　五九〇
二、二三七、同四十二年度神樂村會（其の二百二十六）　五九一
二、二三八、同四十二年度神樂村會（其の二百二十七）　五九二
二、二三九、同四十二年度神樂村會（其の二百二十八）　五九三
二、二四〇、同四十二年度神樂村會（其の二百二十九）　五九四
二、二四一、同四十二年度神樂村會（其の二百三十）　五九五
二、二四二、同四十二年度神樂村會（其の二百三十一）　五九六
二、二四三、同四十二年度神樂村會（其の二百三十二）　五九七
二、二四四、同四十二年度神樂村會（其の二百三十三）　五九八
二、二四五、同四十二年度神樂村會（其の二百三十四）　五九九
二、二四六、同四十二年度神樂村會（其の二百三十五）　六〇〇
二、二四七、同四十二年度神樂村會（其の二百三十六）　六〇一
二、二四八、同四十二年度神樂村會（其の二百三十七）　六〇二
二、二四九、同四十二年度神樂村會（其の二百三十八）　六〇三
二、二五〇、同四十二年度神樂村會（其の二百三十九）　六〇四
二、二五一、同四十二年度神樂村會（其の二百四十）　六〇五
二、二五二、同四十二年度神樂村會（其の二百四十一）　六〇六
二、二五三、同四十二年度神樂村會（其の二百四十二）　六〇七
二、二五四、同四十二年度神樂村會（其の二百四十三）　六〇八
二、二五五、同四十二年度神樂村會（其の二百四十四）　六〇九
二、二五六、同四十二年度神樂村會（其の二百四十五）　六一〇
二、二五七、同四十二年度神樂村會（其の二百四十六）　六一一
二、二五八、同四十二年度神樂村會（其の二百四十七）　六一二
二、二五九、同四十二年度神樂村會（其の二百四十八）　六一三
二、二六〇、同四十二年度神樂村會（其の二百四十九）　六一四
二、二六一、同四十二年度神樂村會（其の二百五十）　六一五
二、二六二、同四十二年度神樂村會（其の二百五十一）　六一六
二、二六三、同四十二年度神樂村會（其の二百五十二）　六一七
二、二六四、同四十二年度神樂村會（其の二百五十三）　六一八
二、二六五、同四十二年度神樂村會（其の二百五十四）　六一九
二、二六六、同四十二年度神樂村會（其の二百五十五）　六二〇
二、二六七、同四十二年度神樂村會（其の二百五十六）　六二一
二、二六八、同四十二年度神樂村會（其の二百五十七）　六二二
二、二六九、同四十二年度神樂村會（其の二百五十八）　六二三
二、二七〇、同四十二年度神樂村會（其の二百五十九）　六二四
二、二七一、同四十二年度神樂村會（其の二百六十）　六二五
二、二七二、同四十二年度神樂村會（其の二百六十一）　六二六
二、二七三、同四十二年度神樂村會（其の二百六十二）　六二七
二、二七四、同四十二年度神樂村會（其の二百六十三）　六二八
二、二七五、同四十二年度神樂村會（其の二百六十四）　六二九
二、二七六、同四十二年度神樂村會（其の二百六十五）　六三〇
二、二七七、同四十二年度神樂村會（其の二百六十六）　六三一
二、二七八、同四十二年度神樂村會（其の二百六十七）　六三二
二、二七九、同四十二年度神樂村會（其の二百六十八）　六三三
二、二八〇、同四十二年度神樂村會（其の二百六十九）　六三四
二、二八一、同四十二年度神樂村會（其の二百七十）　六三五
二、二八二、同四十二年度神樂村會（其の二百七十一）　六三六
二、二八三、同四十二年度神樂村會（其の二百七十二）　六三七
二、二八四、同四十二年度神樂村會（其の二百七十三）　六三八
二、二八五、同四十二年度神樂村會（其の二百七十四）　六三九
二、二八六、同四十二年度神樂村會（其の二百七十五）　六四〇
二、二八七、同四十二年度神樂村會（其の二百七十六）　六四一
二、二八八、同四十二年度神樂村會（其の二百七十七）　六四二
二、二八九、同四十二年度神樂村會（其の二百七十八）　六四三
二、二九〇、同四十二年度神樂村會（其の二百七十九）　六四四
二、二九一、同四十二年度神樂村會（其の二百八十）　六四五
二、二九二、同四十二年度神樂村會（其の二百八十一）　六四六
二、二九三、同四十二年度神樂村會（其の二百八十二）　六四七
二、二九四、同四十二年度神樂村會（其の二百八十三）　六四八
二、二九五、同四十二年度神樂村會（其の二百八十四）　六四九
二、二九六、同四十二年度神樂村會（其の二百八十五）　六五〇
二、二九七、同四十二年度神樂村會（其の二百八十六）　六五一
二、二九八、同四十二年度神樂村會（其の二百八十七）　六五二
二、二九九、同四十二年度神樂村會（其の二百八十八）　六五三
二、三〇〇、同四十二年度神樂村會（其の二百八十九）　六五四
二、三〇一、同四十二年度神樂村會（其の二百九十）　六五五
二、三〇二、同四十二年度神樂村會（其の二百九十一）　六五六
二、三〇三、同四十二年度神樂村會（其の二百九十二）　六五七
二、三〇四、同四十二年度神樂村會（其の二百九十三）　六五八
二、三〇五、同四十二年度神樂村會（其の二百九十四）　六五九
二、三〇六、同四十二年度神樂村會（其の二百九十五）　六六〇
二、三〇七、同四十二年度神樂村會（其の二百九十六）　六六一
二、三〇八、同四十二年度神樂村會（其の二百九十七）　六六二
二、三〇九、同四十二年度神樂村會（其の二百九十八）　六六三
二、三一〇、同四十二年度神樂村會（其の二百九十九）　六六四
二、三一一、同四十二年度神樂村會（其の三百）　六六五
二、三一二、同四十二年度神樂村會（其の三百一）　六六六
二、三一三、同四十二年度神樂村會（其の三百二）　六六七
二、三一四、同四十二年度神樂村會（其の三百三）　六六八
二、三一五、同四十二年度神樂村會（其の三百四）　六六九
二、三一六、同四十二年度神樂村會（其の三百五）　六七〇
二、三一七、同四十二年度神樂村會（其の三百六）　六七一
二、三一八、同四十二年度神樂村會（其の三百七）　六七二
二、三一九、同四十二年度神樂村會（其の三百八）　六七三
二、三二〇、同四十二年度神樂村會（其の三百九）　六七四
二、三二一、同四十二年度神樂村會（其の三百十）　六七五
二、三二二、同四十二年度神樂村會（其の三百十一）　六七六
二、三二三、同四十二年度神樂村會（其の三百十二）　六七七
二、三二四、同四十二年度神樂村會（其の三百十三）　六七八
二、三二五、同四十二年度神樂村會（其の三百十四）　六七九
二、三二六、同四十二年度神樂村會（其の三百十五）　六八〇
二、三二七、同四十二年度神樂村會（其の三百十六）　六八一
二、三二八、同四十二年度神樂村會（其の三百十七）　六八二
二、三二九、同四十二年度神樂村會（其の三百十八）　六八三
二、三三〇、同四十二年度神樂村會（其の三百十九）　六八四
二、三三一、同四十二年度神樂村會（其の三百二十）　六八五
二、三三二、同四十二年度神樂村會（其の三百二十一）　六八六
二、三三三、同四十二年度神樂村會（其の三百二十二）　六八七
二、三三四、同四十二年度神樂村會（其の三百二十三）　六八八
二、三三五、同四十二年度神樂村會（其の三百二十四）　六八九
二、三三六、同四十二年度神樂村會（其の三百二十五）　六九〇
二、三三七、同四十二年度神樂村會（其の三百二十六）　六九一
二、三三八、同四十二年度神樂村會（其の三百二十七）　六九二
二、三三九、同四十二年度神樂村會（其の三百二十八）　六九三
二、三四〇、同四十二年度神樂村會（其の三百二十九）　六九四
二、三四一、同四十二年度神樂村會（其の三百三十）　六九五
二、三四二、同四十二年度神樂村會（其の三百三十一）　六九六
二、三四三、同四十二年度神樂村會（其の三百三十二）　六九七
二、三四四、同四十二年度神樂村會（其の三百三十三）　六九八
二、三四五、同四十二年度神樂村會（其の三百三十四）　六九九
二、三四六、同四十二年度神樂村會（其の三百三十五）　七〇〇
二、三四七、同四十二年度神樂村會（其の三百三十六）　七〇一
二、三四八、同四十二年度神樂村會（其の三百三十七）　七〇二
二、三四九、同四十二年度神樂村會（其の三百三十八）　七〇三
二、三五〇、同四十二年度神樂村會（其の三百三十九）　七〇四
二、三五一、同四十二年度神樂村會（其の三百四十）　七〇五
二、三五二、同四十二年度神樂村會（其の三百四十一）　七〇六
二、三五三、同四十二年度神樂村會（其の三百四十二）　七〇七
二、三五四、同四十二年度神樂村會（其の三百四十三）　七〇八
二、三五五、同四十二年度神樂村會（其の三百四十四）　七〇九
二、三五六、同四十二年度神樂村會（其の三百四十五）　七一〇
二、三五七、同四十二年度神樂村會（其の三百四十六）　七一一
二、三五八、同四十二年度神樂村會（其の三百四十七）　七一二
二、三五九、同四十二年度神樂村會（其の三百四十八）　七一三
二、三六〇、同四十二年度神樂村會（其の三百四十九）　七一四
二、三六一、同四十二年度神樂村會（其の三百五十）　七一五
二、三六二、同四十二年度神樂村會（其の三百五十一）　七一六
二、三六三、同四十二年度神樂村會（其の三百五十二）　七一七
二、三六四、同四十二年度神樂村會（其の三百五十三）　七一八
二、三六五、同四十二年度神樂村會（其の三百五十四）　七一九
二、三六六、同四十二年度神樂村會（其の三百五十五）　七二〇
二、三六七、同四十二年度神樂村會（其の三百五十六）　七二一
二、三六八、同四十二年度神樂村會（其の三百五十七）　七二二
二、三六九、同四十二年度神樂村會（其の三百五十八）　七二三
二、三七〇、同四十二年度神樂村會（其の三百五十九）　七二四
二、三七一、同四十二年度神樂村會（其の三百六十）　七二五
二、三七二、同四十二年度神樂村會（其の三百六十一）　七二六
二、三七三、同四十二年度神樂村會（其の三百六十二）　七二七
二、三七四、同四十二年度神樂村會（其の三百六十三）　七二八
二、三七五、同四十二年度神樂村會（其の三百六十四）　七二九
二、三七六、同四十二年度神樂村會（其の三百六十五）　七三〇
二、三七七、同四十二年度神樂村會（其の三百六十六）　七三一
二、三七八、同四十二年度神樂村會（其の三百六十七）　七三二
二、三七九、同四十二年度神樂村會（其の三百六十八）　七三三
二、三八〇、同四十二年度神樂村會（其の三百六十九）　七三四
二、三八一、同四十二年度神樂村會（其の三百七十）　七三五
二、三八二、同四十二年度神樂村會（其の三百七十一）　七三六
二、三八三、同四十二年度神樂村會（其の三百七十二）　七三七
二、三八四、同四十二年度神樂村會（其の三百七十三）　七三八
二、三八五、同四十二年度神樂村會（其の三百七十四）　七三九
二、三八六、同四十二年度神樂村會（其の三百七十五）　七四〇
二、三八七、同四十二年度神樂村會（其の三百七十六）　七四一
二、三八八、同四十二年度神樂村會（其の三百七十七）　七四二
二、三八九、同四十二年度神樂村會（其の三百七十八）　七四三
二、三九〇、同四十二年度神樂村會（其の三百七十九）　七四四
二、三九一、同四十二年度神樂村會（其の三百八十）　七四五
二、三九二、同四十二年度神樂村會（其の三百八十一）　七四六
二、三九三、同四十二年度神樂村會（其の三百八十二）　七四七
二、三九四、同四十二年度神樂村會（其の三百八十三）　七四八
二、三九五、同四十二年度神樂村會（其の三百八十四）　七四九
二、三九六、同四十二年度神樂村會（其の三百八十五）　七五〇
二、三九七、同四十二年度神樂村會（其の三百八十六）　七五一
二、三九八、同四十二年度神樂村會（其の三百八十七）　七五二
二、三九九、同四十二年度神樂村會（其の三百八十八）　七五三
二、四〇〇、同四十二年度神樂村會（其の三百八十九）　七五四
二、四〇一、同四十二年度神樂村會（其の三百九十）　七五五
二、四〇二、同四十二年度神樂村會（其の三百九十一）　七五六
二、四〇三、同四十二年度神樂村會（其の三百九十二）　七五七
二、四〇四、同四十二年度神樂村會（其の三百九十三）　七五八
二、四〇五、同四十二年度神樂村會（其の三百九十四）　七五九
二、四〇六、同四十二年度神樂村會（其の三百九十五）　七六〇
二、四〇七、同四十二年度神樂村會（其の三百九十六）　七六一
二、四〇八、同四十二年度神樂村會（其の三百九十七）　七六二
二、四〇九、同四十二年度神樂村會（其の三百九十八）　七六三
二、四一〇、同四十二年度神樂村會（其の三百九十九）　七六四
二、四一一、同四十二年度神樂村會（其の四百）　七六五
二、四一二、同四十二年度神樂村會（其の四百一）　七六六
二、四一三、同四十二年度神樂村會（其の四百二）　七六七
二、四一四、同四十二年度神樂村會（其の四百三）　七六八
二、四一五、同四十二年度神樂村會（其の四百四）　七六九
二、四一六、同四十二年度神樂村會（其の四百五）　七七〇
二、四一七、同四十二年度神樂村會（其の四百六）　七七一
二、四一八、同四十二年度神樂村會（其の四百七）　七七二
二、四一九、同四十二年度神樂村會（其の四百八）　七七三
二、四二〇、同四十二年度神樂村會（其の四百九）　七七四
二、四二一、同四十二年度神樂村會（其の四百十）　七七五
二、四二二、同四十二年度神樂村會（其の四百十一）　七七六
二、四二三、同四十二年度神樂村會（其の四百十二）　七七七
二、四二四、同四十二年度神樂村會（其の四百十三）　七七八
二、四二五、同四十二年度神樂村會（其の四百十四）　七七九
二、四二六、同四十二年度神樂村會（其の四百十五）　七八〇
二、四二七、同四十二年度神樂村會（其の四百十六）　七八一
二、四二八、同四十二年度神樂村會（其の四百十七）　七八二
二、四二九、同四十二年度神樂村會（其の四百十八）　七八三
二、四三〇、同四十二年度神樂村會（其の四百十九）　七八四
二、四三一、同四十二年度神樂村會（其の四百二十）　七八五
二、四三二、同四十二年度神樂村會（其の四百二十一）　七八六
二、四三三、同四十二年度神樂村會（其の四百二十二）　七八七
二、四三四、同四十二年度神樂村會（其の四百二十三）　七八八
二、四三五、同四十二年度神樂村會（其の四百二十四）　七八九
二、四三六、同四十二年度神樂村會（其の四百二十五）　七九〇
二、四三七、同四十二年度神樂村會（其の四百二十六）　七九一
二、四三八、同四十二年度神樂村會（其の四百二十七）　七九二
二、四三九、同四十二年度神樂村會（其の四百二十八）　七九三
二、四四〇、同四十二年度神樂村會（其の四百二十九）　七九四
二、四四一、同四十二年度神樂村會（其の四百三十）　七九五
二、四四二、同四十二年度神樂村會（其の四百三十一）　七九六
二、四四三、同四十二年度神樂村會（其の四百三十二）　七九七
二、四四四、同四十二年度神樂村會（其の四百三十三）　七九八
二、四四五、同四十二年度神樂村會（其の四百三十四）　七九九
二、四四六、同四十二年度神樂村會（其の四百三十五）　八〇〇
二、四四七、同四十二年度神樂村會（其の四百三十六）　八〇一
二、四四八、同四十二年度神樂村會（其の四百三十七）　八〇二
二、四四九、同四十二年度神樂村會（其の四百三十八）　八〇三
二、四五〇、同四十二年度神樂村會（其の四百三十九）　八〇四
二、四五一、同四十二年度神樂村會（其の四百四十）　八〇五
二、四五二、同四十二年度神樂村會（其の四百四十一）　八〇六
二、四五三、同四十二年度神樂村會（其の四百四十二）　八〇七
二、四五四、同四十二年度神樂村會（其の四百四十三）　八〇八
二、四五五、同四十二年度神樂村會（其の四百四十四）　八〇九
二、四五六、同四十二年度神樂村會（其の四百四十五）　八一〇
二、四五七、同四十二年度神樂村會（其の四百四十六）　八一一
二、四五八、同四十二年度神樂村會（其の四百四十七）　八一二
二、四五九、同四十二年度神樂村會（其の四百四十八）　八一三
二、四六〇、同四十二年度神樂村會（其の四百四十九）　八一四
二、四六一、同四十二年度神樂村會（其の四百五十）　八一五
二、四六二、同四十二年度神樂村會（其の四百五十一）　八一六
二、四六三、同四十二年度神樂村會（其の四百五十二）　八一七
二、四六四、同四十二年度神樂村會（其の四百五十三）　八一八
二、四六五、同四十二年度神樂村會（其の四百五十四）　八一九
二、四六六、同四十二年度神樂村會（其の四百五十五）　八二〇
二、四六七、同四十二年度神樂村會（其の四百五十六）　八二一
二、四六八、同四十二年度神樂村會（其の四百五十七）　八二二
二、四六九、同四十二年度神樂村會（其の四百五十八）　八二三
二、四七〇、同四十二年度神樂村會（其の四百五十九）　八二四
二、四七一、同四十二年度神樂村會（其の四百六十）　八二五
二、四七二、同四十二年度神樂村會（其の四百六十一）　八二六
二、四七三、同四十二年度神樂村會（其の四百六十二）　八二七
二、四七四、同四十二年度神樂村會（其の四百六十三）　八二八
二、四七五、同四十二年度神樂村會（其の四百六十四）　八二九
二、四七六、同四十二年度神樂村會（其の四百六十五）　八三〇
二、四七七、同四十二年度神樂村會（其の四百六十六）　八三一
二、四七八、同四十二年度神樂村會（其の四百六十七）　八三二
二、四七九、同四十二年度神樂村會（其の四百六十八）　八三三
二、四八〇、同四十二年度神樂村會（其の四百六十九）　八三四
二、四八一、同四十二年度神樂村會（其の四百七十）　八三五
二、四八二、同四十二年度神樂村會（其の四百七十一）　八三六
二、四八三、同四十二年度神樂村會（其の四百七十二）　八三七
二、四八四、同四十二年度神樂村會（其の四百七十三）　八三八
二、四八五、同四十二年度神樂村會（其の四百七十四）　八三九
二、四八六、同四十二年度神樂村會（其の四百七十五）　八四〇
二、四八七、同四十二年度神樂村會（其の四百七十六）　八四一
二、四八八、同四十二年度神樂村會（其の四百七十七）　八四二
二、四八九、同四十二年度神樂村會（其の四百七十八）　八四三
二、四九〇、同四十二年度神樂村會（其の四百七十九）　八四四
二、四九一、同四十二年度神樂村會（其の四百八十）　八四五
二、四九二、同四十二年度神樂村會（其の四百八十一）　八四六
二、四九三、同四十二年度神

一、凶作後の窮民救濟諸問外二案　五〇四
二、伊丹別道路開鑿繼續事業案外二題　五〇六
三七、大正四年度神樂村會議（稀有なる洪水後の經營諸案）　五〇八
三八、大正三年度神樂村會議　五〇九
一、凶作後の窮民救濟に伴ふ諸問案　五〇九
二、拓銀債券と基本財産利殖方法　五一〇
三九、大正四年度神居村會議　五一〇
一、雨紛校改築と基本財産蓄積停止　五一一
二、水害復舊繼續支出案外三問題　五一三
四〇、神樂村會及償還方法案　五一六
水田開發史論　五一六
第五編　水田灌漑溝編　五一九
一、稻田試作の曙光　五一九
二、水田發達の狀況　五二〇
灌漑溝開鑿の反對暗礁　五二三
稻田熱と東土功組合組織　五二七
一、水田開發の起源（神樂村西御料地）　五三二
二、水田發達の狀況（西土功組合の灌漑溝開鑿）　五三七
一、神居村水田開發の起源（雨紛及美瑛）　五三九
二、水田開發の狀況（雨紛、神居、伊野澤、壹場ヶ原）　五四二
第六編　土木編　五四九
一、災後の治水經營論　五四九
二、校舍增築と外四工事の經營（附澄別農區灌漑溝と西土功組合設置認可）　五五二
三、學政に伴ふ教育の膨脹と東西四校の築造　五五四
四、經費別に成れる開鑿里道　五五七
五、神樂村神居村組合役場の廳舍增築　五五八
六、役場附屬の住宅建築　五五八
七、經費別に成れる開鑿里道　五五九
八、土木營繕に關する概觀　五六〇
九、邊別護岸及起工一班　五六二
一〇、明治四十二年度の土功經營額　五六三
一一、神樂村に於ける里道の經營　五六四
一二、神居村に於ける里道の經營　五六六
一三、雨紛壽常小學校及住宅模樣替工事　五六七
一四、神居壽常高等小學校の增築　五六八
一五、神樂岡道路の新鑿と修繕的起工　五七〇
一六、管内道路の基點と里程の確定　五七六
一七、西御料地校舍の修築設備（其の一）　五八一
一七、西御料地校舍の造營設備（其の二）　五八二
一八、繼續事業としての大正橋（其の一）　五八五
一九、繼續事業としての大正橋（其の二）　五九〇
二〇、繼續事業としての大正橋（其の三）　五九五
二一、明治四十四年度土木事業の施設概觀（其の一）　六〇一
同　上（其の二）　六〇五
二三、美瑛川護岸水制の起工　六〇六
二四、雨紛七號學校敷地の護岸水制　六〇七
二五、護岸的築堤と道路の修理的起工（其の一）（神樂村の土功經營）　六〇八
二六、東御料地第十二、十三號東川村への道路開鑿　六一二
二七、美瑛川架橋と連絡道路（大正元年の土木經營）　六一四
二八、内大部灌漑溝の認可　六一七
二九、大正橋上流左岸に於ける護岸水制（大正二年度の土木經營）　六二九
旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏時代より戸長西村數省氏時代に至る道路開鑿　六二四
（一）伊野澤道路の發端　六二四
（二）伊野澤道路工費　六二六
（三）伊野澤道路の工事請負と竣工　六二八
（四）伊野澤道路變更と補助金請求　六三一
（五）義擧的なる道路寄附金　六三二
三〇、組合長蔭山逸夫氏時代に於ける神居灌漑溝の修築　六三二
三一、江丹別外數道路の繼續的改修事業（凶作救濟の計畫）　六三三
三二、洪水後の架橋と美瑛川護岸水制工と忠別川築堤　六三五
三三、雨紛川架橋と美瑛川締切と馬場地先水制工事　六三五
三四、大洪水に於ける大正橋の修理的莊築　六三七
三五、洪水後の西御料地十八號共有地に於ける美瑛川架橋　六三八
第七編　財政總論　六四〇
一、旭川村外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎時代の財政（明治三十一年度神居村歳入歳出決算）　六四四
二、同　上（明治三十二年度神居村歳入歳出決算）　六四六
三、旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏時代の財政（明治三十三年度神居村決算一班）　六四八

四、戸長松下高道時代に於ける灌漑溝開鑿費の膨脹（明治三十四年度神居村歳入歳出決算）　六五〇
五、第一期戸長松下高道時代の神居村財政計畫（明治三十四年度神居村歳入出豫算）　六五一
六、明治三十四年度第二期地方税の收斂　六五三
七、明治三十四年度の雨紛教育費　六五四
八、伊野澤簡易教育所豫算　六五五
九、神居古潭簡易教育所の支出豫算　六五六
一〇、第一期松下戸長時代の總代人及組長會議　六五七
一一、神居尋常小學校の三十四年度豫算　六五八
一二、戸長西村數省時代の凶作に於ける財政計畫（明治三十五年度神居村歳入出決算）　六五九
一三、戸長蔭山逸夫時代に於ける豫算計畫と決算との一大齟齬（明治四十一年度神居村豫算及決算概觀）　六六一
一四、組合長蔭山逸夫時代に於ける共有地ノ增收及村税の收入難（明治四十二年度神居村豫算決算概觀）　六六八
一五、組合長福岡幸吉時代に於ける神居村財政計畫（明治四十三年度の神居村歳入出豫算）　六六九
一六、組合長福岡幸吉時代の校舍增築計畫に伴ふ歳入出の增加（明治四十四年度神居村歳入出豫算）　六七一
一七、教育費及村税の膨脹と基本財産起債の償還（明治四十五年度神居村歳入出決算）　六七二
一八、歳入の膨脹計畫と伊丹別道路改鑿費（大正二年度神居村決算及財政）　六七四
一九、凶作の打撃と補助及繰入計畫（大正三年度神居村歳入出決算）　六七五
二〇、怒濤驚浪の大洪水と治水費（大正四年度神居村豫算）　六七七
二一、旭川外三ケ村時代に於ける村税賦課の協議會　六八四
二二、旭川町外三ケ村戸長仁科養時代の財政（明治三十三年度神樂村決算一班）　六八五
二三、旭川町外三ケ村戸長仁科養時代の財政計畫（明治三十四年度神樂村豫算概觀）　六八七
二四、戸長西村數省時代凶作の教育費に與ふる影響（明治三十五年度神樂村歳入出決算）　六八八
二五、西村戸長凶作に伴ふ三期の村税賦課徵收　六九〇
二六、第一期戸長松下高道時代の役場廳費と村債償還と教育費　六九二
二七、戸長松下高道時代に於ける第四期勤儉貯金の增減　六九四
二八、戸長仁科喜作時代に於ける明治卅九年度神樂村歳入出豫算（其の一）　六九八
二九、明治卅九年度神樂村歳入豫算（其の二）　六九九
三〇、戸長仁科喜作時代に於ける學區負擔としての教育費（東御料地教育費歳入豫算一班）　七〇〇
三一、戸長西村數省時代に於ける明治三十六七年度の戸別割及反別割　七〇一
三二、戸長仁科喜作時代に於ける教育費區域負擔の豫算一班　七〇三
三三、蔭山組合長時代の教育費剩餘金と東西四校の工事繰延（明治四十一年度神樂村豫算及決算概觀）　七〇五
三四、二級町村制實施に伴ふ組合長蔭山逸夫時代の財政計畫（明治四十二年度決算と財政）　七一〇
三五、二級町村制實施と村債企圖　七一二
三六、組合長福岡幸吉時代に於ける神樂村財政計畫　七一三
三七、原案を修正せる膨脹的財政計畫（明治四十四年度神樂村歳入出豫算）　七一五
三八、キ眼的經營なる教育土木費（明治四十五年度神樂村歳入出豫算）　七一七
三九、忠別川架橋豫算費と歳入出膨脹計畫（大正二年度神樂村決算及財政）　七二〇
四〇、凶作の餘殃と縮少方針の歳入出計畫　七二一
四一、開村未曾有の大禍なりし洪水後の復舊工費（大正三年度神樂村財政の概觀）　七二三
第八編　教育編
史的より見たる教育論　七二四
一、旭川外三ケ村戸長宇佐美俊治郎時代に於ける忠別尋常高等小學校の神居分校獨立　七四〇
二、獨立後に於ける神居小學校の發達曙光　七四二
三、神居校高等科併置の前提　七四四
四、高等科併置の前提と增築計畫　七四六
五、神居校初期の興隆時代　七五〇
六、蔭山組合長時代よりの神居校の一大規模（其の一）　七五〇
七、同　上（其の二）　七五〇
八、大正以後に於ける神居校の變遷（其の一）　七五二
九、同　上（其の二）　七五三
一〇、旭川村外三ケ村戸長本多親美時代に於ける雨紛校と其の獨立組織　七五八

四、東第三校の變遷　二
五、同　二
四、東第三校の沿革概況　二
（其の一）　二
（其の二）　二
三、簡易教育所の變遷　二
二、戸長役場所在村數減少時代に於ける上忠別簡易教育所の新築　二
一、上忠別簡易教育所の設置と東第三校の新築と增築　二
五、施設一校の新築と諸般の膨脹的　二
四、川口宮内次官と土人教育　二
三、東第一校の發達と學齡兒童の增加　二
二、東第一校の增築工事と其の後の規模　二
一、旭川町に於ける東第一校の增築　二
一、旭川町外二ヶ村戸長役場の前身　二
一、戸長役場時代に於ける小學校の發達　二
一、戸長役場仁科寮時代より西御料地簡易教育　二
五、最近西第三校增築後に於ける變遷　二
四、西第三校增築後に於ける變遷　二
一、戸長役場の教育費　二
一、旭川外二ヶ村戸長役場の前身　二
一、旭川町に於ける東第一校增築工事と其の後の規模　二
一、戸長宇佐美治郎時代に於ける旭川町の發展　二
一、小學校令改正後の發達一班　二
一、戸長役場仁科寮時代より西御料地簡易教育　二
一、戸長役場の變遷　二
一、戸長役場の變遷　二
一、戸長役場の變遷

三、上野陸軍二等獸醫と馬匹の健体檢査　九〇五
四、北海道廳種畜場に於けるショルトホルン種の貸付と其の飼養　九〇六
五、戸長西村數省時代に於ける馬匹去勢の狀態　九〇七
六、純粹的洋馬種の絕無　九〇八
七、田中牧場と大久保牧場の興ふる生産駒と種牡馬　九〇八
八、戸長西村數省時代に於ける巡回交尾希望者調査と其の奬勵　九一〇
九、組合長福岡幸吉時代に於ける去勢馬と種牡馬　九一〇
十、戸長西村數省時代よりの林業界の趨勢　九一一
一、林業界より觀たる憐寸軸木ドロ原料材　九一二
二、林業界より觀たる戰時紀念林經營　九一五
三、戸長西村數省時代に於ける檜崎式製炭の布及　九一六
四、胡桃用材及胡麻核實の需要　九一七
五、檜崎式の製炭と椎茸の製法講話　九一八
六、戸長西村數省時代より觀たる麥類耕作の趨勢　九一九
一、戸長松下高道時代に於ける北海道燕麥共同販賣組合會の興亡　九二三
二、戸長西村數省時代に於ける燕麥の共同販賣と神居村供給の石數　九二四
三、北海道燕麥共同販賣會に於ける燕麥種子の分配　九二六
一、戸長西村數省時代よりの普通農產の興亡　九二六
戸長松下高道時代よりの養鷄及養豚事業一班　九三〇
副業としての養豚と養鷄　三九一
戸長仁科喜作時代よりの大豆及小豆の生產額　九三一
戸長西村數省時代より組合長安達利三郎時代に至る農具用としての荷車荷橇　九三三
戸長西村數省時代後に於ける自作及小作農の趨勢　九三四
蠶業奬勵と桑苗の培養（其の一）　九三五
蠶業奬勵の成績（其の二）　九三八
一、養蠶業の興亡　九四〇
二、戸長西村數省時代に於ける夏蠶飼養の成績　九四一
三、桑苗親木圃補助の養蠶家　九四三
四、蠶病豫防吏員宮島庄八氏の行脚的指導　九四四
五、春蠶業の奬勵としての青熟原種の飼育　九四五
最近十年間に於ける稻田勃興の大勢　九四六
安達組合長時代の稀有なりし大正二年凄水田稻作に於ける凶荒救濟　九五一
一、傑作の凶作狀態と村財政の難關　九五二
二、畑作收穫と農家の生活狀態　九五五
三、凶作救濟の方策　九五八
四、種籾欠乏と其の需給　九五九
五、保護的賑恤を受くべき者と保護的賑恤を要せざる者の調査　九六二
戸長松下高道時代より觀たる商工業の盛衰　九六四
一、旭川町外三ヶ村戸長仁科養時代より觀たる工場の經營　九六五
二、臺場ヶ原の煉瓦製造工場　九六六
三、麥粉、澱粉と晒餡、精米の生產　九六七
四、明治三十五年に於ける商工界の形勢　九六八
五、永山村外三ヶ村戸長本多親美時代より鐵道開通前に於ける野菜本場の美瑛町及中島　九六九
六、神居古潭に於ける北海道石灰株式會社　九七一
一、黑穗豫防と施肥と短丹苗代　九七一
二、戸長西村數省時代の奬勵鹽水撰種の實行に於ける嚆矢　九七二
三、鹽水撰種と黑穗菌豫防　九七四
四、仝　上　九七五
一、戸長武市淸行時代よりの苹果園興亡　九七五
二、戸長松下高道時代に於ける果樹園及其產額　九七七
三、戸長西村數省時代に於ける苹果の病虫害　九七八
一、戸長西村數省時代の短丹苗代の奬勵　九七八
二、共同苗代と通苗代の廢止　九八〇
三、施肥と短丹苗代　九八一
四、共同苗代と通苗代と正條植　九八一
戸長松下高道時代に於ける米作の不凶と種籾需給の狀態　九八三
戸長松下高道時代に於ける霜害に關する農事講話會　九八五
戸長松下高道時代に於ける神居村農會長と其の創立動機　九八七
安達組合長時代に於ける大正三年及四年の大小豆生產狀態と既往の比較　九八七

大洪水の與ふる大正四年の水田稻作の趨勢 九九〇
安達組合長時代に於ける大正三年度産業の施設及現狀 九九二
神居村農會と神樂村農會 一〇〇〇
安達組合長時代に於ける凶作農村と銀行融通 一〇〇一
一、產業組合の奬勵 一〇〇四
二、安達組合長時代に於ける信用購買販賣組合の設立組織 一〇〇六
雨紛及西御料地に於ける浮塵子發生 一〇〇七

第十篇 雜纂篇

中本伍長及內田上等兵の戰勳と其の赫灼たる名譽建碑 一〇一三
明治三十七八年日露戰局が農拓上に及ぼしたる影響 一〇一一
軍事公債と凱旋歡迎會 一〇一三
第五回國庫債券の募集 一〇一四
第四回國庫債券の應募狀況 一〇一六
明治卅七八年日露戰役に於ける尙武會の幻燈講演 一〇一九
征露軍人の後援會活動 一〇三一
神居村在鄉軍人團 一〇三五
帝國在鄉軍人會神居村分會 一〇三七
神樂村在鄉軍人團 一〇三九
壯丁合格者に對する豫備的敎育 一〇四三
帝國在鄉軍人會神樂村分會 一〇四四
神樂村在鄉軍人會の豫備的敎育 一〇四六
神樂東分會と神樂西分會 一〇四八
組合長福岡幸吉時代よりの神樂村の青年團 一〇五三
戶長松下高道時代よりの青年團と其の發達 一〇五六
神居村青年團 一〇五八
戶長西村數省氏時代より勃興せる愛國婦人會の梗概 一〇六〇
旭川外三ケ村戶長武市淸行時代よりの日本赤十字修身社員 一〇六一
戶長松下高道時代よりの日本赤十字社と其の加盟社員 一〇六二
戶長仁科喜作氏の二級町村制施行に關する意見 一〇六四
二級町村制初期に於ける神樂村會議員席順と組合會議員互選 一〇六六
二級町村制實施期に係はる神樂村の部長設置 一〇六七
人生觀より死亡年齡と種痘善感者 一〇八七
傳染病の蔓延 一〇八九
學校醫の囑託 一〇九一
大正四年未曾有なりし大洪水氾濫の慘絕 一〇九二
慘絕
東宮殿下の御回鑾 一〇九七
（附神樂村東御料地土功組合灌漑溝水門へ導田內侍從御差遣）
聞光寺 一〇九九
勝龍寺 一一〇〇
神樂寺 一一〇〇
春宮寺 一一〇一
天理敎南海大敎會旭川宣敎所 一一〇二
說敎場宣敎所 一一〇三
雨紛神社の創祀 一一〇三
豐藏鎗吾氏の神居村神樂村殖民創業時代に於ける回舊的感懷

地理上より觀たる神居村及神樂村の位置及地勢

位置

（神樂村神居村組合役場位置たる神樂村字神樂町）

東徑百四十二度二十二分北緯四十三度四十七分

地勢

試みに一葉の地圖を展べて神居村の形勢を看よ、宛然たる葵の絞を描きつゝ其の狀態を見るの心地なくんばあらず。石狩河の碧流一帶は北方を劃して、溶々偉觀を呈しつゝ長く一線を牽き去るが爲め、自然的なる天塹を作りて鷹栖村及雨龍郡一巳村字納内と相對峙しつゝあり。圖村の面積は十方里に蜿蜒として連亙せるのみならず、之を反別に換算せば一万二百六十七町七反九畝歩を包藏しつゝ其の廣は二里二十八丁に達し其の家は四里に垂んとして約七ケ所の部落を點綴し、幾多の殖民地より形成せられ漸く武陵桃源てふ、山廓と水村を錯綜しあるのみ、要するに神居村の三面を環らすに亦れも大小河川の流脈を以て彊域を限らざるはなし、されば流水縱橫に屈曲して到る處に自然の長渠を形成せしめ、上川水田開發の先鞭を附け稻作の發頭地を以て目せらるゝ所以のもの偶爾にあらざる也。乃ち圖村内を通じて到る處に溪水は潺湲として流れ、一峽盡きて一水顯はれ、美瑛川。雨紛川。伊野澤川。内大部川の如きに至る迄縱橫に屈伸して線の如く灌漑を便にし、阡陌を與さしむるに便なること未だ曾て他村の若かざる處也、同村に河川の多きこと天の恩賚とする處也天の鴻垂とする處也、されば東を劃するに美瑛川を以てして神樂村と相對すること喚べは應へんと欲す。白砂清流の一帶は天然的の長裾を牽き遙かに旭川區と壤を接しつゝあれば神居古潭の軼宕なる仙境靈域を經て上川に入る關門たり。内大部川は空知郡界の山脈重疊せる間より其の水源を發して音江村と天然界を色彩せるにあらず

土地篇

や。南方は峯巒相起伏して山は鼎勢を聳ねしめたると與に雨紛川は空知郡界より發して長く一線を畫き美瑛川と俱に流域を限り神樂村と境し、然かも同村の中央は南方と相同じく、山脈突出して何等の開拓すべき餘地なしと雖も、流脈の通ずる處は地味膏腴にして美田と良圃の與らざるはなし、神居古潭の勝區は石狩河の溶々として碧湍を渦卷く處にあり。本道隨一の天寰にして函舘奉行時代より聞宮倫藏。松浦武四郎。米人ライマン氏等の探險偉績を留め幾多の遺韻餘風を曳かしむるものなくんばあらず。其の危巖と峭壁を聳峙しつゝ斷涯千尺の下石狩河の碧潭を漾はしめ、恰も耶馬溪の幽邃に於けると髣髴の奇勝に富み、豪宕瑰偉を以て本道に絶唱せらるゝのみならず。今日は深山隱くれの老櫻を殘し こと一朶の稍のみなれど驛前の若櫻は爛熳と吹き、春光の麗かさに紅雲を棚引かしむる花色と、天高く馬嘶き秋色闌かにし紅葉は燃ゆるが如く、滿山と水涯とは錦繡を織り染め、詩人の所謂林間焚紅葉 煖酒の豪興を與へ、文人墨客の吟杖を曳く者殆んど踵を接しつゝあり。神樂村の地勢に就て更らに概 叙せんと欲す。同村の形貌は一言にして之を評せんか、地圖上に顯はれし姿は宛かも鍬形甲形を成し 西北は美瑛川を遡り雨紛川落合より雨紛川を遡り空知郡界に達して神居村と境し左折して郡界山脈を 縫てオイチヤンヌンペ川の水源に到りて空知郡芦別村に界し南はオイチヤンヌンペ川を峯巒斷崖の間 を蜿蜒として急瀧流れて下り美瑛川に合し、美瑛川に沿ひ邊別川合流點に到り、夫より西御料地。旭 農場の間を縫て邊別川を遡り娘根内川の落合より忠別川エオルシに達し美瑛村界し、東は忠別川を以 て東川村。東旭川村。旭川區と相對し峙し之れと境し、其の源をヌタップ山より發し同山の最高峯が 嶄然として青黛雪眉を雲間に聳えしめ、縹渺として隱顯の妙を表はし、忠別川に架せる大正橋の欄下 に佇んで其の容姿の端麗なるを眺めん乎。眞に本道の最高峯たるの豪宕と雄偉を兼ぬる形勢は一種云 ふべからざる神韻風致を呼び起すものなくんばあらず。同村の離宮豫定地たる神樂岡の丘陵に上り 東宮殿下御駐蹕の靈域を繹ねん乎。更らに一段の偉大なる興味を呼び與さしめ、遠く殖民地の農村田

舍を點綴し旭川の街區は忠別川の碧流藍色を漾ふて白洲長裾を曳く間より對岸に白堊層樓を聳ゑ棋局に似て井然たる趣きは双眸に入るべき也。神樂村は面積十九方里にして、一万八千九百二十町一反四畝八歩を包雍し、廣は四里廿二町より袤は九里二十二丁に連亙すべく、範土を含み所謂帝室の御料地にして神樂岡を以て東を東御料地と稱し、西を西御料地と稱せり、土地肥沃にして最も農耕に適しつゝある也其の氣象を掲げて江湖の劉覽に供へんと欲す

氣象

●第一　空氣ノ溫度　其一　（客月平均）

年＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正四年	△一〇、一	△七、八	△二、一	二、二	七、四	一七、一	一八、三	二一、二	一六、二	八、九	一、六	△三、一
大正三年	△五、九	△八、五	△三、七	三、五	一三、六	一五、五	一九、〇	一九、七	一五、六	七、六	三、二	△五、四
大正二年	△一三、五	△八、一	△四、七	四、一	九、四	一四、〇	一七、九	一八、五	一三、三	七、七	〇、四	△七、一
大正元年	△八、一	△七、三	△四、二	二、五	九、三	一五、六	一八、一	二〇、二	二一、六	七、〇	△一、九	△八、六
明治四十四年	△一一、三	△九、二	△三、六	三、五	一〇、九	一六、一	一九、五	一九、三	一五、五	八、〇	三、三	△五、四
明治四十三年	△七、五	△七、九	△五、〇	四、五	一〇、六	一六、三	一九、四	二〇、一	二三、七	七、八	一、〇	△九、六
平均	△一〇、二	△八、八	△四、三	三、五	一〇、〇	一五、二	一八、八	一九、九	一四、三	七、二	〇、七	△一、六

備考　寒暖計ハ攝氏ノ度ヲ用ヒ△印ハ氷點以下ノ示度トス平年ハ明治二十二年ヨリ大正四年マテ二十六ケ年ノ平均トス

◉第一　空氣ノ濕度　其二　（一年中ノ高低）

年 ＼ 高低	最高	月	日	最低	月	日
大正四年	三三、四度	七月三十一日		△二八、三度	一月	十一日
大正三年	三三、三	八月	十三日	△二六、一	一月二十二日	
大正二年	三三、四	八月	九日	△三九、二	一月二十六日	
大正元年	三一、七	八月	七日	△二九、七	二月	六日
明治四十四年	三一、〇	八月	六日	△三一、三	二月二十四日	
明治四拾三年	三一、九	七月二拾五日		△二六、七	十二月	十日
極	三四、六	四十二年八月七日		△四一、〇	明治三十五年一月二十五日	

備考　本表極ハ二拾六ケ年間ノ絶對トス

◉第二　雨雪量

年次	一ケ年中ノ總量	全月中の最多量	月次	一日中ノ最多量	月日
大正四年	一二五九、九	一八一、四	十月	六四、三	七月廿二日
大正三年	一一三一、六	一六六、九	十一月	五二、八	九月拾五日
大正二年	九五一、八	一六四、六	八月	四三、〇	八月拾二日
大正元年	一二四八、二	二八九、二	八月	九五、九	八月拾四日
明治四十四年	一二四五、九	一八三、一	八月	七九、五	九月七日
明治四十三年	九五四、七	一六二、九	九月	三五、〇	七月三十日
平年	一〇五六、二	一四四、〇	九月	一二八、一	三拾一年九月七日

備考　雨雪量ハ「ミリメートル」ヲ單位トス
平年ハ明治二十二年ヨリ大正四年マテ二十六ケ年間ノ平均トス

◉第三　霜雪季節

年次	霜 終日	霜 初日	雪 終日	雪 初日	積雪 終日	積雪 初日
大正四年	六月　二日	九月廿七日	四月三十日	十月廿四日	四月十四日	十一月八日
大正三年	五月廿二日	十月十一日	四月廿三日	十一月八日	四月廿四日	十一月一日
大正二年	六月　六日	九月十四日	五月十四日	十月廿六日	五月　八日	十月三十日
大正元年	五月廿七日	九月廿八日	五月廿一日	十月廿二日	四月十九日	十月廿二日
明治四十四年	五月十九日	九月廿三日	四月廿一日	十一月二日	四月十八日	十一月二日
明治四十三年	五月廿五日	九月廿一日	五月　三日	十一月三日	五月　三日	十一月十五日

平年	五月廿九日	十月一日	五月五日	十月廿二日	四月廿二日	十一月三日

備考　平年ハ明治二十二年ヨリ大正四年マテ二十六ケ年ノ平均トス

第四　風向風力及風電雷天氣日數

年次＼種別	風 平均速度	風 最多風向	風 最大速度	風 其日	風 同上方向	電雷日數	天氣 快晴	天氣 曇天	天氣 降水日數	天氣 雪	天氣 暴風
大正四年	二、八	西	二三、八	四月廿九日	西南	八	一三	二一八	二四七	一四五	五八
大正三年	二、八	西	二〇、四	十二月卅一日	西	六	九	二〇三	二〇五	一二五	五八
大正二年	二、七	西南西	一九、八	二月廿六日	西南西	五	一五	二〇六	二一八	一三四	三四
大正元年	二、九	西	二五、〇	三月十八日	北北東	一四	五	二三八	二二七	一五六	五〇
明治四十四年	二、七	西	一九、九	十月十七日	北東	五	一四	二三五	二一三	一一八	三六
明治四十三年	二、六	西	一九、四	十二月廿八日	西南西	一三	一三	二一四	二〇六	一二四	二九
平年	二、三	西	二五、〇	四十五年三月十八日	北北東		一三	二〇〇	二一〇	一二六	二四

備考　風速度ハ毎秒「メートル」ヲ單位トス

◉第五　地震回數

年＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正四年	…	…	一	…	…	…	…	…	…	…	…	…
大正三年	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	一
大正二年	…	一	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
大正元年	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
明治四十四年	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
明治四十三年	…	…	…	…	…	一	…	…	一	…	…	…
平年	〇、一	〇、一	〇、一	…	〇、〇	〇、一	…	〇、〇	〇、二	…	〇、〇	〇、〇

備考平年ハ明治二十二年ヨリ大正四年マテ二十六ケ年ノ平均トス

開村以來の戸長組合長歷代の行政的變遷

明治廿三年九月北海道廳令第六十一號を以て神居村を設置せられ、是れより先き明治廿五年九月北海道廳令第五號を以て神樂村を設置せらる、兩村孰れも當初は旭川村と共に永山村戸長役場の下に屬し戸長本多親美氏の管理する處なりしが、其は明治廿四年より明治廿六年に至る時代の行政的管轄たりし也。同年七月より本多親美氏が、旭川村戸長現旭川區に轉任せられ、永山村の管轄を割き旭川。神居。神樂。鷹栖の四村統一時代に至り、明治三十年旭川村外三ケ村第二次戸長武市清行を經て明治三十一年第三次戸長筒江侃氏に至る迄我が二ケ村は其の管轄の下に在りて羈屬し、鞭韃せられし也、明治三十三年八月旭川村が旭川町と改稱せられ、其の間明治三十一年より明治三十二年時代に及んでは旭川村外三ケ村第四次戸長宇佐美俊治郎氏の下に我が兩村は漸く殖民的勃興の形勢を旺んがならしめ

鐵道の開通と共に、第七師團の設置となり次で離宮地の御造營と共に拓地の經營を進めたること殆んど駸々乎として駿馬千丈の坂を下るの觀あり、明治三十二年より明治三十四年に至り、旭川村三ケ村第五次戸長仁科養氏の下に聽がて我が兩村は迅速なる發達を遂げ、殆んど獨立行政區として旭川村より分離せんと欲する迄に殖民的の進歩を劃したり。明治三十四年我が神居村及神樂村は旭川村より分離し、新に神樂村神居村組合役場を設置せられ、同年十一月一日開廳し、松下高道氏は第一次戸長たりし、其の位置を神樂町に指定せられしが爲め、同町本殖四丁目廿五番地に於ける現今池田仁三氏の家宅を借れ、一時役場を之れに置き約平ケ年位其の行政事務を行へつゝありしかど、明治三十五年一月七日現在役場廳舍の新築は其の工を竣ひたると同時に之れに移轉し、盛大と莊嚴なる開廳式を行ふ。第一次戸長松下高道氏は明治三拾四年拾月一日より任に就かれ、新村の經營を整理しつゝ幾多校舍の新築と總代人制度の下に其の他百般の事や、創業時代の場合に遭遇して建設的靈腕を揮ふの餘義なからしめ、明治三十六年三月廿四日其の任を退き第二次戸長として西村數省氏之れに更迭せり、其の時代や畑作時代より一轉化して、漸く各部落の殖民をして稻田を開き阡陌を起すの必要を覺醒せしめんとする時機にして貢献する効淺からず、明治三十九年五月廿九日に至りて辭職の已むなきに臻れり、仁科喜作氏其の後任として明治四十年十月十六日第三次戸長たり西御料地土功組合の認可と爲る、此の場合は明治三十八九年は米穀の豊穰を以て繼續し、土功組合の組織を促がすの思想を勃興せしめたりき明治四十一年十二月廿八日第四次戸長蔭山逸夫は其の後を襲ふ。明治四十二年四月一日二級町村制を施行せられ、我が兩村の發達は順風に帆を擧する底の進歩を遂げたり。されば其の間明治四十年西土功組合の認可と爲りしかば明治四十二年四月一日戸長蔭山逸夫氏は戸長制度の廢止せらるゝと共に第一次組合長に任せられ、東西御料地土功組合長に兼任せられぬ、第二級町村制の實施に伴ふ自治機關たるべき村會議員の選擧。村會の組織。諸種の村規程を編成し、確定するなど實に建設的新組織の靈

腕を揮ふ。今日の村制規程は皆其の基礎を之に築かざるはなし。東御料地土功の一万三千五百圓公債計畫より御下賜金三万六千圓を仰がんとする計畫ありて同十年月宮内省より認可せらる。明治四十三年四月七日福岡幸吉氏が、第二次の組合長に任命せられ、水田旺盛期に遭遇しつゝありしかば前蔭山組合長の水利土功事業を招き、又一面私設神居水利組合の水利權の獲得に關する申請を呈したりき、然かも東土功に關する事業は福岡組合長時代に於て、更らに四十餘個所に亘る二万餘間の分岐線を開鑿すべく計畫を樹て、同年六月之れが起工認可を得しなど其の功勢少しとせず、明治四十四年六月三日安達利三郎氏は第三次の組合長に任せられ、此の時代は東御料地既成水田八百町歩に達したるのみならず、溝路の總延長四万四千九十二間を開鑿し、其の事業費六万四千四百四圓五十二錢にて灌漑溝の成功を遂げたり、從つて西土功組合の灌漑溝も一万二千三百餘間、其の工費二万百六十一圓を投資し、明治四十四年九月に至りて完成したり、大正二年の霜害に罹り、水田稻作は開村以來に於ける未曾有なる凶作を釀もす、枯稿を以て充たされし田園や荒寞を以て衰色を顯はせし畑地や殆んど細民は采色に擠されし農界の悲境たりし也、況んや大正四年の洪水の襲來は近代の慘絶悽絶なりしことは筆紙に竭くされ難きに於てをや。

神居村
神樂村 村史

第一編 總編

（自石狩河探險時代至初期殖民時代）

一 史論

若し夫れ史家ギボンあらしめば、若し夫れ宋朝の考證家馬端臨あらしめば、神居及神樂村に於ける一片の數字的統計にてさへも。之を玩味し、之を熟讀しつゝ必ずや其の警拔にして犀利なる爛眼に映する處は堂々たる一篇の歷史を編するを得ん。若し夫れ英國絶代の史家マコウレー氏あらしめば石狩河探險家松浦武四郎の石狩日誌に基き、或は桂將軍及永山長官の紀行に憑り其の文藻富贍なる詩腸を遣るに椽大の筆を揮へ、以て土人と大和民族との交涉を描寫し、函館奉行時代に於ける石狩河探險より、開拓使廳時代より北海道廳時代に於ける我か神居村及神樂村の創基せる序幕と、上川原野の開發を精彩に叙するものあらん。若し夫れ漢朝のオーソリチーたる史家馬遷あらしめは我か神居村に於ける神居古潭の軼宕なる形勝と瑰奇てふ大斧劈小斧劈とも云ふべき神劃と鬼工との風光に就き、必すや彼は史記鴻門の會を描くか如く、伯夷傳を叙するか如く、神采奕々として其の天筆を發揮するものありしならん。是れ獨り村史を叙する樂山氏一片の想像を盡くのみにあらず。殆んと馬遷が神居古潭の風光を描くこと巴蜀の形勝と浿江の盤礴とを叙する妙よりも更らに妙なりし

は疑を容るべからず。

若し夫明朝の金石家として、歴史家としての顧炎武あらしめば、彼は常に一驢を牽き群籍を其の上に載せ、故蹟を探くりしか如く、我か神居村忠別太にありし松前藩の遺制たる運上番屋を尋ね、安政年間に於ける探險家の遺跡を尋ね將た土人の使用せる器具に就き、以て意外なる發見を與ふるものありしならん。されど村史を編する樂山氏の如き固より以て其の半鱗を摸する能はざりしのみか、虎を描いて猫に類するを慽みとせずんばあらざる也。

若し夫れ獨逸の史家**スタイン**が新疆省にある地中古寺を發堀して、唐朝西域時代に藏せる典籍を發見せるか如く。我か神居村の神居古潭近傍にある竪穴の縦横に列らねたるは蕗下人種の遺風なりと云ひ或はアイヌ土人の岩屋なりと云ひ、未た確乎たる定説あらざるが。**スタイン**の如きをして之を發掘し之を探究せしめん乎、乍ちにして釋然として之を了解するものあらんは固より論を俟たす。惟た村史の任に膺りし樂山氏は未た以て史眼の卓逸せざるを慨するのみ。

地中を發掘しつゝ史實の埋沒せるものを發見せしもの那んぞ一にして限らん。其は管見や甚た多岐に亘るの虞れあれと、古代バビロンの文明文化を捜くり殆んと五十呎の地中を發掘して、地下に埋沒せし古寺の尖頭に達し、其の中に天文。地理。文學。哲學等二万七千部の藏書を發見し、紀元前三千五百年に於ける學問文化と、耶蘇創世紀に關する史實と印度僧侶の剃髪とに關する風俗なと種々なる發見を爲せるは是れ豈獨逸伯林大學教授**ヒルブレヒト**博士の近代探見にあらすや。勿論我か神居村及神樂村なる石狩河畔には斯かる遺跡を埋沒するにあらずと雖も、アイヌ土人の碑と横穴なとに關する地名に就ては發掘の必要あるへきは此の一證に因り燎然たらずんばあらず。歴史を究むるに就き地中發掘は近世的歴史の研究方式と做す。

況んや北海道に積年傳道しつゝありし英人**ジョン**、**バチエラー**氏が、幾多の研鑽と苦心を重ね、アイヌ

語辞典を著はし、言語學上よりアイヌ土人の史的探究を遂けば其の得る處鮮少ならざるに於てをや。其は輒ち**ジョン**、**バチエラー**氏の蝦英和辞典に於て「西伯利蝦夷の存在を說き蝦夷は元來西伯利、即黒龍江地方より今の國土に移りたる者にして、其經由の證跡は西伯利の地名に尋ぬへきことを論じ、オホツク（原は蝦夷の）以下の名を擧たり。以てアイヌと黒龍江畔に栖息しつゝある女眞族との系統關係を發明したるにあらずや。現在にある神居村及神樂村より石狩河畔の一帶に懸けての地名が、總べてアイヌ土人の史的趣味を帶びつゝある地名として脈々たる神韻を惹かざるはなし。故に**ジョン**、**バチエラー**氏の如く石狩河畔にある原野の地名より研究を掬め、徐々に土人の史的端緒を見出たし、土人に就て層一層の聞取りを爲し、土人の遺老に就き、更らに其の講究に對する歩を積まんとて寸進尺前せしめば一編の堂々たる蝦夷土人史を編することを得へきや明か也。されと樂山氏の如き常鱗凡介の徒にては企圖すへからざる蓋し論なきのみと謂はんとす。

詩人として史家としての山陽あらしめんには、我か神居古潭の仙境と勝區とに對して、殆んと耶馬溪を評したるに似て、奇想天籟より發し、妙句湧くか如く、神出しつゝ其の文朗々として誦すへきは必せり、所謂龍躍りて鬼神舞ふの觀ありしならん也。否な神居古潭の奇勝を以て殆んと北海道の耶馬溪と評したらんも料り識るへからず。其の他上川　離宮御造營豫定地たりし神樂岡の殘山剩水てふ風色の明媚より石狩上流の河畔には未た世間に顯はれざる隱逸の天然的未發に係はりし仙境と天寰ありとせば、之を描寫するに山陽の如き天筆を以てせんこと乎。其の地理と史的の關係を明にし、其の稗益を與ふる多からんと想ふ。されと是れ豈樂山氏の如き到底鴛鈍の克くする處ならんや。

奈良に於ける法隆寺の壁畫や、奈良朝より平安朝に至る古刹伽藍の建築と佛像及佛畫彫刻に就き、工藝美術史を研究せる結果として、我か日本古代の建築と佛像には健駄羅式の建築法あると共に、工藝法あるを發見したりき。乃ち印度希臘式の含蓄しつゝあるを發見したるにあらずや

我國歷史の寶物たる正倉院には獅子縫を鏤める衣物と巴黎器あるか如き、皆是れ希臘羅馬の文明が、唐朝を經て日本に遺存したりとの史說あり。兎に角古代の遺物は歷史上に非常なる發見を遂くるや此の如し。北海道土人の衣服、器具及遺物ざ奇怪なる手宮にある大文字の如き、之を捨てすして研究せばアイヌ土人と蝦夷地とに關係ある古代よりの滿洲女眞族。蒙古族。回鶻族。漢族、突厥族との關係を發見せしめ、日本人の關係よりも、此等亞細亞大陸に棲める滿。蒙。回。漢の四大民族の交涉を發見するここなしとせんや。アイヌ土人の史的亦以て放擲すべからず。

嗚呼唐朝太宗時代に於ける景敎流行碑の發見に依り、其の時代の政治家にして房玄齡や、杜如晦やの崇拜しつゝありし耶蘇敎即ち景敎ざしての太秦寺は建てられ、一名波斯人に倚りて傳ひられしか爲め波斯敎とも稱せられし耶蘇敎の支那に入りしこと既に業に唐朝太宗時代にありし事實を發見したるにあらすや。されば景敎流行碑の埋沒せしを發見して耶蘇敎か、景敎と名けられ唐朝に入りしことを確認せるを觀ん乎。我か神居村及神樂村に存在しつゝ蘚苔蒸々ざして、文字の隱くれし空知太の國道里程標さへも、安政年間土人との物品を交易せる運上屋の番屋跡地としての忠別太の建物存在個處さへも、松浦武四郎が、上川探險として神居古潭に宿泊せる土人語のシャウシバ即ち荷物揚場處さへも、桂將軍が上川探險として到來せるに際するや、其の宿泊せし上川測候所の忠別太に於ける跡地さへも將た永山司法大輔の鬱營せる春志內の地点さへも、將た上川道路開鑿の任に膺りし樺戶監獄署派出所設置の跡地さへも。若くは上川の郵便物を最初に取り扱へしたる美瑛町驛遞所の跡地さへも、上川最初に於ける農事試驗場の跡地さへも皆我か神居村字忠別太に存在せるを以て鄭重なる保護的方法を加へ之を標榜して永遠に備へさるべからす。況んや下に詳敘せるか如く文化四年間宮倫藏が、石狩上流を探險せんとしたるに於てをや。安政五年邊別川より十勝越を爲したる松浦武四郎ざ及び明治六年米國地質學士來曼氏が、開拓使廳の命を奉じ、神居古潭より

上流なる石狩河流域の地質を檢分せんか爲め、我か神居村忠別太の運上番屋に孰れも時代を異にして宿泊せる事實あるにあらすや。須らく此等の史的事蹟を明確に保存せんか爲め、其の跡地個處を標示せんことを切望せすんばあるべからず。其は乃ち我か神居村及神樂村の史實は上川開發の變遷と發達とに頗る齒居輔車の關係あれば也。石狩日誌に憑れば安政四年松浦武四郎が、近文に抵りし際は、河畔にある土人茅屋には短矮なりし飼犬が、巧妙にも、自ら河水に躍り入りつゝ鮭を捕へ口に咬み、些の疵をも加へすして、漁獵せる狀態を敘したり。されば松浦武四郎は其の飼犬を慣らせるに奇特なる嘖々絕稱したりし也。然かも其の土人畜犬には趾間に一種の蹼を備ふと云ふにあらずや。先年獨逸の史家日本に漫遊して我か德川時代よりの和犬を觀て、其の剛健なりし雄姿あるを賞したるのみならず。何ざなく波斯產の犬に酷似したるを察し、日本ざ波斯との古代よりの史的關係ある乎を評論したりき。近世獨逸に於ける史家の如きは一匹の畜犬さへも、歷史を研究する史實材料に供ふを覺るべし安政四年に於ける探險家松浦武四郎の觀し忠別太より近文の石狩河畔にあるアイヌ土人の畜犬さへもアイヌ土人を人類學より社會學より研究すべく史料として藐視すべからざるものあらん歟。

二　石狩河系ざ文明文化

神居村及神樂村の史的變遷を敘せんと欲せば先づ以て石狩河の恩賚を特筆せざるべからず。曾に村落の發達して桃源洞裏の仙鄉を畫するのみならず。上川の勃興と爲り、札幌の一大都府と爲る、孰れも石狩河の天然的地勢をして其の根蒂を作らしめたるに基因せずんばあらず。我が神居村及神樂村の勃起せられたる要素も亦此の原因に外ならずんば石狩河の天惠ざ一大鴻壺ざに負ふ處や多大なりざ謂はざるべからす。されば埃及人がナイル河の洪幸を祝賀するが如く、我が神居村及神樂村に於ても、毎歲を期とし、儀式莊嚴に石狩河の天惠ざ餘澤ざに對して其の水神河伯を祭らんことを慫慂せざるべか

らず。尙に我が神居村及神樂村の興起も且つや上川の一大市區も石狩河が我國の一大長流として日本に冠絶せるのみか、其の天府てふ富源と寶庫とに倚ることあるや吾輩の謂ふを俟たずして識るべき也蓋し大河の浩々蕩々乎として沃野千里の間を盡しつゝ流域の横溢する處は則ち文明の起る所なりと謂はざるべからず。則ち都府の發達すべく天然的なる要素を含有しつゝある處は大河の河畔にあること は歷史的證明にして社會學の原則とする處也。我が神居村及神樂村より旭川區に至る迄石狩河畔に蔚興せしこと豈夫れ偶然ならんや。

故を以て埃及の文明はナイル河畔に興り、古代文化の淵叢として、亞非利加の燒くが如き炎天熱地に突忽として三角塔の蒼空に聳たるは今猶ほ埃及古代の器械學。工學。幾何學等の發達を想はしむ。夙に葡萄酒の釀造を以て鳴り、醫藥の發明を以て高かりしが如きナイル河畔より崛起せる古代埃及の文明とす。我が神居村及神樂村に於て否な上川全郡に於て、現今にも將來にも米穀の穰々として豐富に充實せしめ、本道の冠たる所以は要するに石狩河畔に枕し、其の天府の恩賚に浴すれば也。古代世界の文明地として赫灼たるバビロン及アッシリヤの伊蘭文明は、波斯のチクリス及ユーフラテス河畔に興り、其の流域地や、殆んど肥沃膏腹にして、熱帶圈内に近きが爲め、キルギス曠野より以南は波斯灣に至る迄、孰れも世界第一の豐饒地と唱へられ、試みに麥種を投すれば嘉禾一莖に對して百垂の穗を發し、累々たる熟實は坐して以て食ふに足る。古代バビロンの架空園に於ける建築の摸範として伊蘭文明式を發揮したりき。天文學の發達と楔形文字を以て世界文明史に顯彰せられつゝある所以は孰れも、チクリス及ユーフラテス河畔の恩賚とする處にありと雖も、固より波斯灣頭の沃土に比すべくもあらず。されど北海道廳立農事試驗場の成績に據らん乎、水稻耕作日數一百三十二日より五日迄にて積算氣溫二千百五十度を最高とし、早稻の如きは二千度內外にて、稻田穰々の收穫あるを例とし、其の收

量反當り普通耕作の下に二石六斗より三石までの米穀を擧げつゝありき。上川一帶に亘りて各殖民農家が、天然的石狩の河畔地に於ける壤土に人爲的合理法を加へ、平年作約參拾萬石を產出しつゝあるにあらずや。陽光氣溫の力は預かつて偉大なれど、石狩河の恩賚に負ふ處は絕對と做す。況んや我が神居村に於ける石狩河の支脈なりし雨紛川沿岸は蓋し上川產米の元祖地として雨紛米の逸品優良なるが如き河畔流域の徐澤に於てをや。故に上川原野の最近に過ぎざる旭川重鎭てふ第七師團を置きし程の鬱勃たりし發展名區と化せる動機が、石狩河の流域や他に殆んど遜色なき稻禾と阡陌の興りしに歸すべきこと、宛然ナイル河畔の埃及文明を興起せしむる要素と、チクリス及ユーフラテス河畔の伊蘭文明を興起せしむる要素と相類似しつゝ天賦の富源を藏する社會人類を栖息せしむべく石狩河の徐澤也。地たるを以てのみ。嗚呼上川の發達と俱に我が神居村並に神樂村の興起せしは實に石狩河の徐澤也。實に石狩河の天惠也。實に石狩河の一大鴻垂とする處也。

我が石狩河畔の居民は恰も埃及人が、每歲ナイル河の天惠と其の洪幸を祝するが如く、我が神居古潭の水神河伯を祭祀するを可とせずや。支那の文明は黃河と楊子江とに因りて興りしことは否定すべからざる史的變遷と社會學者の唱導する處たらずんばあらず。乃ち識るべし、古代北方支那の漢人種が黃河流域に雲簇し、密生しつゝ咸陽と洛陽との一大都府を開き、支那文化の搖籃地として二千載以上に亘り、邇乎たる支那の古代帝都たり。秦代より漢朝と三國分列と南北朝を經て隋唐朝に到る迄の綺縛てふ文化を擧げしは職として黃河の天惠たりし也。主として黃河が北方支那に於ける黃河系中原の沃野を開展せしを以てのみ。然るに北方支那の漢族が滿。蒙。回。藏の四大民種族より侵入を受け、北宋の一大變遷をして、楊子江々畔の南京に遷都せしめ、宋朝より元朝と明朝と清朝との近代に至る迄上海。杭州。重慶。成都等の都府は楊子江畔に崛起せしめ、近世紀の支那文明を燦爛しつゝあるは楊子江の賜物たりし也。偏へに楊子江の恩賚たりし也。

楊子江が、南方支那に於ける楊子江系中原の沃野を開展せしを以てのみ。叙し去り叙し來らん乎、管見や甚た多岐に亙るの虞れあれど、要は石狩河の拓殖文化に與ふる恩光を謂ふに外ならずとせんや。

試みに明治廿七八年より明治三十年頃に至る迄上川殖民地を看よ。農學の泰斗と雖も、石狩河畔は絶對的に稻田米作の不可能なる所以を唱導し、一般の確論と決定せられき。然るに當時我が神居村字雨紛に眇焉たりし柚夫杉澤繁吉が、稻田の試作を爲し、砥々として倦まざること恰も希臘のヒポクラテスか、百草を嘗め醫藥を發明せるが如く、擬然として泰西醫學の元祖たるに酷似しつゝ水稻栽培の實驗を奏したり。農學專門の碩儒が、上川の石狩河畔は稻禾と水田の開發は殆んど絶望に歸したるに關せず。明治廿四年水稻試作は杉澤繁吉の鋭意して發明努力したる結果は、農界に於ける碩學鴻儒の否定說の如き、爲めに根底より破壞せられ、雲霧乍ち霽れ、一片の空論に歸したり。是れ豈我が神居村の誇揚すべき功業にして、上川全部の水稻開祖たる所以にあらずや。其は皆石狩河畔の賜物とする處也。

我か神居村に於ける神居古潭は、石狩河が千古万古に亘りつゝ一大深淵を畫き、渦紋を捲き揚げ、濤聲と水聲とは涯門に反響して深樹古林に韓鞳たり。湍水が危礁に懸りて白簾を掛け、一大瀑布と化し觀る者をして其の神劇と鬼斧を窮はめし天巧に對しては殆んと何人も伊太利や、瑞士やの山水的風景を想起せしめざるはなし。故に我が神居古潭は本道第一の名區として仙境として、其の軼宕と瑰奇とを兼ぬる光色は詩人墨客の推して膾炙する處と做す。是れ石狩河の賜物にして我が神居村に此の絶特てふ名勝區を設けしは石狩河の恩賚とする處也。然かも此の名區あるが故に此の關門あるが故に德川時代より明治の劈頭に至る迄忠別太一帶に懸けて幾多の探險家と土人との交涉を開きし史的遺跡は到る處に累々として存在せざるはなし。其は乃ち我が開村の根源にして上川發達を握るべく管鍵とす。石狩河支脈たる美瑛河畔に石狩孵化場を設置し、鮭鱒の蕃殖を圖りし漁政的計畫を營まれしが如き、我が神樂村の榮譽とする處にして石狩河の恩賚とする處也。況んや神樂御料地を選定せられ、上川　離宮御造營の豫定地あるに於てをや。是れ輒ち石狩河流域の賦與する効果にして一大御料地沃野を顯はしたる河水的作用に皈せずんばあらず。處論や甚だ奇矯に失し不倫の譏りなきにあらねど。我が石狩河は士人時代より社會的組織を起さしめ、殖民拓發の經營を與さしめ、一大市區を形成せしめ、漸次に文明的なる淵叢に導かんと欲する文化的要素を備ふ。是れ豈伊蘭文明のユークラテス河畔に於ける、支那文明の黄河と楊子江畔とに於ける、固より石狩とは大小あれど其の要素相同じとせざるべけんや。アリヤン民族が中央亞細亞より印度河畔に遷轉しつゝサンスクリット語系を作り、佛敎哲學を敍め、因明。工明。醫明を發達せしめ、龍樹。提婆。馬鳴。護法。淸辨等の智識と菩薩を輩出し、阿輸迦王の遺せし高塔と壁柱の天空に聳ゆる、地中室の巖窟には世界絶特の美術と建築を施せるなど、佛陀迦耶の靈蹟と駢稱せられつゝあり。此の古代文明は孰れも印度河に發顯せざるはなし。又近世獨逸の勃興して雄飛せる萊因河より發せざるはなし。我が石狩河は未だ斯かる文化と文明を開かずと雖も、將來河畔にある上川居民は此の覺悟を以て奮起し、此の精神を以て慕往しつゝ石狩河系文明を開拓せずんばあらざる也。吾輩大和民族は津輕海峽を蹴けて石狩河畔に遷轉せることと、猶ほ夫れ支那漢族が黄河を去りて楊子江畔の沃野に南下せる、アリヤン民族が中央亞細亞のアムタリヤ河畔を去りて印度河畔の樂園に遷轉せるが如し。石狩河は日本第一の巨流長水なる丈け、之れに遷轉せる殖民は石狩河系の曠野に於て、絢爛なる綺綾てふ文化文明を與すの鴻圖と偉略なかるべからず。茲に於て乎村史の發端も、石狩河の天然的恩惠より筆を起し、函館奉行時代の探險を叙して大和民族の開卷と爲さんと欲す。

三　時勢と石狩河探險

英國の探險家**スタンレー**氏が亞非利加の茫渺たる砂漠を踏破して其の地理的發見を爲したる冒險に比

すべからずと雖も。箱舘奉行時代に於て測量を企圖し、若くは探險を敢へてして蝦夷全島を巡遊したるのみならず。我か石狩河を探險せる幕末の諸子は其の大膽なりし冒險的行動に於て、勿論**スタンレー**氏の如く世界を震撼せしめざるにもせよ。其の蒸々として煮るが如き炎るが如き亞非利加の炎天を戴き熱砂を踏まざりしにもせよ。要するに文化年代より安政年代に至る迄の間宮倫藏氏の如き、近藤重藏氏の如き、松浦武四郎氏の如き、松田市太郎氏の如きは前人未發に關する日本第一の巨流石狩河の水源を窮はめ、其の地理的探險を企圖せる活動と快擧とに於て兎に角今日に於ける歐西列强の南北極圈の探險と異にして其の規模の小なるは論を俟たず。而して又十九世紀に於ける亞非利加の闇黑地を探險せんと欲したる幾多の冒險家はナイル河の水源を遡り、若くは無名の河川に棹して黑奴を前導たらしめ、縱橫なる水脈を上下しつゝ地理學上に一大發見を遂げ、世界に光明を寄與せると相同じく縱令北海道の蕞爾たる一孤嶋なるにもせよ。彼の文化より安政年代に亘る間宮。近藤。松浦等の諸豪は石狩原野を探險せんと欲するに就き。先づ以て巨流石狩河を遡るに如かずと爲したる快擧は勿論道路だもなく、僅かに蝦夷土人の足跡と麋鹿の蹄痕とを辿る未開の時代に於ては舟行に倚りて河流を往くに若かざりしこと吾輩の謂ふを俟たず。我が幕末の探險家も石狩河に遡りつゝ其の地理を明瞭ならしめたる點に於ては、亞非利加の闇黑地を探險せる**スタンレー**氏等と相同じく、河流と水脈を遡り地理を開明ならしめんと欲せる其の手段と其の方法とは蓋し同轍なりしと謂はざるべからず。

顧ふに新日本に移らんとして歐西の列强が、交々我國に貿易を開き三百年間の鎖國的主義を一掃せしめんが爲め、黑船を出沒して熾んに開港を迫りし德川幕末に於ける掉尾の形勢を看よ。攘夷鎖港の守舊論と開國貿易の進步論とは熾んに國內に鼎沸しつゝ物議騷然として相軋轢したるのみならず、寬政年代より文化年代を經て安政年代に至る迄は我が北海道の蝦夷地と樺太とは所謂北門の鎖鑰として露國に對する國境問題を惹起せしめたる外交上の一大危機たりし也。露國よりは**ムラビヨフ**將軍を使節に急派して我が北邊を脅威せしめ、或は漂流民幸太夫を還付せんことを要請して其の折衝を需むるが如き頗る日露交涉の一大難關たりしにあらずや。然かも此の外交に伴ふ危局に際して我が石狩河を探險せる幾多の諸豪は孰れも箱舘奉行時代の探險たらずんばあらず。兎に角伊能忠敬の測量と云ひ、近藤重藏の西海岸より根室エトロフの巡察より間宮倫藏の樺太より黑龍江を遡り、滿蒙の彊域を探ぐり万里獨往を企圖せるなど、何れも露國の彊域問題より踹なく其の脈絡を伏線せしめざるはなかるべしと想ふ。乃ち之を換言せば露國の北邊に備ふる警戒的政策にして德川幕府の方針は一日も早く蝦夷地の地理を燎乎たらしめ海岸の軍備を擴張するに倶に石狩原野の如きに對しては拓地殖民の策を經營せんと欲する遠圖ありしこと殆んど疑ふべからず。

文化年代より安政年代に至り、松前奉行より箱舘奉行たりし村垣淡路守範正氏の如き、竹內下野守保德氏の如き、堀織部正利熙氏の如き、孰れも德川時代の錚々たる外交家たりしと同時に箱舘奉行として北海道の蝦夷地に對する滿腔の經綸を懷きし政治家たりし也。否な蝦夷鎭臺と呼ばれたりし也。例せば村垣淡路守範正氏は露國使節**フーチヤチン**氏と安政元年下田條約に於て樺太境界に就きシラヌシ以北百三十里蝦夷人種論を主唱して談判に當り凱言の堂々たりしが如き。堀織部正利熙氏は同使節と神奈川に於て國境問題に折衝したる外交家たりし也。竹內下野守保德氏は文久二年歐洲使節として露都に抵り安政六年使節**ムラビヨフ**氏の締約せる北緯五十度論を固執しつゝ國境と爲すべく飽迄之を唱導せる程の眼識犀利にして膽大斗の如き殿洲に雷名を轟かしし德川時代第一流の外交家にあらずや。されば我が石狩河を探險せる時代の箱舘奉行に於ては此の如き第一流の外交家として兼ぬるに政治家としての素質を備ふる超邁絶倫の人物を配置し、以て蝦夷全島を警備せしめ徐ろに拓地殖民の實を擧げんと欲したる德川時代の施政方針なりと謂はざるべからず。我が石狩河を探險せる時代は德川時代の風潮を一して最も外交の急を要すべく鎖國と開國との物論が沸騰せんとする時機にして、亦箱舘奉行の石

狩河を探險せしめたる精神の如何にありし乎は略ぼ端倪するに難からざるものあらんとす。要するに史書に傳ふる處に據れば幕府が享和二年全く東蝦夷を收めて之を直轄し、文化二年西蝦夷を收めて直轄するに及んでや。久しく暗黑の裡に埋沒したる石狩原野も漸く世人の注意する處と爲り、板倉源八郎。松平信濃守。山口高品。佐藤行信。近藤重藏。堀織部正。村垣淡路守。荒井金助。松浦武四郎。河津祐邦等の諸豪は幕府の命に基き、石狩原野を踏查し種々畫策せるやを傳ふ。我が神樂村の史的沿革を叙し其の變遷を描かんと欲せば、先づ拓地殖民的の大系統として最初に何人が此の石狩河を探險せるかに就き、其の形況と其の事實とに對する一片の眞態を髣髴せしむるの必要を認めずんばあらざる也。文化四五年の交間宮倫藏氏。近藤重藏氏を叙する前に方りてや德川光圀は天和の末より大船二艘を造り快風丸と名け石狩河に到りし事輒ち是れなりしと謂はざるべからず。蓋し快風丸は船の長さ十八間帆木綿五百端にして、水主四十四人乘り船頭を崎山市內と云ふ。祿二十石五人扶持なりしが貞享四年二月二日成るを告げしかば、此の日出帆しつゝ東海諸嶋を巡檢せしめき。爾來松前に到ること三次に至る。石狩河に抵りしが土人爭ひ出でゝ之を觀る者男女殆んど千餘人に達し、皆驚いて曰く未だ曾て此の如き大船の來るものあらずと。船より酒食を授けて之を饗せるに土人益々悅び鱒魚、熊皮等を出して之れに酬ゆたり。石狩河の幅甚だ廣し鱒魚の群游するもの極めて多し殆んど船行を妨ぐるに至る。米一斗二升を以て土人の獲る所の鱒百尾に代ふ、留ること四十餘日にして還る、元祿元年八月なり。還るに及んで颶風大に起る船漂ふて韃靼地方に至る數日、風息んで又松前に還る、十二月に至りて水戶に還へる云々とあるに就き之を觀察するに水戶光圀の快風丸は勿論深く石狩河に遡りしにあらず、僅かに石狩河の溶々乎として日本海に注ぐ白洲蘆荻の灣頭に過ぎざるべしと雖も、蝦夷土人の棲息しつゝありじ者殆んど千人有餘に達したるのみならず。鱒魚の群游して船行を妨げんとする光景は、如何に當時の如き天產的魚族の石狩河に雲簇し密生しつゝあるの眞態や、

歷々として指點すべきにあらずや。蓋し快風丸が石狩河に碇泊すること四十餘なりとせば、蝦夷土人の狀態と石狩巨流とに對する緻密なる觀察は充分に徹底したると俱に、水戶光圀の快風丸を派遣せしは偉大なる蝦夷嶋に對すべく經綸を懷きしは論を俟たざる也。勿論此の快風丸は石狩河に深入せずと雖も、慥かに石狩河を探險せんと企圖せしは四十餘の碇泊さへ試み、長らく淹留せしが如き、水戶光圀は石狩河を探險せんと欲せる劈頭の人たるや、蓋し掩ふべからざるものあらんとす。

間宮倫藏氏は常陸の人たりし也。彼が文化五年石狩河を探險したる所以のものは水戶烈公及義公の遺圖を紹き、兼ねて朦朧として燎然たらざりし蝦夷地の形勢を明かにせんことを探險せるにありしは敢へて資言を要せざるのみ。間宮倫藏氏は文化五年松田傳十郎と共に土人の丸木舟に乘り、石狩河を遡り、幾多の辛酸苦楚を嘗め、漸く神居村の神居古潭に抵りしに急湍嶮難の爲め、舟將に覆へらんとしたるに遭ふ。海岸より九十七里を過ぎ神居古潭に達したるのみならず、神居古潭より參拾餘里を棹してサングソマイナに抵りて還へる。卽ち今日の愛別村の方面に迄相遡りしと謂ふにあらずや。間宮倫藏氏は曾に之れのみならず彼は松田傳十郎と相提携しつゝ樺太に渡り、北蝦夷地勢概論を作り黑龍江を遡り滿洲地方を踏破して韃靼紀行を著はしたるにあらずや。是より先き寬永十二年松前藩に於て村上掃部左衛門をして封內を巡檢せしめ、蝦夷全嶋地圖を作らしめたりしと雖も果して其の足跡上川原野に及びたりし乎は頗る疑問たらざるを得ず。近藤重藏氏も文化四年八月西蝦夷地を巡り利尻島を視察し、天鹽に出で又石狩に入り石狩河を遡り石狩原野を探險す。仝年十二月八日歸府す、將軍德川家齊召して蝦夷の狀況を問ふ是れ特例なり。守重箱館の築城防備の地にあらざることを知り對岸野崎に於て城砦を築くを適當なりと稱し、石狩地方政廳を置くは札幌に如かず、札幌は首府適當の位置なりと論ず。其の卓見なること概ね此の如し。近藤重藏は守重と號す、豐前大垣藩の人なり世々德川幕府に仕へ與力より蝦夷地取締御用を經て書物奉行に進む。軀幹肥大にして長さ殆んど六尺に達せり、寬

政九年十二月蝦夷地警備の事を論じ、寛政十年より蝦夷地を巡歴して文化四年に及ぶ。其の間浦河より根室に赴きクナジリ。エトロフ等に至り、高田屋嘉兵衞と共に寛政十一年六月航海して根室に赴き千島を探險せり。露人擇捉に寇したるが爲め以て露人占領して建る所の十字標を仆せり。又守重は只僅に松前城下のみ通路ありと雖も他は榛莽のみなればエトロフより歸途夷人數十人を雇ひ從者下野源助氏をして之を指揮せしめルベシベよりピタタヌンケに至る間を開通したり、之を蝦夷新道開鑿の嚆矢とす。守重博聞强記にして氣宇高く其の大溝藩にあるや、謹愼靜坐一室を出でず洋書を閲みし傍ら閨藩の子弟に教ゆ、天保十二年六月十六日病を以て歿す、年五十九藩主哀悼して措かずと云ふにあらずや。其の詳曲は近藤巡夷錄及近藤守重事務考に讓るべしと雖も、彼や寛政十一年蝦夷地取締御用として根室千嶋の海邊を探險せると與に文化四年石狩河を遡り、石狩原野の地勢を目睹して十二月江戸に歸り、德川家齊に詣し石狩地方政廳を札幌に創建すべく獻策したるが如き、石狩河を探險せる結果に基かずんばあらざる也。勿論元文四年に於て江戸の人板倉源八郎氏は石狩江別より、千歳を經て膽振國に至る大道開鑿の議を立て開拓の關門を開けり。されど安永天明の頃より露國人は漸く南進し來り千島を蠶食せしも、松前氏は力及ばずして鎭退の功を奏すること能はず。是に於て幕府吏を派して實況を視察せしめ大に北海の警備を嚴にせり。寛政十年松前藩より東蝦夷を取りて之を收め、享和二年全く幕府の直轄と改めたり、文化四年西蝦夷を收めて幕府の直轄と改めたり。是に於てか東西蝦夷地は全然德川幕府の直隷と爲し、露國侵入策に對抗すべく蝦夷全島の國防を樹て、劃然たる對露方針を定めたるのみか蝦夷地の統一を圖りし時代也。

されば近藤重藏氏の文化四年に石狩河を探險して、石原狩野の地勢を明瞭ならしめ、文化五年間宮倫藏の石狩河を遡り我が神居古潭に到來しつゝ九十七里を棹し、愈々石原狩野の地理的探險の功を奏せる所以の動機は水戸光國の快風丸に初まり、石狩灣頭に碇泊せるより露國の侵入は愈々猛烈と爲り將軍德川家齊が箱舘奉行をして全島を直轄したる國防政策に基因せること論を俟たざる處にあらずや。

我が神居村の神居古潭に間宮倫藏の探險に乘れる丸木船の覆へらんとしたると、近藤守重の其の前年石狩原野を探險せるとは皆是れ文化四年德川幕府の蝦夷全嶋を統一すべく、直轄政略に基因せずんばあらざる也。故に石狩原野の渺茫として日本第一の巨流石狩河の縱橫として屈伸することの形勢や、北海全道を二分する橫斷線と爲り、久しく闇黑の裏に隱くれたる石狩原野は、近藤守重。間宮倫藏の探險に因り漸く其の概況を識らしめ世人に紹介する處と爲る。札幌を以て蝦夷地警備の樞要地と爲せるは蓋し近藤守重の首唱する處にして爾來北海の都府として開拓使を置きし所以のものは皆此の石狩河を遡りし探險家の賜物たらずんばあらず。

近藤守重氏の石狩河探險に於けるや、其の著近藤巡夷錄及近藤守重事務考あらざるが爲め孰れの地點迄探險せるやの疑問なれど、明治五年六月十五日開拓使廳の命を奉し蝦夷土人語の通譯龜五郎を伴ひ一葉の丸木舟に乘り、數多の土人を傭ひつゝ之を指揮し、神居古潭に到來せる秋田縣人高畑利宜氏の言に據らん乎。文化四年近藤守重氏が石狩河の河口より丸木舟に艤し神居古潭に溯り、之れに到達せるを聞き傳へつゝありと云ふにあらずや。果して之を事實として一點の疑ふべきなしとせば、近藤守重氏は西蝦夷地を巡はり利尻嶋を視察し、天鹽に出で又石狩に入り石狩河を溯り、石狩原野を探險したる際は我が神居古潭に溯りしにあらざる乎。近藤守重氏は我が神居古潭に到來したるにもせよ、到來せざるにもせよ、其目的は石狩原野を探險せんと欲する懷抱を以て、根室。千嶋を警備し後其の足跡を廻らしつゝ蝦夷地取締御用として石狩原野を探險せるにあり。蓋し松前藩の藩吏が其の以前に探險せるや否やは、何となく韜晦に屬しつゝあれば一概に斷言すべからず。されど現今文獻に顯はれたる史實に基き之を推斷せん乎。間宮倫藏の探險は文化五年にして近藤守重の探險は文化四年たりし也。されば近藤守重の石狩河探險は間宮倫藏よりも一年前なれば、石狩河探險の率先家と稱

すべき者は近藤守重を推さゞるべからず。されど第一石狩河に於ける上川原野探險家は往々之を間宮倫藏を擧ぐるを以て當然の順序なりと謂はざるべからざる歟。然かも近藤、間宮兩氏に於ける石狩河探險の功蹟は孰れも軒輊し易からざれど、有り觸れつゝある現今の史實に據らん乎、石狩岳水源に達せんとするサングソマナに抵りし間宮倫藏の大冒險的なりし古今獨歩の豪邁と膽畧とに對しては誰か之を嘆美せざる者あらんや。殊に間宮倫藏のみならず近藤守重氏の如きは文化四年石狩河を探險せんとして西蝦夷地巡視の際は、小樽港が其の際徴々たる一小漁村に過ぎざりしかど、同港の將來に有望なるを推知し其の幕府に建議したるは文化四年石狩河探險の年代にあらずや。彼の常鱗凡介の徒にあらざること北海道拓發の元祖として、麟閣首班に置かざるべからざる也。況んや石狩河探險家として最初の冒險として將來上川の發達頁を飾るべき人物たるに於てをや。

四　時勢と石狩河探險　（其の二）

石狩河に於ける最初文化年間の探險は畧ぼ曲盡したり。されど我が神居村と密接の關係を有し從つて神居村との地理的交涉を有する探險家は安政四年の春、松浦武四郎が箱舘奉行村垣淡路守範正の命を奉じ、石狩河口より溯り六十餘里を棹しつゝ路をウリウに取り、西岸ルヽモッペに越え仝五年の春箱舘府の命を蒙り、石狩河の源を探ぐり、岳を攀ぢて山勢水脈を審かに究はめて歸へり、石狩志七卷を著はしたるにありと謂はざるべからず。彼が著編石狩日誌に據らん乎、我が神居村の忠別太や春志內に抵りしのみならず、神樂村の地域內なる邊別川及忠別川を探險せるが如き各支川にも溯上して其の地勢を窮はめたるものあり。是れ豈石狩河探險家として文化年代の近藤。間宮よりも我が當村に取りて至大なる密接の關係あるにあらずや。然かも松浦武四郎が我が兩村の不毛未開の原野を原生林の間に探險せる安政四五年の時勢は、如何なる風潮と物議を沸騰せる乎を陳べずんば德川幕府の箱舘奉行に對する石狩原野其の他の施政方針を識るに由なからんとす。則ち當時は箱舘奉行時代にして、村垣淡路守範正の如き、堀織部正利熙の如き、竹內下野守保德の如き、同年より以後は奉行として其の要路に樹ち蝦夷地を直轄せる時代也。更らに言ふ換ふれば村垣。堀織部。竹內の如きは外交家としても政治家としても德川時代樟尾に於ける、盤根錯節を試みし外交の難局に處しつゝ雷名を轟かし烟眼卓識なること殆んど一世を曠ふする靈腕的の人豪たりし也。されば安政元年には東西蝦夷を巡視せんが爲め、村垣範正。堀織部利熙は之れに赴きしのみならず、樺太にも赴き之を探險して後日露國境界の問題に供したるにあらずや。仝年正月は亞米利加水師提督彼理神奈川に來り、和議成り箱舘開港を請ふの時代たりし也。安政二年は箱舘奉行堀織正利熙及村垣範正とは幕府に建議して曰く況んや本蝦夷の如き、天候地味共に宜しきに於てをや。今に於て手を下さず万一彼の據る處と爲る、鄰國の兵を用て之を驅るも亦容易ならざるなり云々と、彼等は蝦夷全嶋の警備と拓發を先として主とせんも、樺太を後にすべしと唱道せるにありき。幕府は此の建議に對して水戸侯德川齊昭に付して其の意見を問ふ。齊昭之を駁議して曰く利熙論ずる處漸を以て北方に及ぼすものは過てり、露國既に居民を以て疆界を分つ、北蝦。擇捉。國後三嶋最も宜く急にすべき所須らく身材勇壯思慮深沈の者を選で之を居くべし云々と、更らに之を堀織部利熙に示して之を議せしむ。利熙辨じて曰く南方を先にし北方を後にするの所以のものは敢へて之を忽にするにあらず。將に吏卒を分派し大村は廿五人小村は十人駐在し加ふるに四藩の兵を以て要地を戍らんとするなり。惟開拓の功南北併せ施す能はず。若し北方を先にせば則ち獨り經費繼かざるのみならず人情も亦歸向し難し。故に易きを先にして以て難きに及ばさんと欲するなり。且箱舘已に開け外舶踵て來り、岸に上て游行す虛實掩を得ず、是れ豈後にす可けんや。北蝦擇捉。國後に至ては最も手を下すに難し。諸臣を移せば則經費支へず大藩に委すれば則後患測るべし且其の地窮陰濕疹其の風土に狃るゝ者に非れば壯者も亦耐へ難し。臣巡按するの日從者多く病む、死

する者二名夏季に際するも尙ほ是の如し。冬季は果して如何ぞや、或は壯者を募て之を遣んか其の憤を發し、募に應じ死を犯して敢住する者は必ず内に在て干城股肱の士なり。之を瘴癘毒霧の中に棄る亦惜むべからずや。故に臣漸を以て北に及し以て永久を計らんと欲するなり。松前の城を收め重臣を置き各地奉行代官を置き以て郡縣の制を立るは臣も亦異議なしと。閣老阿部正弘遂に箱館奉行諸有司の議に從ふ。是に於て悉く東西地を收て以て奉行に屬す。仙臺。秋田。盛岡。弘前四藩及松前藩に命じて蝦夷地を警備せしめたるのみならず。竹内保德。堀織部利熙をして蝦夷地を治め、鋭意其の開拓と警備と外交の局に膺らしめたりし也。要するに水戸侯德川齊昭の樺太及千島に對する邊防急進論は端なく堀織部利熙が蝦夷地の經營を全ふし、漸次樺太に及ぼさんとする所謂南方蝦夷地の先進論と北方樺太の後進論とに基き殆んど破壞せらるるに到れり。先つ以て樺太を後にして蝦夷地の經營を急務にすべく唱導は水戸義公堀織部利熙の時勢論より胚孕したりと謂ふべきのみならず。蝦夷地の直轄經營に就き箱館奉行は是れより遡往直前したりし也。

安政三年七月箱館奉行を增して三員と爲しぬ、乃ち村垣範正と竹内保德と堀織部利熙との三奉行ありし也。德川幕府は箱館奉行の官制を改革したりと云ふべき方針に進みしかば、令して曰く開拓の業たる固より已に易々たらず、其の地露國と境を接し北門鎖鑰たり尤も篤く意を加へざるへからず。今奉行を增して三人と爲す、一人は箱館に在て庶務を整理し一人は江戸に在て以て聲息を通じ、互に相奮勵して以て成功を速にせんことを謀せり。是に於て箱館奉行吏を東西部に置き職工を移し西部山道を開きしにあらずや。安政三年十二月に於ては箱館近村開墾功成りて水田を起し、始めて租米を貢す水田百四十町步、畑五十町步を有したり。德川幕府奉行以下に物を賜ふて其の勞を賞し命じて之を伊勢神宮及日光廟に獻じたる時代にあらずや。是れより先き安政二年に於ては函館奉行竹内保德は、諸術教授役武田成章をして龜田郡古武井に熔鑛爐を築き、近傍の砂鐵を製煉せしめたる時代にあらずや。安政四年には露國の樺太境界より北緯五十度論に基き、アイヌ人とスメレンクル人種との分劃論より、堀織部利熙に對して實地に即き論定せんとする時代たりし也。更らに之を別言せば内に於て堀織部正利熙。竹内保德。村垣範正の三奉行組織ありしと與に外に於ては露國境界問題の紛議は囂々擾々たりし也。三奉行の官制變革を斷行すると與に管内を巡撫し、開墾を勸め物産を興起するを以て箱館奉行改革の施政綱領としたりし也。

此の箱館三奉行を置き卓礪風發の手段を以て、外交家として政治家としての堀織部正利熙と竹内保德と村垣範正との三人を配し、各鼎足の姿勢を聳わしめ相互に保持し、相互に協戮しつゝ蝦夷全島と樺太との衝に當らしめ、主として開墾を勸め物産を興起するを以て唯一の施政綱領と爲したるは、安政三年七月の刷新的なる拓殖經營の方針と倣す。松浦武四郎が石狩河を遡りつゝ我が神居古潭及邊別川忠別川の原野を探險せるは此の三奉行を置きし翌年にして乃ち安政四年の春なりとせん乎。謂ふ迄もなく管内を巡撫し開墾を勸め物産を興すの三大主義に基き、堀織部正利熙。竹内保德。村垣範正の箱館三奉行に據り犬に不毛の原野を拓發せんと欲する施政方針と爲りしに基因せるを識るべく、況んや安政五年二月には上川再度の探險と爲り、神居村忠別太より（神樂村西御料地）邊別川を渡り十勝越を爲したるに於てをや。其は十勝日誌に明也、又況んや安政五年五月天塩にありし堀織部正より天塩川の水源を探究せしめたるに於てをや。其は天塩日誌に明也。文化四五年の交に於て探險家近藤守重及間宮倫藏石狩河を遡りし偉勳に基き、古來闇黑の裏に埋沒せる石狩原野も何時しか其の地勢を審かにせられ、其の土壤を明かにせられ其の原野の廣袤を認められ、殆んど充分なる地理的探險を明瞭ならしむる範圍に達したり。乃ち間宮倫藏が一葉の丸木舟に乘りつゝ河口より愛別方面のサンケソマナイに抵り、其の間神居古潭を經て上川原野の地形をも明瞭ならしめたる程なれば、石狩原野の一帶が近藤守重に因り、間宮倫藏に因り、絶對的てふ富源にして蝦夷地の寶庫たるを世間に紹介せらるゝに

蔟れり。間宮倫藏の石狩河の上流サングソマナイとは孰れなるを掲げんと欲す。

サングソマナイ（愛別村）

松浦紀行に廿九日（伊香牛の邊なる）イチナングを早發す、濛霧封山、恰混世界の如し、流れに傍て上る。茅野曠さられ難し、此邊鶴多し、士人も是を取らざる故鶴も逃ざるなり。云々サングソマナイへ着す、此行峨々たる崖、嵌空して大岩窟に成る。文化年度間宮某も此所まで上り、此窟に一宿し歸られしと申傳ふるなり。此邊豹脚虫（ヤンカ）多く、眼も開き難く召連し犬も甚困りし由にて川へのみ飛込凌ぎ居たり。

安政四年の紀行

當麻松浦紀行のウシシベツ（今永山村の南端）オチンカハ。キンクシベツ、アサカラ。ウエンベツ是等は永山村にあたる。

されど第一探險家の近藤守重及間宮倫藏の石狩河長航は單に本流のみに留まりしかの疑問なきにあらず。其の支流たる谷川に横はれる水脈原野に至りては未だ明かに探險するに達せざるは論を俟たず。謂はゞ近藤及間宮の探險は其の石狩河に於ける全豹を識るべく、探險にして其の片鱗てふ詳密に關しては固より朦朧たりしならんと想ふ。故に堀織部正利熙。竹内保德。村垣範正の三箱館奉行時代に於て、可成的各支川の原野をも髣髴せしむべく詳密と精核なる探險を遂げ、漸次石狩原野を拓發せんとする三綱領主義に基き、第二探險家松浦武四郎を派遣せるは疑を容るべからざりしこと論を俟たず。故に松浦武四郎の石狩河を溯り、我が神居古潭の蝦夷語シキウシバ即ち荷物揚場に到來し、春志内に辿りつゝ、忠別太の番屋に宿泊したるのみか我が神樂村の邊別川と忠別川に遡り、其の原野を探險せること。安政四年四月廿日より廿六日に到る約一週間の觀察を遂げたるにあらずや。松浦武四郎が此の石狩河に於ける探險に關して、丸木船に乘り嚮導たりし土人は全氏の著編石狩日誌に據らん乎。土人其の名を**クウチンコロ**と稱したるが。此の**クウチンコロ**は全道土人の總乙名と稱せられ、安政年間より明治維新の初年に至る迄蝦夷土人中に於ける比較的智慧ある土人と賞讃せられき。爾來明治五年六月開拓使廳の命を奉じ、石狩河を探險せる高畑利宜氏も此の土人**クウチンコロ**に就き、種々なる史的談話を聞きたりしに彼の記憶する處に據れば、石狩河探險家として忠別原野に到來せる者は松浦武四郎一人にして、其の他は何人も到來せざるを唱ふ。然かも松浦武四郎は神威原野より南方鹿道に依りて之を辿りつゝ細徑を歩して十勝國に跋渉したりと云ふにあらずや。且つ其の十勝國境に通ずる**クウチンコロ**の所謂神威原野よりの南方鹿道なるものは兼ねて蝦夷土人が十勝より通行しつゝありしが爲め石狩と十勝との脈絡を通じ、一導の細線を曳きしものありしと云ふは蓋し**クウチンコロ**の語る處たりしと謂ふにあらずや。惟ふに安政年間の探險時代に於ては神威古潭より忠別河畔に於ける原野には秋色爛なる時に方りてや、丹頂の白鶴あり翩々として雲霄に翱翔しつゝありしが如き。遊鹿に至りても群々列を爲しつゝ出沒したれば、鹿鳴の呦々たると鶴唳の劉朗たるとは果して想ふに堪へたるものあらん。此の風景鳥及風景獸が上川原野の風光を彩色せしめ、土人時代の天然的なりし逸宕の別坤を描かしめ、細徑の紅葉を踏み分けつゝある鹿は云ふ迄もなく、數十行の賓雁は一文字を畫き聲々雲霄を洩れて神居古潭に下る秋月の景は果して如何ぞや。

兎に角當時に於ては神威よりの石狩河畔に遊鹿の群々たりしこと。探險家松浦武四郎が**クウチンコロ**を携帶しつゝ親しく實地に目擊する處たり。乃ち石狩日誌の一片を擧げて之を證せん乎。今日の鷹栖村蛇の湯溫泉附近の石狩河畔を描きつゝ曰く此處敎導**ビヤトキ**の家あり、川筋には所々築柵を作りて上り鰻を取る由なり。又黄脚の未だ巢立して不日の者多し。陸には尺許の麕多く群たり。然れども土人等其の雛なるを愛で捕らんともせず。云々とあるに徴せん乎、上川の昔時に於ける石狩河畔には麕鹿の群々列を爲して麕集しつゝあるを觀ば、**クウチンコロ**の所謂神威原野よりの南方鹿道の通ぜる所以

の事實は愈々認めらるゝと俱に此等麋鹿の遊群に基き、十勝國へ渡る細徑通路の發生せること偶爾にあらざる也。松浦武四郎は此の行に於ける探險の如き、石狩河六十餘里を遡り路をウリウに取り、西岸ルヽモツペに越えたる安政四年より其の翌安政五年に至りし際は、石狩河の源を探ぐり岳を攀ぢて山脈水勢を審にして歸ると記せられつゝあるは、蓋し土人の嚮導者クウチンコロの所謂神威原野よりするを得んや。松浦武四郎が神居村神威古潭より邊別川及忠別川に抵りし光景と、石狩河畔の探險に關南方鹿道に傳ふて國境十勝に亘りしは論を俟たざれど、現今孰れの地點より跋涉せるやの疑問たらざとの三奉行が管内を巡撫し、開墾を勸め物産を興すべき、偏へに蝦夷地を拓發せんと欲する大方針の下に安政五年の交、クウチンコロを嚮導として石狩河を探險し、我が神居村及神樂村に分布せる原野をも初めて觀察せし最も村史に交渉の密接なりし關係を有すと謂はざるべからず。然かも全氏の探險に因り邊別川及忠別川の水脈に至る迄一層の分明と爲り、其の朦朧たりし疑團も晴れ上川原野の地勢の大觀を了解せんとするに至れり。松浦武四郎は明治二年開拓使廳の時代に至り、嶋義勇。津田正臣。岩村通俊の諸豪と共に判官に任せられ。安政四五年の箱館三奉行時代より鋭意して引き續き探險に從ふ。伊勢の人にして明治十一年黒田開拓使長官時代に於て北海道國郡全圖を出版するや、其の郡界は明治五年の著松浦武四郎の原圖と全嶋周圍は三角測量に據りて成れりとあるに徹憑せん乎。彼は北海道の有ゆる山河を跋涉しつゝ其の國境と郡界とを詳かにし、其の地勢を股掌の間に弄する程の探險を爲し、以て開拓使廳時代の北海道國郡全圖を作るの基本を遂げたるにあらずや。

安政四年には當に松浦武四郎の石狩河探險ありしのみならず。堀織部正利熙。竹内保德。村垣範正の三奉行が蝦夷地經營に係はる大號煥發の主旨に憑り、探險家を全道に派遣せるやの事實あり。何んとなれば松田市太郎氏も蝦夷全嶋を巡回しつゝ上川地方を通過して、安政四年に於て上川原野を踏破したると與に旭岳を攀ぢ登りしと云ふ史實と傳說あるを以てなれば也。要するに松浦武四郎の石狩河探險と謂ひ、松田市太郎の石狩河探險と謂ひ、孰れも第一文化年代のそれと異り石狩河の本流のみに熄まず。兎に角概觀を髣髴せしむる方針とは異り、可成的出來得る丈け石狩河の各支脈川をも實地探討せしめんと欲する計畫にして之を云ふ換ふれば、曩の探險よりも一層具体的の地理的探險を完ふせんことは三奉行の石狩原野に對する拓發經營の方針たらずんばあらず。堀織部正利熙の如き、村垣範正の如き、幕府に建議して曰く況んや本蝦夷の如き天候地味共に宜しきに於てをや、今に於て手を下さず万一彼の據る處と爲る。闔國の兵を用ゐて之を驅るも亦容易ならざるなりと絶叫しつゝ、水戸義公の北蝦夷防備急進論を首唱したる、德川幕府が閣老阿部正弘をして裁斷せしめしが爲め、大系統的政略の方針より出でし石狩河原野の開拓計畫と謂はんのみ。其は乃ち安政四年の松浦武四郎。松田市太郎に係はる周到警拔てふ上川原野の觀察と爲りしにあらずや。松浦武四郎は明治三年其の職を辭す、官其の力を北海道に盡す多年なるを賞して終身十五口俸を賜ふ。亦以て本道に對する功勳識るべきあらんのみ。

五　神居古潭と松浦武四郎氏　（其の一）

安政四年の四月松浦武四郎氏は函館府の命を奉じ石狩水源を探險せる狀態は、全氏が石狩日誌の紀行文に由りて一目瞭然たるのみならず、神居古潭の豪宕雄偉なりし形勝を活躍せしめ。蝦夷土人は如何なる狀態にして當時石狩河に於ける流運を掌り、運上屋、番屋の補助を與ふるなど神居古潭に栖めり、水禽や、水魚やの光景は宛然觀るが如くして如何なる種類なるかを識るべく、土人が荷物を運搬するの狀、若くは土人が魚類を捕獲するの奇態、歷々指點すべきにあらずや。左に石狩日誌中の一節を轉

載して安政年間に於ける未發の上川原野を髣髴せしむべき也。

四月十七日。黎明出船、水夫五人ヲシテ急カシム、蛭ニ岩燕多ク集ス、棹ノ音ニ驚キ飛出ル事幾若干ヲ知ラス。ぬつこといゝ、をきたる、にうしべつ等ヲ過キいじやん（今ノ一巳村）ニ晝飯ス。人家三軒（三軒ノ土人名アレト省ク）過ルヤ是ヨリハ水勢愈嚴敷ナリ。ないだいべト云フヲ過キ辛ウジテ夕方神處ノしきうしば（荷物在處ノ意）トイフニ着ス。此所土人等皆荷物ヲ上ケ乘リ來リシ船ヲ繫キ置ク處ナリ。故ニ此ノ名アリ、又向岸ニしゆとちせ（岩家ノ意）有リ、其奥ヲ知ル者ナシ、雪中ニハ皆是ニ入リテ宿ストカヤ。是レヨリ兩岸峨々ト聳エ山尖リ樹老イ巖怪石奇ニシテ苔滑ナリ岩間ニハ種々ノ異草多ク見エ、水怒リ谷響キ如何ニ龍蛇ヲモ潛マシムルカト怪マルカ、別ニ異ナル物モ住サレトモ如此數十日ノ水上ニ潛龍沙魚ノ居ル事奇トスヘシ。くうちんころ（仝行土人）ハ括鎗ヲ提テ岩上ニ暫時佇立セシカ、四尺許ノ潛龍沙魚ニ三尺許ノしらいヲ得來ル。せつかうしハ赤箭夫麻ヲ五六本取リ、是ハ土人ノ薩摩芋ナリトテ、燒テ我ニ勸メ、マタ味噌汁ニモ致シ呉レタリ。夜ニ入リ跡舟モ來リシカ故、石上ニ一壜ヲ傾ケ巖カ根ヲ枕トシケルモ亦興ナリケルナリ。

神居古潭には潛龍沙魚としては六七尺位のものを捕獲せることあり。又岩燕は獨り神居古潭に栖息せるのみならず、附近の原野にも飛翔しつゝあること尠しとせず。松浦武四郎氏の仝行土人「くうちんころ」なる者括鎗を提け岩上に佇立して四尺計りの潛龍沙魚を捕ふ。蓋し土人の携提せる括鎗なるものは長鎗の様の柄ある先端に圓曲せる鎗を附して之を衝けば巧みに括着すべく構造なりと謂ふにあらずや、又土人「せつかうし」なる者赤箭天麻なるもの五六本掘來りて之を燒て松浦氏に勸めたりしことを叙したるが、此は所謂薩摩芋に類似せるものにて、春四月の時期に際し土中より其の在處を捜がし之を堀り出たすべき芋類の如き根塊の一種に屬せりと云ふ。

四月十八日。早晨逢ヲ出ッレハ、土人石ノ凹ニ水ヲ入レテ嗽シム。先荷物ヲ一同ノ土人ニ搬送シ、

余ハ「くうちんころ」ヲ連レテ斷巖ヲ攀チ、巨石ヲ飛ビ越エ、怪岩ヲ刻越シ、一々ノ名區ヲ見物シ行クニほろれしべトイフハ兩岸ヨリ川中ニ聳エタル處ニ一ツノ瀧トナリテ落ツルナリ。ほろしゆまトイフハ其上ニ水中ニ大ナル鳥帽子ノ如ク岩突出ス。ほんれしぷしべハ前ハ同シキ兩岸壁リタル所ノ瀧ナリ。ほんのみたるまい、ほろみんだるまい等ノ奇石水中ニ提出シ、其間獅子飛トモイフヘキ如キ處ナリらいゑるしトハ右ノ方ニ差出テタル大岩ノ上ニ坐シ、土人等其下ノ渦卷たる深潭ニ括鎗ヲ遣ク所ナリト。

旁々鬼ノ足跡トイフ。凡三圍斗ノ井ノ如キ穴三ツ程有リ、深サ何レモ一丈餘。

又幾ニ五六間ヲ過テえもしけしトイフハ山靈鬼ヲ切ランストシテ、此處ニ刃先ヲ切込ミシ處ト云フ。

さぬしべりとイフハ、兩岸愈狹マリ其上水渦ヲ卷ケリ。

てつしまないトハ南岸ニ一條ノ飛泉アリ、てつしとハ水底ニ柵ヲ結ヒシ如ク、一節ノ石垣様ノ物アリ（てつしとは築ノ如キモノナリ）並テるいかうしトハ昔石橋カ有リシ由言ヒ傳フ。

過テはるしない（現今の春志内）トイフニ出ッ、しきうしばヨリ凡廿町此間ヲかもいこたんトイフ。此所ニテ少シ遲流ニナリテ丸木船モ五六艘備ヘアリ、故ニ是ヨリ又舟ニテ上ルナリ、其支度ノ間ニ傍ノ石面ニ記シ置ク。

水聲耳既慣。　眠到東方白。
雲晴日三竿。　起來先漱石。
殘山又剩水。　危棧蜀中同。
歷々記奇景。　率凡慙放翁。

山水兩奇絕。　神劃與鬼工。
看來皆破膽。　造化巧無窮。
岩罅水愈怒。　吼々恰如雷。
屬目皆堪記。　愧無華客才。

水底ハ磊々タル大石滑ニ厚ク、且水急ナリ、艇樹接枝柴密ニシテ根ヲ露ハシ、掌立ノ嶮艇ニハ白糸ヲ亂セシ如ク、或ハ布ヲ瀑セルカト怪ム。飛泉數條アリ、べんけ、あそない、あろなお等ヲ過キ左方にいつしやば（鬼首ノ意）トイフハ、數丈ノ巨岩ノ水中ニ聳立シ、土人等ハ此處ニテ米幣（イナヲ）ヲ削テ途中ノ安ヲ祈ル。

あそないふいらトハ突出シタル大岩ニ流水碎テ波濤ヲ逆巻キ。かもいねとばけ（鬼ノ体ノ意）トハ七八丈ノ立岩恰モ鬼ノ体ノ如キモノ峙立ス。此邊ニ至ル愈急流ナリ、二人ハ樹ノ根岩角ニ上リテ、繩モテ曳キ、三人ハ水嵩ニテ突張リ、余ハ垢ヲ汲ミ捨テ、千辛万苦シテ上ルニ彈指ノ油斷ヲスルヤ、數十間ヲ流サレ其ノ危キ事數度ニ及ヘリ。れいころふいらトイフモ急瀨なり。

とれふさらねぷトイフハ、彼ノ鬼神ノ携ヘ居タリシ「ウバ百合」（フヨ）ヲ入レシ籮ノ化石ナリト。

總ベテ此ノ鬼神ニハ種々ノ緣故モアリシガ、土人等他ニ語ルコトヲ禁セリトカヤ。過キテをゝこつないいぬ、しない等數丈ノ瀧ナリ。ゑたんべつぷと（今の江丹別太）此邊ニ來ルヤ、少シク遲流ニ成テ先安心ヲナシヌ、過キテちかぷにトイフ小山ノ麓ニ着シ、宿セントスルニ蚊多クシテ寢難キ故ニ夜中舟ヲ出シ流木ニ繫キテ一夜ヲ明シヌ、故ニ其ノ木ニ又一絕ヲ紀シ置ク。

繫艇垂楊畔。　霏微暮靄浮。　篷窓苦蚊嚙。　半夜浮中流。

六　神居古潭と松浦武四郎氏（其の二）

如上の紀行文に由れば殆んど趣味津々として叙事詩を讀むの心地なくんばあらず。或は丈餘の穴あるを目して鬼の足跡と云ひ、或は山靈鬼を斬らんとして及先を切込みし處なりと云ひ、にいついしやば即ち鬼首と云ひ或はかもいねとばけ即ち鬼の体と云ひ傳ふなど、彼等土人の解すべからざる一種の恐怖心に驅られたる結果は洞穴を見て鬼の足跡と爲し、石狩河中に於ける奇巖峭壁の嶄然として彼の操舟に危難を與ふる場處は總べて鬼神の意味てふ名詞を附喩したること、殆んど南米の土人か河水に於て自己の身影を睹て驚愕措く處を識らざるが如く、己が身の影なることを悟らずして恐怖すると同然たらずんばあらざる也。蝦夷土人は彼等が不可思議にして危惧に堪へざるものは總べて鬼なる名目を附したるものゝ如し。要するに前叙の記事は一面に於て土人の口碑遺跡として社會學者の參考に資すべきものなしとせんや。殊に石狩日誌の著者の言に憑れば總べて此等鬼神に關する古跡口碑は種々の因緣ありしかど、土人等他に語ることを禁止せられたりと云ふを觀れば、若し夫れ考古學者のあるあり て之を傳へ聞かば意外なる彼等土人の史的事實を發見することなしとせず。兎に角神居古潭一帶の旁近は彼等が古代に於ける史實を埋伏せしめつゝある因緣深き個處にあらざるなきを得んや。

四月十九日早繫ヲ解テ、二十丁許、きんくべしつさらべつ等ヲ過キ、ちくづつぷと（神居村忠別太（エ）着ス。此所番屋一棟アリ、先一同ノ安ヲ祝シ、跡舟ヲ待テ水源行ノ人足ヲ定メ、上川住ノ土人ドモ、一軒ニ煙草一抱ニ人別ニ糸五ッ、針五本ッゝ、其外六十餘歳ノ者ニハ手拭一筋ヲ遣ハス

前節は春志内より神居村忠別太に至る迄の叙事にして、我が當村と重大なる關係ありし史實なるが、尤も記臆すべき事項は總べて石狩河口より溯流しつゝ上川地方に至りし者は、土人茅屋の外忠別太に於ける我が神居村字美瑛町驛遞所を距る約三百間許の下方に板庫壹棟ありて、兩三年を經て野火の爲

めに燒失したりとは、明治五六年の交土人と貿易を爲さんとの目的を抱き單身來りし鈴木龜吉氏の言なるが、蓋し松浦浦四郎氏が石狩水源を探討せる際に字忠別太に着したる時は番屋一棟あり、先一同の安を祝し、跡舟を待て水源行の人足を定めたりと記入せるを觀れば、其の所謂番屋なるものは鈴木龜吉の指點せる板庫なりしこと瞭然たりと謂はんのみ。抑も神居村字美瑛に在りし運上屋の遺物たる番屋並に運上屋なる物は、松前藩の如何なるものなりしかは更らに之を描叙せんと欲す。然かも石狩日誌の記載せる處に由れば春志內には丸木船五六艘を備へありとありしに徴し、若くは「しきうしば」より春志內迄凡廿町にして此の間神居古潭とおるに徴するのみならず。忠別太に番屋を置き江丹別太よりの到着點とせるに徴せば、此邊一帶は上川原野に到る石狩河の通路なりしならんと想見せらる。又番屋に着するや松浦武四郎氏は土人に煙草及針糸を贈與せるなど土人との愛情濃々として掬すべきものなくんばあらず。且つや松浦氏は跡舟を待て水源行の人足を定めんと欲するが如き、此の探險や河口よりして單獨なりしにあらずして、數艘の舟にて溯りしものなるを察すべく、亦當時は番屋もありて和人土人等も入來せるを推亮すべし。當時の光景を描寫して曲折波瀾を極め、石狩原野の蝦夷土人時代を遺憾なく發揮しつゝ有りの儘に天然的天地を叙し去り、來りて宛然パノラマを觀るの感なしとせんや。眞に是れ天籟の筆と謂ふべきのみ。

七　安政年代の上川アイヌ土人

石狩日誌の一節を抜き左に之を掲載せん。廿日より廿六日迄は忠別川、邊別川に遡りたる記事とす。

廿七日早起解纜ス、七八丁ニシテ（めむ）（今ノ蛇ノ湯溫泉附近即ち旭川近文一線の一號とす）、此所人家五軒（土人名省ク）（めむ）トハ屈曲タル小流ノ通出スル所ヲイフナリ。此邊ノ老婆何レモ駿犬五六疋ヲ飼ケルカ、其ノ故ヲ問フニ鮭、鱒等此ノ川ニ遡ルヤ、夷人ハ括鎗ニテ取レトモ、老婆ハソレノ遣ヒ難キ故、犬ニ取ラントスルトカヤ、折能クモ今朝ハ鱒、鯢等多ク遡リシ故、是ヲ一見セシガ、犬ハ川岸ニ隱居シ、鱒川下ヨリ上リ來リ淺瀨ニ至ルヤ、犬飛ビ込ンデ直ニ頭ヲ咬テ持來リ、必ス外ノ處ニ疵ヲ附ル事ナシ、其ノ馴ラシ方甚行儀宜敷物ナリ、依テ此邊ノ老婆ハ、犬ヲ大切ニシ我ガ食スル毎ニ喰ヲ分チ與ヘ飼置ケリ、秋咏ノ頃ハ一日ニ四五束モ取獲ルトカヤ、扨又出船シテ上ルヤ、水勢イヨ〳〵急、岸崩流木多シ、うしべつ、をもちんかば此所數導びやときノ家アリ、川筋ニハ所々築柵ヲ作リテ上リ鰻ヲ取ル由ナリ、又黃脚ノ未ダ巢立シ不日ノ者多シ、陸ニハ尺許ノ麕多ク群タリ、然レドモ土人等其ノ雛ナルヲ愛デ捕ラントモセズ、過テるんぎうば、ぬさうしべ、きんくしべつ等、此處ニモ人家二軒有リ、又須叟過テあさからず爰ニモ人家アリ、此間召連レ來リシにほうんで、あいらけ等ノ家ナリ、共ニ出迎ヒヌ、余ニ「ウバ百合」ノ團子ト、乳羊根ヲ煮、盆ニ盛リ是レニ鮭ヲ添テ、是レハ土人ノ砂糖ジヤト言テ一笑シヽ一同ノ者エ振舞ヒ、又延胡索（マヽ）あらんころ（黑百合）ヲ一袋、山中ノ糧ニテモ呉レタリ、過テうるんべつ（琪）ノ土人等モ呼出シ土產等遣ハシヌ。

筵窓山色曉。亂柵水爭流。烟劍朝瞰上。處々聽鶉鳩。

前叙に於ける松浦武四郎の石狩日誌に據れば、安政四年四月今より約五十八年前に於て神居古潭、忠別太を過ぎ、四月廿日迄約一週間位は神居村の忠別川及び邊別川を遡り、其の狀態を穿鑿し兼ねて水脈原野を詳かに探險して其の地理を明瞭ならしめたりき。蓋し松浦武四郎の一行は單に石狩河本流をのみ探險せずして忠別川、邊別川の支流さへも遡りつゝ之を探險せるは、獨り神居村、神樂村の沿岸のみならず、今日の旭川傍近の原生的林野をも、一週間の探險に於て略ぼ其の形勢の一班を視察せるもので開拓使廳時代に於ける**ライマン**氏の測量探險以前に方り、安政年間函館奉行の命を蒙り忠別川に溯りて今の神居、旭川等の原野を捜括して如何な

る地形なりしやを考察せる者は、蓋し松浦武四郎氏を以て嚆矢とするも敢へて誣言にあらざるべしと思惟せざるべからず。要するに前記の一節は石狩日誌より之を拔萃して登載せるものなるが、四月十七日の紀行神居古潭の接續なれど、四月廿七日の叙事は概して今の鷹栖村の南境より東北に沿ふて必布、愛別村傍近に至る迄の舟行なれば直接當村に關係あらざるものゝ如し。されど土人の生活狀態や鮭鱒の蕃殖や、土人の獵犬や、麋鹿の遊群やを寫して安政年代に於ける蝦契土人の光景を搜ぐるに好箇の史料なるを以て之を駢記せんと欲す。されば石狩日誌四月廿七日の記事を閲みするに、蝦夷土人が當時既に已に駿犬五六疋を飼養して獵犬と爲し、石狩河に泝上する鮭鱒を捕ふの妙や、犬が川岸に隱くれつゝ鮭鱒の下流より遊泳し來りつゝ淺瀨に至るや、突然飛躍して鮭鱒の頭部を咬みながら何等些の疵さへも附すこと無きが如きは獵犬としての訓練は頗る感嘆すべきにあらずや。然かも安政年間の昔時にして上蝦夷土人の飼養せる其の所謂駿犬なるものは和種なるや否やは疑問なれど、安政年間の昔時にして上川地方に往來せる者殆んど絶無の時代なれば、勿論和種の畜犬到來すべき筈たもなく、從來彼等土人が畜育せる一種特有の變態なりしアイヌ犬類にして、軀幹は日本種よりも短矮にして動作活潑輕捷なるを看よ、兩足の趾間に一種の蹼を附着しつゝあれば、河水を游泳すること巧妙なるを以て獵犬として天然の特能を備へ、醇乎たるアイヌ犬にして日本種と異なるものありしと謂ふにあらずや。且つや安政年間に於ける畜犬の如きは假令日本種なるにもせよ、斯かる漁獵に巧妙なることあり得べからずんば、アイヌ種の畜犬なること殆んど瞭然たるものあらんとす。

一面當時アイヌ土人は簗柵なるものを構成し、鱒を捕ふるが如き畜犬にてさへも飛躍しつゝ鮭鱒を獲んとしたるが如き、水產の豐富なること亦識るべきあらんのみ。麋鹿の石狩河畔に栖息しつゝ群々として土人に馴れ、敢へて捕へんともせず頗る閑雅隱逸の風あるは、何となく我が春日神社の鹿を見るが如く嚴島の鹿を見るが如き感懷なしとせず。況んや俗塵を避け風景島及風景獸を羨らしめ天然の逸

宕を開けるに於てをや。且つや土人が「うば百合」と稱する野生の百合を團子として饗したるなど、勿論畑作を識る由なければ彼等は天然的野生の葡萄。百合。芋等の植物質を常食する外、鮭鱒及び野獸を捕獲して啗ふあるのみ。故に彼等は田畑を耕作の必要あらざりしは卽ち此の天然的生產物ありしに由らずんばあらざる也。アイヌ土人の生活狀態は石狩日誌の記事に基き之を繹ぬる得べしと同時に殆んど葛天氏の民を想見すべき也。神樂村の地域たる邊別川及美瑛川を探險せる最初の人として劈頭に數ふべき者は松浦武四郎を擧げざるべからず。乃ち安政丁巳同氏の紀行に憑れば、夕方ペベツの川筋に出で黑烟の天を炎々として焦がすを見て土人より美瑛川、邊別川の硫黃氣あるを確めたり。忠別太の大番屋より出沒して邊別川の沿岸に宿せるなど、或は忠別太より一葉の舟に棹して忠別川を溯り、土人の家屋六軒ありしと倶に上流は倒れ木多くして遡るを得ざりしが爲め、舟を置きし儘陸行しつゝ戀慈たる笹原地帶を踏破し、神居より神樂村の沿岸を探險せしと觀るべきにあらずや。左の紀行に基き安政年間劈頭に我が兩村の原野に足跡を印せしめ、邊別川及忠別川を遡り松浦氏の踏破したる一證に備へんと欲す。

忠別太松浦圖に大屋番「チクベツプト」と標するは卽ち現今神居村忠別太は是也とす。

松浦氏安政四年五月紀行曰已に石狩の水源を探ぐり六日歸山の路は早くもイチナンダへ着したり。夜トコン山の東にて宿しぬ。七日出曠野。春艸縹に五日の間に生長ウエンペツへ着し、從是船にて下る。雪汁愈增舟矢を射るよりも早し、座して垢水を汲捨居るに目眩む計也。今に到りて筆を取るにも膽を冷す計也。夕方大番屋へ着す。

黃昏下溪水。　新月掛林梢。　簫夫頻勉力。　沙灘舟易膠。

邊別川及美瑛川紀行

松浦氏紀行(安政丁巳)曰夕方ペベツの川筋に出たり、樹木も無き故に岩間に宿す、寒威甚、夜不寢、

月影にて出足す。堅雪の上を歩行し、回顧せば山の半腹にして火燃立て、黒烟天を刺し上るを見る。土人の言にピ、ペペッの二川は此の邊より涌出るが故に水に酸味ありといへり。此山岳太嶮にして上り難し、高處より漸次下るに七つ頃に木原を過て茅野に出て火を攻ちて宿る、夜中烟光天を照す、實愉快也。云々川の東壚を下る事終日、夕方へペッの岸に宿す。翌微雨蕭々、チクペッの上に出午後人家の西岸に出るに先日の倒木雪水に押流され、渡り難きか故に大聲にて呼しかば胡女一人出來り番屋への廻り道を指示したり。

忠別川紀行

松浦紀行曰忠別太より出船し、チクペッへ遡り、ペッチウシに到り、人家六軒一々立寄見る。是より上は流木にて舟は上らざる由聞く。依て岌に舟を置、川筋まで陸行す、陸行は笹藪惣として酸辛筆に盡し難し。午後雪路に出、夕方岳の麓に懸りて宿す。翌日黎明、堅雪の上を歩行するに頗宜し四つ過に至れば樹木絶たり、西北の眺望言ん方なし。是より岳の麓儘、終日西南に向ひ、夕方ペペツの川筋に出たり。

八　東海岸より上川に陸行

（最初に神樂村邊別川を跋渉せる探險家）

上川地方の原野を主として探險せる松浦武四郎が、安政四年に神居古潭より神居村忠別太と鷹栖村近文とに於ける河畔のみを跋渉せしかど、神樂村の地域内なりし原野に對しては邊別川の下流と忠別川との下流に過ぎざりしと想見せらるゝのみ。眞に現今神樂村を跋渉したりと云ふべき證據は安政五年二月松浦武四郎氏が、神居村忠別太より邊別川を辿り之を跋渉して十勝國に抵りし探險的事實にありと謂はんと欲す。其は箱館奉行堀利熙の命を奉じ天鹽川を探險せる前月にして、再度の探險と做す。

乃ち安政四年石狩河畔の上流に於ける別に掲げし石狩日誌を書せんが爲めに、幾多の難險を犯しつゝ雨に沐し風に櫛りしが如き此の紀行にあるが、其の翌年は轉ち安政五年にして石狩河を下らず、更らに鹿道を踏み分け、原野を跋渉して陸行を爲し十勝に抵り、從來の石狩河遡上と異り新に進んで精細に詳密に原野の内容を探ぐらんと欲する計畫とす。

勿論本十勝日誌は安政五年二月松浦武四郎が箱館より東海岸を徘徊しつゝ、膽振國虻田郡に出で虻田に於ける蝦夷土人を嚮導たらしめたるものゝ如し。乃ち十勝日誌に據れば虻田土人共へ手當並に歸村の糧米を渡し、早々十勝越の事を支配人に談じ敎導者を出さしむ。河端に出で眺むれば渡船は氷の間を此方彼方往來するに數十丈の氷流れ來り、山をも欺く氷雪碎けて濁る雪汁に押流され、見るに膽寒く實に巨鯨に北海にて是の爲めに打斃さるも宜なり。何ぞ一葦の小舟心もとなければ愈よ陸行と決し飯田某にも同行を勸めぬ。二月十九日（安政五年戊午）快晴小使イソラム（イジャン土人）八人ノンク。サダ。ヤアラグル。アイコヤン。イナヲエサン。タカラコレ。イコリキナ。サケヤンゲ等上川の者のみを連來る。渾手拭烟草酒等を與へ、途中の規定を申渡し、陸行すべき由談ずるに是よりトックの間冬分はモウライ（ハウンベツ）川筋より上り。アリイワの西南を越へトウベツの上を渡り、カバトの南の麓を出で、ウラシナイ（アツタ領）に出る由なるが、此度は大川近くを行んことを勸む。云々とあるに徵憑せん乎。明治五年開拓使廳時代に於て大に土工を興し、函館より室蘭を經て札幌に至る行程四十六里間馬車を通ずる大道を新開せしめ、又一面札幌より小樽に至る十里の新道を通せざりし以前に方りてや。即ち安政五年松浦武四郎の探險せる場合の如き函館奉行時代なれば、噴火灣沿岸を辿りつゝ苦小牧方面より若くは室蘭方面より原野の鹿道を經て、札幌方面の石狩灣口に相達せるもの如し。然かも更らに石狩灣口より漸次石狩河畔を陸行しつゝ、安政五年二月廿六日は天陰河水愈よ漲り、雪汁吼々として十疊甘疊の氷を押流し來ると記し、石狩河の水流は頗る猛烈の狀を觀るべし。是より向岸へ渡り、原を越

へ、ラウネナイ（小川ホンチポヤウシ小川廿七八丁）ホロチホヤウシ（小川此邊樺木原に出る、ウリルン（長き沼也）等越ゆ二里）五丁の方に向ふ。ユウベツ（小川過てシエマウナイ（小川十七八丁過てリイフル坂也）下り、ホロノタ（出岬）迄にて船を呼て向岸ベツバラに越る、召連し土人イソラムの家に宿す、云々と詳叙したるとに基き、松浦武四郎は石狩河畔ベツバラに到着せしを識るべき也。二月廿七日は上川地方に關係深きを以て別に之を揭載したる如く、邊別川より十勝越の探險と題せる十勝日誌の一項を拔萃し、以て我が神樂村に於ける最初の史的關係ある探險家松浦武四郎の跋涉を擧げ、神樂村西御料地の邊別川流域の原野が、勞頭闇黑の裏に埋沒したる時代に何人に因り之を發見せられし乎。或は忠別川の流域にある神樂村及神居村の原野は何人に因りて精彩に明瞭に其の形勢を詳かにしたるを得し乎。其は謂ふ迄もなく石狩日誌。十勝日誌の著者たる函館奉行時代の探險家松浦武四郎と謂はざるべからず。

十勝紀行に就き之を察するに、土人が石狩河灣口より遡上せんと欲するも、氷結んで河水通ぜず、十餘艘の舟は空しく沿岸に着きつゝあるを觀るべし。仝月廿七日に於て松浦武四郎氏は現今神居村の內大部に到れり（ナイタイペ川）廿八日に於ては仝村春志內に達したり、廿九日は神居村忠別太の番屋に着せるに玉川慶吉に邂逅せしを略叙したるが、仝人は長らく龜吉嶋の中洲に居を卜し、蝦夷土人の女を娶りて妻となせる鈴木龜吉と相前後して神居村忠別太の運上番屋に到來したりき。松浦武四郎の破顏一笑して初めて邂逅したる際は其の歡び果して如何ぞや。此の忠別太番屋に於て玉川慶吉氏と、隨行飯田氏と相共に蝦夷土人を集め、麴四升玄米八升を以て酒を釀もせしめたる亦一興にあらすや。土人が油樽を裝置して狐を獵獲せるが如き、土人が鮭の生肉を雪に漬け置きしを切り松浦武四郎に嚐はしめたるが如き。仝年二月三日神居村忠別太の番屋に於て、十勝越の土人役割を定めたる狀態藤々指點すべき也。二月五日は樺浦武四郎が現今神樂村西御料地の邊別川を跋涉し（ペンッ大川）クーチンコロ（土人）の家に到れり、此の土人は石狩日誌にあるクーチンコロにして、石狩溯の嚮導と爲り上川全帶土人の總乙名と稱せらる。此の土人を案內として三月五日西料地邊別川の沿岸に相逢しぬ。仝川に仆れ橫はれつゝある天然的倒木を傳へ、申程より一同裸体と爲り忠別川を游泳したるを觀るべき也。六日に至りては現今の美瑛川に相達したるのみならず、美瑛の硫黃山より落る臭氣鼻を衝かしめたるなど、野火炎々たらしめて暖を把りしが如き十勝越の辛酸と、苦楚の程此の十勝日誌に據り想見せしむるに足るものあらんとす。

九　神樂村邊別川より十勝越の探險

（松浦武四郎の十勝日誌）

廿七日（安政五年二月）快霽晝立冬に上川土人の船十餘艘曳とありたり。其故を聞くに去冬濱より雇を仕舞て歸り來るや川筋凍合して擢す、氷附て重くなり時々山銃にて打拂へども寒風甚敷ゆへ乾にかゝる滴り凍て舟足重り、漸々此所まで來れども、是より一棹も上ること得ず。舟を揚げおき、荷物を負行きしと語る。扨左樣に凍らぬ間に上り來らばと問ふや、何年にても上川迄舟にて通るべけれども、去年は御組頭の御通行が後れし故、歸村も留られ如此難澁に逢ひしと聞くにも、實に民を使ふに時を以てすべきは、是等の事かと獨言して行、此邊野原にて西北ウリウの山々を受け、頗る暖地にして雪消方も早し、（寅卯向十八九丁）サルコより（小川一里餘）メム（小川五六丁）ニウシヘッ（小川十丁）過て川端に出て呼ぶや、女子ども氷の間を小舟に棹て來りぬ。川半より南淺瀨の處は氷にて浮々したる上に越るや、イジャン（人家四軒）此所に廿三四歲にて帳面に洩れ未だ夫を持さず、老母の介抱をして濱に下らざるものあり。其の故を聞くに頗る至孝のものなりしかば、飯田深く其の孝心を愛で召連しサケユヤンケ（上川土人）こそ未だ獨身なれば是を娶すべし。我歸りて事好に取扱遣すべし。また土人俗に初めて男に見るや、袋をいふ物を作りて之を着するが其の木綿をも我が贈るべしと懇に言はれ、平

日の行狀を聊か記して出立し(廿餘丁)ヲトイノホリ(小川)過て山に上る。雜木立(五六丁)シイベヌカル(小川)斷崖の上通り、下を見れば川筋屈曲蜿轉たり(此間舟路凡十三四里)タムニ(十五六丁)ケナシバヲマナイ(小川五六丁)ビラノシケヲマナイ(五六丁)キナチヤウシナイ(五六丁)エクトシユマ(五六丁)タツカシユマ(五六丁)過て平野(廿七八丁)を倒して渉り、今宵は爰に大岩窟のあるに入つて宿らんと思ひしに、其山根雪に深く埋もれ知れ難し依てまた少し行き(廿丁)ヲランナイ(小川)といへる所の川端に宿りぬ。

一夜をと頼みし岩は埋もれて
　はてなき野邊に假寢しにけり

廿八日狂風舞ㇾ雪四野如ㇾ雨猶恰も三冬の心地せり(針路寅卯)出立廿丁餘峻山に上る、其の嶮峯を立る如しシキウシバの上より一歩を過ば數十仞の谷に落るべきの危所なり、凡十五六丁過てシキウシバに至り見る。奇岩怪石の積雪其奇を倍し、雨山の樹木に降積る雪は霜仞を立たる如く、彼の劒山も如此かと怪まれ、崖の零糖(ブラ)春氣に折る音は四山に響き、ホロレブシベの間より落る水は合する氷の間に落入る、其音法螺を吹くが如し、ホンノミンタルマイとて兩岸より差出たる岩に積連りたるは、白虹の現はせしかと見るに、近よれば又石橋の如し、テツシヨマナイの瀧は珠簾を垂る如く、其の眺望都て改りぬ(此間凡廿丁)過てハルシナイに至り、是より斷崖たる上を(十餘丁)ベングアソナイ(小川)に至り峻山に上る、其の苦辛言ふべきなし(廿丁)ルチシボリ(山上)に至り、樹間より東の方を望むに、石狩岳、チリクベ岳、ヘ、ッピエ岳連綿たる其間曠野恰も銀磐の如く、是より山また小澤を四五ケ所過る凡一里ヲンチナイ(五六丁)エヌプト(巾三四間)の傍に出で宿す。廿九日傍ㇾ崖離木立を上る小山二つ越(廿餘丁)原野(五六丁)を下りキンクシベソの後を下り(廿餘丁)チクベツフト大川の大番屋に着す(今の神居村字忠別太に於ける番屋にて如上を參觀せられよ)爰に玉川慶吉越年なしたるに出逢ふ。(但し北海誌料に據らん乎、鈴木龜吉と相前後して往來したる者に玉川慶吉と稱する者あり、仝人は石狩村の戸長たりしを以て土人の戸口調査等をなさんが爲めに來りしものなるべし云々)先長途の安を賀し、麴四升玄米八升を乞ふて酒を釀せしめ置き、上川土人の分手當品等を持たせ不殘家に遣はしぬ、此邊狐多き由にてセツカウシは一升入の油樽の古きがあり じを持來り、暫時考居りしが是に三寸釘三本を三方より打ち、裏の方に投置しに其夕狐一疋を獲來り我等に饗しぬ。其捕方桶の中の油臭さがゆへ、嘗んと首を突込や釘は首にかゝり、拔ざる時隱れ居て打殺すなりとは、夜オワンカ、クウランケ來る。

晦日　**クーチンコロ、タヨトイ**の兩人熊の鮮肉を以て我が安を祝し來りぬ。

三月朔日　和暖雪天に融す、上川村々の人家を廻る、所々にてルイベと云ふて鮭の生を雪に漬置しを切てルサ(茅屋)に盛り、マキリ(小刀)と柳の枝一本に塩を一攫添へて出す。其の譯は生にて喰得ざる人はマキリにて串を削り、是に刺し火に炙りて喰べしと云事のよし、又一種マキ(葎の一種唐花草)といふ草の根を煮て出し、また午皮消を燒て出すもあり、夜アサカラにて宿し、翌夕方大番屋に歸る。

三日　漉ㇾ釀作二木幣一トカチ越の人足を定む。**クーチンコロ。タヨトイ。アイランケ。シリコツ子。ニホウンテ。ヤーラクル。セツカウシ。タカラコレ。サタエナヲエサン。サケコヤンケ。アイコヤン。イワンパカル。シリコツ子**は兼てトカチ越(十勝越)の事案内なれば之を先導とす。荷物割を爲し三人を濱へかへし遣す。**ノンリ。イソラム。ノコリキナ。**

四日　晴天上川土人一同を呼神呑をなし旅行の安を祈る、余も一幣を奉り、土人の言に河水大に減じたり、山々冷かへりて寒きなるべきとぞ。

五日　早間出立(七八丁)ベ、ッ大川(神樂村西御料地の邊別川を云ふ)を越て**クーチンコロ**家に到る や、**イソテク**も昨夜山より歸り來りしと熊一頭を背負荻に余等を待たり。是より原道五六丁ニヨベツ

十四五丁ニケウル、ホンケシ十二三丁トヌシコマナイ等針位巳に向ふ。シタウナイ小川メ、トツケシ小川シチヒンユウシ小丘イワンコンクツシ小川ホロヌ小川ホロトーワブ（小川總てへくつに入る）ウフシノポリ二里半余の麓の崖を樹根に取附下り七八丁ベヽツ（巾十二三間）の岸に出る。（今の神樂村西御料地邊別川とす）雪汁漲て越べき手立なし。工夫に煩ひ居しや遙か上の方に大樹一本倒れて川中に横る。然れども其の梢細くして中々向にて渡り難きをタヨトイ裸になり樹を傳ひ行き枝を切拂ひ、それを渉りて中程迄至り、水中に飛しに漲水腰迄にして西岸に到るや倍す淺し。見るより一同裸躰になり木を渉り、川中まで行き水に入り西岸に越ゑ、茅野に火を附け、身を溫め出立す。二十餘ヲマグシヘツ（是より小川傳へに落る）トウセンナイ小川ホロアツナイ小川過て小山に上る、此邊暖地にて雪多く融たり。カタクリ。欵冬花。献壽菜。茗葱等芽を萌り（一里餘）ホロナイ小川に到り宿す。夜欵冬花を摘み、茹物とし喰ふに內地の物と異にし、苦味少しもなし、夜狐一疋を捕る。

六日　驚風時々催雪しばし一里カヲナイ十五六丁ヲキケナシ總て野原針位辰巳に向ふ一里餘ピエベツ川巾十餘間（現今の美瑛川を云ふ）小石川急流瀧の如し。嚴冷にして指を墜すが如し十七八丁ヒナヱイ小川平山に上る一里餘茅野廿丁餘過て嶺に上る。四方山々能く見ゑたり。此の原に火を附しや、其の燃行こと早くして獸の驅るが如し十餘丁下りてコンシバウシ七八丁ホロヒバウン是迄の小川皆ひゑに入る過て椴山一里餘ホンカンベツ三四丁ホロカンベツ是よりソラツに至る等過ぎ一里餘谷地中蘆荻原五六丁越てフツラヌイ小川此原ピエの硫黃山より落るゆへに、臭氣鼻を衝き、一掬を試みんとなすや、土人等毒ありとて制す。往古トカチ土人寒中此所を通り、此川のみ凍合せざる故に呑て直に斃れしと言傳ふ。如何なる寒氣にも氷らず、また一尾の魚も住むことなしとなり越て原道十七八丁リヲナイ小川レリケウシナイ小川に宿す。扨爰に眺るに東はヒエの麓三里餘西はソラチの西の山々迄、凡十二三里南北は五六里の間目に遮るものなき原なり。一封內をなし、地味山に回るゆへ暖にして內地に比すれば相應の一ヶ國と思はる。飯田も實に長嘆し（飯田氏は松浦武四郎と同行者とす）如此地あること誰も知らず、歸つて此事を說くとも誰か信とせんといふ。土人に火を放しめ、寢るに火氣立に隨ひ風起り、夜に入り四面に燃ゑ延び天をも焦す勢なり。

一〇　上川土人の戶口調査

（附開拓使廳高畑利宜の探討）

上川土人の戶口調査と併せて上川原野を跋渉して、石狩河の水源を探險せる者は開拓使廳　命を奉じたる高畑利宜を擧げざるべからず。但し高畑利宜は明治五年六月十五日札幌創成川を丸木船にて發し茨戶太に下り、仝所より石狩河を溯り石狩町より龜五郎と稱する土人通譯を伴ひ、然かも丸木舟には石狩居住の土人を雇入れ、札幌を發して幾多の危險を侵し、石狩河の巨流を棹しつゝ約九日を經て漸く神居村の神居古潭に漕ぎ上り、其の急湍嶮灘にして神劍とも鬼斧とも謂ふべく、天然的の光風地に到來せる也。是れ上川土人の風俗と生活との狀態を識るの唯一なりし好箇の史料たりし也。明治五年の高畑利宜に關する上川土人戶口調査に於ける時代が、箱館。根室。宗谷。浦河。樺太の五支廳を設け大判官岩村通俊は札幌にありし場合なりしのみならず、明治四年八月には開拓使廳に於て戶籍法十七則を定め、人民に諭して遵守せしめたる時代なりしかば高畑利宜に於て仝廳使掌を奉じ、上川土人の戶口調査を爲したる所以のもの蓋し偶爾にあらざる也。

高畑利宜の一行は難なく神居古潭に着せるが爲め、上陸すること殆んど一里にして我が神居村字ハルシナイ太即ち現今に於ける春志內に達して露宿せり。二日間之れに滯在しつゝ總べての携帶品を陸送せしめき。丸木船を空船と爲し春志內迄之を牽き上げ、明治五年六月廿七日春志內より舟に乘り神居村なる現今の忠別太に到着したり。是に於てか、高畑利宜一行は草葺の堀立小屋を建て之れに宿泊したりし也。仝年七月一日より各所に散在せる土人の居宅を尋ね、戶毎に巡廻して戶口の調査を爲せる

が其の結果としては當時蝦夷土人六拾八戸を有し、人口三百六名を有したると與に男百七十人と女百三十六人を算せらる。是れ豈高畑利宜の實地踏査にあらずや。然かも之を蝦夷雜書に於ける文政五年の戸口に比較するに稍々減少する傾きと爲り、勿論文政五年の上川居住の土人は五百廿七人とあれど、其は石狩河に於ける伊香牛（イカリウシ）。必布（ピップ）。オチンカハ。アサンカラキンクシユベツ。近文等の間に散在し、或は忠別川の河岸に棲息せる土人等を含みつゝあり。明治二年八月には蝦夷を改めて北海道と稱し、石狩國上川郡の名稱を開始せられしが當時の居住土人は十三戸百五人と爲りし所以は、疱瘡瘧疹等の流行せるが爲め多く斃れたるを傳ふ。左に土人の戸口増減を掲げ以て高畑利宜の戸口調査と對照するの便に供へんと欲す、亦一興なきにあらず。

年別	戸數	口	男	女
文政五年		五二七	六一	四四
明治二年	一三	一〇五		
明治三年	一五	一一一	六五	四六
明治四年	三三	一六四	八六	七八
仝五年	三一	一七三	九三	八〇
仝六年	四〇	一七九	九三	八六
仝七年	四〇	一八一	九三	八八
仝八年	三四	一七九	九二	八七
仝九年	四〇	一七五	九〇	八五
仝十年	四一	一八二	九五	八七
仝十一年	四二	一八一	九二	八九
仝十二年	四一	一八四	九六	八八
仝十三年	四一	一八七	九八	八九
仝十四年	三八	一九一	九九	九二
仝廿年	三九	二二一	一〇三	一一八
仝三十年		一九四	九一	一〇三

此の土人増減表に就き之を觀察せんには、安政年代より遞次しつゝ明治三十年代に至る土人の漸次番殖を加ふるよりも、寧ろ漸次退嬰の衰頽を招ぎつゝあるは掩ふべからざる事態なり。されば高畑利宜が上川土人戸口の調査を行ふ前に方りてや、乃ち明治三年開拓使廳は令して曰く、土人子を產む者は五年間玄米三包（三斗五升入）を給し、其の子を養はしめ且孕婦を使役するを止め、土人男女他場所の子弟を養ひ及び結婚すべきを許し云々と、既に業に開拓使廳の明治三年に於てさへ土人の保護令を出だし、大に人口の蕃殖を企圖せるも寧ろ安政年間よりも增加せずして退嬰の姿勢を呈したり。惟ふに高畑利宜が上川探險を試みたると仝時に、上川土人戸口の調査を行ふ所以のものは主として戸籍法十七則に因るべけんも、抑も亦土人保護の令にも基因せるは言を俟たず。高畑利宜は居宅を訪ふ毎に併せて土人の生活狀態を問ふ。彼れ土人が應ふる處の要點を綜合せんには、概して彼等土人はウバユリと稱する俗に山百合の草根より粗製の澱粉を把り、若くは十二月以後の多李間は鮭の白干を爲せる干鱈に類似せるものを作り、或は四月以後より十一月迄は廢鹿の肉を絶たざるのみか、五六月頃に於ては八ッ目の漁獲や鰻の漁獲やを行ふ。十月より十二月迄は鮭の漁獲を爲すこと千四五百石に及ぶと共へなしと雖も毫も生活難を釀すの虞れなしと云ふに歸着せしもゝ如し。乃ち彼等土人はウバユリと

に冬季間は總べて白干と爲すにあり。又積雪に際しては穴熊を獵し之を以て冬期間の一大快事と爲すものに似たり。融雪の後に及んでや深林を出沒する猛熊の狩りを行ふて殆んど百五六拾頭を獲ることあり。雪に之れのみならず、貂。狐。狸。獺等の獵獲も亦頗る鮮しとせず。されど獵獸の價格に至りては貂の珍品にてさへも價拾五錢の阿波煙草一個と交換するを得べかりしにあらずや。況んや大熊の最上品が玄米八升を以て之を交換するに於てをや。要するに石狩漁場請負人は交換品を携帶しつゝ毎年十二月初旬より翌年五月に至る迄越年して狩獵物と交換したる上に、四五月中に上川原野を引き揚ぐるを例と做す。

交換品の重なる物は莚。糀。塩。糸類。染織木綿。米。濁酒等のみなれど、其の交易方法たるや例せば土人より價格壹圓の物品に對するに之に與ふる物品は殆んど僅かに五錢の低下を以て足りしのみ。明治二年開拓使廳に於て松前藩時代よりの漁場請負を廢止したる結果は、和人の石狩原野に入り交易する者尠く、足跡寥々たりしかば土人は自ら進んで狩獵品及漁獲物を增毛方面に運搬し、殆んど權衡を得ざる低價を以て交換しつゝあり。高畑利宜が上川原野に來りし際は斯かる狀態なりしが爲め、明治三年正月開拓使廳に於ては既に熊膽。熊皮の價を定め、且つ密賣を禁じたるに拘はらず交換價格の低廉なること殆んど驚嘆に堪へざるものあり。故に仝氏は上川土人の狀態を憫み、今後官廳に於て相當價格を以て購入する乎、若くは相當交換品を與ふることを報ぜるのみならず、蝦夷土人の男兒年齡十三四歳に達せる者十五名を引き連れ、携へ同伴することを五人の父兄と相約せる旨を開拓判官岩村通俊に報告したるにあらずや。高畑利宜の土人戸口を調査すると共に、石狩水源を探險したること輒ち是れ也。乃ち仝氏は明治五年七月廿日神居村忠別太を發し、石狩水源を跋涉し之を窮はめたるにあり。是れ卽ち松浦武四郎、松田市太郎に亞げる石狩河探險と謂ふべき也。否な明治維新の變局と爲り開拓使廳を置かれし石狩河探險は兎に角にも高畑利宜を擧げざるべからず。仝氏が忠別太より發して

石狩嶽を背面と爲し、行く行く石狩河畔を跋涉するに其の水源殆んど顯著なる事態を見ず、唯だ獨り幾多の山脈より絲の如く流れ出づる谿澗の水と、小流なる支川が何時しか朝宗して石狩河てふ日本第一の大河長流と爲りしに因るのみ。されど石狩河水源より二里計りの下流に於て、河幅十二三尺に達し長さ百間程を奄有しつゝある個處は深さ壹尺餘にして河底總べて平坦なり。其の兩岸には嶄然として直立したる巖巖を聳だしめ、高さ殆んど五拾尺許りに突忽したれば之を函川と名命したり。又函川より四五里の下流に抵り石狩嶽の高峯より宛然として一大白簾を蜒蜿せしめたるが如き瀑布あり、其の高さ五百尺以上に垂んとす。復た之れが左右に四五十尺を隔てゝ二瀑布の垂れたること恰も双龍の蟠まる姿勢あるものゝ如し。之を夫婦瀧と名けたり、此等の瀑布は幽邃閑雅にして風光の逸宕なること本道に冠絶し他に稀れなる勝區と做す。其の左岸に銅山あり、之れが巖石には山塩の結晶しつゝあるを觀る。温泉の湧き出でたるあり數十年內には何人か之が温泉場を設置すべきものあらんと想ふ。石狩河の水源より忠別太（神居村忠別太）に歸着する迄は往復日數十八日を要したりき。二日間の休息を爲して上川原野の深林と山澤と平野を縱横に跋涉しつゝ抵る處之を展望せり。其の目測する處に據れば竪十里に亘り、幅八里に横はる殖民地あるを認識したるを以て、將來忠別原野に於ては約二三万戸の市區を奠むるに足らんと惟ふ。其の他村落を構成するものとせん乎、假りに貳百戸とせば自家的の資材を村以上を組織せしむるの餘地ありしを洞察したり。且つや建築用材を得るものとせば西京に酷似しつゝ除き、殆んど數十年間之を伐探せんも竭くることなき蓄積量を有せり。地勢の如きは西京に酷似しつゝ東西北に連脈の重疊せるあり、南方は濶如として開けしこと平安帝都に髣髴したり。四ケ月間を長く淹留したりと雖も何等の强き颶風の颶かりしを覺ゑざるのみか、土地の高燥平坦にして到る處肥沃ならざるはなし。故に殖民地に適好するのみならず、牧畜と耕作地としては極めて最良の土地と謂ふべき也。就中忠別原野は全道の中心點を占め、樞要の地位なれば出來得る丈け一日も早く交通の便を

開き、以て一都府を開かんことを切望の至りに堪へず、蝦夷土人十五名を引き連れて同伴し九月十五日上川を出發して仝月廿一日札幌に歸着せりとは、是れ豈明治五年九月高畑利宜氏が石狩河を遡り上川原野を探險せる光景と顚末を叙し、之を開拓判官岩村通俊に報ぜし紀行にあらずや。

高畑利宜が此の上川探險に就て前段に掲げしが如く、松浦武四郎が石狩河探險に伴ひたるクウチンコロと稱する土人が何となく頽齢に傾き、白髪霜髯を垂れたれど此のクウチンコロは上川全帶土人の總乙名と稱せられき。されば土人中の最も智慧の優されるアイヌにして、石狩河を上下すること亦尠しとせず。運上屋の交換物を流送して上川原野より石狩灣頭に抵りしこと頗る多し。されば此のクウチンコロより問宮倫藏。近藤重藏。松田市太郎。松浦武四郎なぞに關する石狩探險の事實ありし乎を尋ね、高畑利宜氏は種々なる聞取を試み談話を爲したるに、松浦武四郎一人のみ忠別原野に來り石狩河を探險して十勝國に跋涉したり。されど其の他は何人も到來せずと云ふにあらずや。勿論クウチンコロが松浦武四郎に同伴して嚮導を努めたる程なれば、其の狀態を識れること論を俟たず。其の他の探險家に就ては廣くは彼れの見聞せざる處なりしならんか。兎に角此等石狩河探險家の紀行に對する疑問として駢叙すべし。尙ほ高畑利宜氏がクウチンコロより聞く處に據らん乎。松浦武四郎は石狩河を遡り、神威原野より南方鹿道に依り之を辿りつゝ十勝に跋涉したるのみか、此の鹿道は兼ねてより土人等の其の以前に於て通行しつゝありしやを傳ふ。特に高畑利宜が明治五年の石狩河探險に於て記臆せざるべからざる事實は、神居村忠別太に於ける運上屋の番屋一棟ありしこと輒ち是れ也とす。仝氏の確認する處に據れば此の番屋一棟と板倉一棟と都合二棟を建設し、併列しつゝありしが孰れも其の位置は美瑛川の西方に面して、國道より百間位を隔て石狩河に向ふ原野の草萊中にありしなり。而して板倉の表大戸には(十五)と黒痕淋漓として鮮かに大字に書き流したるを認めたり。其の長さは表二間半にして奥行四間位もあるべしと想ふ。番屋は堀立を爲せる草小屋にして三間に五間位の建物たりき其の建設者は山田文右衞門や若くは村山傳太夫にあらざるべし、蓋くは運上屋壽原角兵衞の建設ならんかと想見せらる。此の建物を使用すべく期間は例年十二月に於て一人之れに越年しつゝ、土人と其の狩獲物を交換せんが爲めなりと云ふ。此の忠別太に於ける運上屋の番屋及板倉は松前藩の遺制を觀るべく、所謂現今に於ける一種の水產稅とも云ふべかりし運上金に伴ふ、史的因緣あれば更らに之を別叙せんと欲す。高畑利宜は曾に明治五年の上川行ありしのみならず、明治廿年北海道廳技手として桂將軍及永山長官の上川一行に對する嚮導的任務を與へ、將來の上川に關する拓地殖民の計畫に資せしこと尠からず。況んや高畑利宜氏が仝年中に於て宮內侍從藤波言忠の上川御料地選定として案內したるに於てをや。又況んや其の際高畑氏は藤波侍從に對して、近文原野の高地を選定せらるべく勸めたるに關せず神樂に決定せりと云ふに於てをや。今は爾來仝氏が瀧川に閑臥優遊しつゝ、元開拓判官松本十郎の石狩河水源を經て十勝國に跋涉せる、明治九年時代は謂ふ迄もなく、開拓使廳より北海道廳時代の明治廿年迄は上川開發の創業を知悉し、我が神居村及神樂村の未開時代に就き頗る之れが史的趣味に富める人物と謂ふべき也。

一一　函館奉行時代の土人風俗

安政三年東蝦夷地を巡廻せる大內餘奄の東蝦夷夜話に據り、當時に於ける土人の風俗を識らしむる便に供へんと欲す、亦以て昔時蝦夷土人の風俗が今日と殆んと相違しつゝあるを發見すべし。仝書ニ曰ク蝦夷人ハ海瀕ニ住居スルモノハ少ナクシテ山中ニ住ムモノ多シ、之ヲ山蝦夷ト云フ、漁事初マレハ皆會所許或ハ漁場ニ集リ來ル、四月頃ヨリ靑魚ヲ捕ル之ヲ夏漁ト云フ。中略、漁事終レバ例年をむしやテフ事ヲ行ハレ、年中ノ働代ヲ受ケ取リテ山ヘ歸ヘリ、山獵ヲ以テ活業ヲ爲スナリ、夷人ハ素ヨリ物ヲ貯ヘ嗜ムト云フコトハ絕ヘテナク、其ノ行狀淳朴ニシテ內地ノ中昔ノ人ニ比スベク、魚肉ヲ尊ビ

粒食ヲ卑シメ、三餐時ヲ定メズ、唯ダ嗜ムモノハ酒ト煙草ナリ。家居ハ草屋ニシテ内ハ樺或ハトヾノ皮モテ張リ穴一ツヲ穿テドモ日光ヲ照シ入ルコト少ク、屋ノ棟ノ煙出ヨリ明リヲトルノミ。中央ニ爐ヲ構ヘ、廻ハリハ土間ニシテきなト稱スル筵ヲ一重カ二重シキツラネタルノミ。床ハナク唯ダ晝夜薪ヲ燃ス爐邊必男女主客ノ坐ヲ正シクシ、男ハ右女ハ左相對シテ坐ス。又所ニヨリテハ他ヨリ入來ルモノ心得ナクシテ亂リニ坐ニ着クトキハ必ズつくない（過料のこと）テフモノヲ取ル事トナリ。又窓ノ外四五歩隔テ、いなをヲ立ツラネ、牆ヲ結タルガ如ク、其ノ先ニ鹿ノ頭ヲ貫キ於ケルアリ。コハ何レノ家ニモ有テかむいこと（神の）ヲ祀レルモノナリ。其方ニ向ヒテ窓ヲ穿ツニコヽヨリ内ヲ決シテ覗カズ。若シ心得ズシテ覗カバ亦つくないヲ執ラル。殺シタル熊ノ出シ入レハ此ノ窓ヨリスルコトナリ。云々衣類ハあつしノ外ニ織物トテハナク、鹿ノ毛皮或ハ鷙。白鳥ノ羽ナド綴リテ衣トナス。云々頭髮ハ項ニテ剪リ下ゲ、後ハ腦戸ノ邊迄刺リ上ゲ、女子ノマダウラ若キハ百會ヨリ左右ニ振リ分テ水モテ搔撫置ク、耳鐶ヲモテ飾リトナス。此ハ幼少ヨリ耳朶ヘ鐶ヲ合口モテ責メムケハ自ラ穴ヲ穿ツト云ヘリ。耳鐶ハ金銀眞鍮或ハ鐵ニテ二卷モ三卷モアリテ端ニ玉アリ。少女等ハ鐶ノ大ナルヲ好ム。手首ヨリ甲ヘ掛ケテ横竪或ハ菱形ニ黥ヲナス、面部ハ唇ノ廻リヘ墨ヲ入ル、ハ口蝦夷ヨリ奥地マデ皆同ジ。然レ共少シヅヽ違アリ、其ハ幼キ時ヨリ其ノ母まきりヲモテ傷ケ鯨或ハかしべノ脂ヲ燒キ黑色ニナリタルヲモテ彼ノ傷口ヘサスナリ。年ヲ歷テ色薄クナレバ亦まきりニテ前ノ如クナスナリ。此の紀事に據り兎に角にも蝦夷土人に關する風俗の一班を概見するを得べきのみならず。猶十勝日誌を閲みすれば上川土人の病者を醫する巫醫の狀態を察すべくと倶に土人が藥料として如何なる草根木皮を使用せし乎の好材料となすを得んか。茲ニテ船ヲ呼テ向岸べつばらニ越ル。召連シ土人いそらむノ家ニ宿スルニ其隣ナル婆やわけまつ久シク病氣ノ由ニテ女子ドモ多ク見舞ニ集リタリ。其ノ中ニ一人ノ婆アリ。之ヲへしるそたれト云フ、此ノ地ノ巫醫ナリ、病者アレバ總ベテ神ニ祈リ、亦藥等ヲ差圖スルヨシ、其ノ祈禱ト云フハ病者ノ枕元ニ小席ヲ敷キ、大刀、短刀、鍔、矢筒等ヲ飾リ、エナヲヲ立テ山海ノ神ニ祈リ、何レノ方ヨリ何草ヲ摘ミテ用ヒヨ。又全快ノ有無等ヲ示スモノ本邦ノ巫ニ異ナルコトナシ。又奥地ニテハ待人ノ遲速、走リ人ノ方位ヲ指ス。其ノ餘種々ノ奇ナルコト等ヲ行フコトアリ。ソウヤ邊ニテハ之ヲしのちト云フナリ。其ノ藥品ノ一二ヲ記スニ、風邪ニハ石防風（イブキボウフウ）ヲ劑ミ、烟草ニ接取呑ム、眼病ニハ紫苅（シコン）ヲ水ニ浸シテ附ケ、産後血ノ道ニハ沙參又ハ山篇豆玫瑰（ヒジサラ、ハマナス）マタ之ヲ小兒ノ口中ノ瘡ニ用ヒ、癪ニハ竹節人蔘（カノニケグサ）、胸ノ痛ニハ芍藥、腫物ノ吸出シニ舞鶴草（サラベヲ）ヲ唾ニテ浸シ附テヨシ、癥毒ニハ佛甲草（シネンスキ）、胸骨ノ痛ニ金鷄脚（イワヲモタカ）、石長生、腹痛ニハ邪蒿（クジヤクヨモギ）、寒邪ヲ拂フニ辛夷（ヒキサクラ）マタ白管（イリスケ）沼草鼻血ノ水楊梅其外牛皮消トウカマフ（不知）升麻キシキント（不知）畑辛黃蘗聾菜種々ノ菜藥ニシテ却テ和風ノ藥ヲ用ユル事ヲ好マズ、其ノ功驗モ却テ其ノ風土ニ適スルヤ治スルモノ多シト語リヌ。之れに因りて觀察せば昔時アイヌ土人に於ても一種の醫療と投藥法との備はれるを識るに足らんか。

一二　松本大判官と神居古潭

開拓使大判官松本十郎氏は山形縣の人、明治九年土人を嚮導として上川原野を探險せんが爲め、神居古潭に來往せる事あるが、其の際本大判官は石狩河を遡り沿ねく上川原野を跋渉して、石狩嶽の攅峰を環り十勝に徘徊して其の探險を完ふせし程なれば、明治六年開拓使雇米人**ライマン**氏の上川地方調査並に米人開拓使雇**モルレイス**、**デイ**氏や**ゼイムス**、**ワヂソン**氏の三角測量隊の上川行に亞ぎたる單獨的探險にして、其の足跡は石狩十勝の二州に跨りし者松本大判官の巡視一行なりと謂はざるへかず是れ乃ち明治七年六月荒井郁之助氏米人**モルレイス**、**デイ**の測量班一行と共に其の敢勇なる冒險を駢稱せらる。蓋し松本大判官は當時神居古潭に來りて淹留しつゝあるの時、黑田清隆伯が開拓使長官に補せらるゝを聞き、神居古潭傍近の原野に火を放ち枯草乾葉の毀燒して炎々天を焦がすを見て、惶卒神

居古潭を去りしことは、後章安藤彦松氏の語る處に因りて明瞭なるが、但し此の一行探險の場合ならんかと想ふ。

一三　東御料地土人

神樂村に於ける土人棲息地は乃ち忠別河畔に蠢爾として集合せるものに外ならず。彼等の住居しつゝありし地名は其の河畔にて、一をウシコチュベツと稱し、蝦夷土語にてウシコとは古川の意義を有しチュベツとは日光の出づると云ふべく意義を有したれば、日光の出づる古川を稱してウシコチュベツと唱導しき。要するに旭日冲天の絢爛として古川の畔に眩射じと云ふを以て地名としたり。一をクビタイと稱し、畑地を起せる個處と云ふべく意義に外ならず。土人語にて斯かる意義なりとせば彼等が既に業に畑地を開墾し耕作の何物たるを諒承せるを觀るべし。明治廿七年頃に於て彼等土人がウシコチュベツ部落には僅かに三戸廿人を有したるを看るのみ。クビタイ部落には七戸廿人を有したりき。クビタイ部落には僅かに三戸八人を有したるを看るのみ。此等の土人は從來の土人と其の他昔より棲み慣れし土地を去り、雨紛にありしかど廿人は悉くウシコチュベツ部落に集合して團結を爲したるにあり。加ふるに邊別に、ありしアイヌ土人は五人到來してウシコチュベツ及びクビタイ部落を形成しぬ。兎に角ウシコチュベツとクビタイとに於ては、**ハラキクロー**と云ふ老人が昔時の過ぎ去りし事實に詳はしく物識りとも云はれたりき。殊に**ボホマツ**と云ふ女老土人の如き雨紛邊別より到來せし土人の殘物的遺老たりし也。

明治四十年頃に至り鷹栖村近文に遷り、參々伍々何時となくウシコチュベツを去るに到りき。昔よりウシコチュベツ及クビタイ土人部落には**シリアイヌ**と稱する老土人が、**コレアン**の父にして部落より推選せられ其の乙名たり。明治廿一年神居村忠別太に於ける上川測候所に西洋人（姓名不詳）一名來りしが忠別川を遡りつゝウシコチュベツ部落に抵り、土人アッシを着せる狀態を描寫し、且つは干燥せる熊の頭を購入して歸へれりと云ふ。忠別川を遡りつゝ東御料地に入れる者は、蓋し此の西洋人を以て始めとなす。ウシコチュベツ及クビタイ部落の土人は遠く十勝に抵り、若くは十勝アイヌと結婚せるが孰れも鹿道を辿り、山脈重疊の間を踏破して彼我の往來を爲せりとは、川上コノサアイヌの語る處とす。要するに如上の東御料地土人に關する叙事は總べて全土人の言に基き之を記載したり。

一四　コールポクウングル遺跡

神居村神居古潭に於てコールポクウングル（蕗の葉の下に住む人）人種の遺跡あるやを傳ふ。其位置は神居古潭驛より釣橋を渡り右折して、石狩河に沿ふて下ること約十五町にして全河畔一帶の地に竪穴の縱橫に併列せるもの即ち是れなりと云ふ。全種族は云ふ迄もなく短矮なる小人類なるが神居古潭の石狩河畔に一の小部落を形成して數百の竪穴を堀鑿しつゝ之れに起居し、一の酋長を戴き其指揮命令の下に生存したらしく口碑を傳ふ。幾多の石器土器を散存せるを觀るに其の製作巧妙なること驚嘆に値ひするものあり。又附近には石鏃矢の根石等の武器を使用せる形跡歷々たるものあり。然かもコールポクウングル人種の竪穴ならんとの敷地は、殆んど官有地なりしと雖も一分は民有地に歸せるものありて、近年大部分は竪穴を堙滅せしめたるも今猶は五十有余を存在せしむ。既に開墾せる遺跡は從來の如く眞態を有せざるものあれど、今猶ほ幽かに其片影を認識し得べきもの數百の多きを算す。蓋し竪穴の形狀は圓形にして直徑の大なるもの十五尺、小なるもの九尺に達し、穴の深さは幾多の長星霜を閱みし蒼茫たる數百載を過ぎたる事とて、大概は埋沒せられ最も深きは四尺に達せるあれど、其の他は三尺內外なるが、竪穴の併列せる中央に位して周圍に溝路を穿ち其の裏に穴居の存在せるものあり、此は乃ち酋の下人種に關する遺跡なるやを傳ふ。竪穴の保存に就ては大正四年一月に於て神居古潭青年會が北海道廳より貸借の認可を受け、其の周圍に柵を設け耕作地と遺跡地とを劃し遺跡を

保護すべく計畫を樹たり。爰に於てか從來放任しつゝ河畔荒癘の裏に埋沒し、衰草離々たる間に滅せんとしたる考古史的の保護を完ふしたりと云ふべきなり。乃ち神居古潭青年會は主として極力其の保護的永遠に傳ふるの計畫に心血を濺ぎ、以て神居古潭の名區仙境と偕に其の遺跡を長へに保存せんと欲するに在り。されば現今の遺跡とも稱すべき竪穴は全青年會の双肩に擔ふて之を保護しつゝあるなり。されど其は蕗下人種の遺蹟なるか將た土人の祖先それなるかは疑問にして、研究中に屬せり。

一五　松前藩の遺制たる運上番屋

我が神居村字忠別太に一の番屋あり。其の番屋は松前藩の遺制たりし運上屋の設置したる建物たりしことは次ぎに詳叙する處に依り明か也。蓋し運上屋とは松前藩時代に於て一種の漁場稅を徵收すべく便宜法と謂はんのみ。要するに松前藩は昔時より專ら商稅に資り農耕を勸めず、故に其の民は少長を論せず競ふて漁獵市易を努め、土人に至りては殆んど耕作を知らざる者あり。漁獵の場處に於けるが如き遠近廣狹を爲し各分域あり、是は卽ち其の臣下の采邑たりしが、內外商賈其の門に詣り甘言重幣を以て各其の處分地を請負ふ。君臣其の價の最貴者を擇んで之を付せり、故に內外漁場稅金六万兩に至る、商人乃ち會所運上屋を建て支配人を遣り之に居らしめ、米酒諸物を船載し蝦夷土人の土產と交易したり。乃ち更らに之を別言せば松前藩時代は渡嶋國を本領と爲し、其の餘を蝦夷地と稱す。蝦夷地中に於て捕魚採藻の場處を分ち、藩士の采に充て概ね富商に貸與す之を場所請負人と稱せり。然かも請負人は各所に家屋を建て以て松前藩士の番所に供し、常に支配人若くは番人を置き、土人と交易せしめ又其の漁期に及び出稼人を使役して漁業を營み、其の收獲高より二八、一九等の稱呼を以て十分の二或は十分の一を領主に納む、其は卽ち運上金なり。故に今日に於ける水產稅と云ふも敢へて不可にあらず。斯く松前藩は其の徵稅に對する便宜を圖り漁場請負なる制を設け、商賈に任せて一地方の漁業を管理せしめ運上金を納めしむ。商賈は漁場毎に運上屋なるものを建設し、蝦夷土人と物品を交易したるのみならず、漁夫を雇ふて漁業を爲し或は相當の料金を徵して出稼業人に漁業を爲さしめたりき。故に此の時代に於ては漁業の實權は殆んど漁場請負人の掌握に歸し、漁業者は運上請負人に隷屬せるが如き狀態にして隨意に漁業を爲すことを得ざりし也。蓋し松前藩は寶永三年に於て石狩。厚田。益毛の三場處を置き、天明年代に至り運上屋と稱する商家七十餘を建て、土人と物品を交易したり。文政四年石狩十三場所を置きしが抑も全年は德川幕府蝦夷の直轄を廢して、閣老水野忠成より露邊北顚の廣れなかりし爲め、再び收むる處の全地を松前章廣に賜ふの時代とす。故に松前藩は德川幕府直轄の以前に復し水田とてもなく、畑地とてもなく殆んど農業に倚らずして漁業稅、水產稅のみに基き、卽ち運上金を以て家臣を養ひ一藩の財政を維持したるが爲め、更らに進んで石狩河の十三場所を開き運上屋を多からしめ、益々其の範圍を擴張しつゝ我が上川原野に迄其の場處を押し廣め、我が神居村字忠別太に其の藩政時代の遺制たる運上屋番屋を保存したり。

明治五六年の交土人と交易を爲すの目的を以て單身來りし、鈴木龜藏氏の所謂神居村字美瑛町驛遞所を距る約三百間許の下方（今の曙遊廊附近一帶を云ふ）に運上屋の遺物たる板庫壹棟ありしと云ふは蓋し何年代の建設なりしかは頗る疑問なれど、安政四年四月松浦武四郎氏が石狩河を遡り、忠別太に到りし際は此の板庫なる番屋に安着せるを叙したれば、蓋し安政以前に於て石狩場處の運上屋（十五）印村山傳太夫の通詞たりし龜石熊五郎氏と稱するもの、維新前後より數次上川地（アイヌ）方に往返し、毎に土人より獸皮、鹿角等を徵發して歸りしと云へば、彼は運上屋の通詞として蝦夷土人の譯語を掌り、運上物徵發の爲め此の番屋に往來せること殆んど疑ひなかるべしと想見せらる。然らば（十五）印村山傳太夫の石狩場處運上屋とは何ぞや。抑も蝦夷語地名解に依れば今より二百年前に於ける寶永三年丙戌松前藩石狩、厚田、益毛

の三場處を設け家臣の場處とすとあるに徴せば、石狩の如き松前藩家臣の領する處なりしや既に久しく所謂場處とは家臣の支配地を云ふに外ならず。又曰く文政四年辛巳年石狩十三場處を置く、豊平、發寒、上札幌、下札幌、篠路、上對雁、下對雁、上樺戸、下樺戸、上夕張、下夕張、嶋松、苗穂、是れなり云々とあるが、去れば村山傳太夫の石狩場處運上屋とは此の十三場處の内、最も上川地方に近き上樺戸の場處たるや疑ふべからず。蓋し石狩十三場所を置かれしは文政四年なれば、間宮倫巖及び近藤重藏が上川に於ける石狩探險の文化年代より遲くれ、安政四年松浦武四郎氏の石狩探險に先き立ちしを以て、我が神居村忠別太（現今の美瑛町）にありし村山傳太夫の石狩場處運上屋に於ける番屋も、文政四年石狩十三場所を置きし時代より設置せられたるものなるや計られざれど、文献の徴すべきなかりしを以て頗る疑問に屬す。當時の所謂運上屋と稱するものは北海道志に據るに、今ノ渡嶋ハ松前領ト爲シ其ノ餘ハ之ヲ蝦夷地ト爲ス君臣各地ヲ分テ之ヲ領シ、商估撲買シテ運上屋（天明ノ時運上屋）ト稱スル商家七十餘ヲ建テ土人ト物ヲ交易シ、及ビ人ヲ雇ウテ漁獵セシメ、贏利ヲ收メテ稅ヲ納ル故ニ土人貢租ナシ云々とあれば、寶永三年松前藩が石狩、厚田、益毛の三場處を置きし以後約六七十年を經て、天明年代に運上屋と稱する商家七十餘を建て土人と物を交易せしめ、或は人を雇ふて漁獵せしめ、利益を收めて稅を納る者と云ふに外ならざれば、運上屋なるものは一種の運上稅を納付せるものなりと謂ふべし。石狩場處の運上屋（十五印村山傳太夫氏は商家にして土人と物を交易したる如上七十餘の一人なるべしと想見せざるべからず。

されど運上屋の通詞たりし龜石熊五郎氏は、我が神居村字美瑛驛遞を去る三百間下方にありし番屋に往來せること屢次なれば、或は曰く此の通詞龜石熊五郎氏は松浦武四郎氏に先んじ上川地方に足跡を印せるやも計られずして然りとせば龜石某は判官松浦武四郎氏の安政四年以前に於て往來したる者なりと謂はざるべからず。又運上屋と稱するは北海道小誌に據るに、蝦夷地は古來驛遞等アルナシ、松前藩時東部ハ會所ト稱シ、西部ハ運上屋と稱し皆番人ヲ置ク、後大番屋又ハ通行屋ノ稱アリ。大略五里一舍十里ニ一屋休憩宿泊所ヲ設ケ飲食ヲ備ヘ旅客ニ供ス。而シテ其ノ遞傳タルヤ、馬アル地ハ馬ヲ以テシ、馬ナキハ人ヲ以テス之ヲ搔送リト云フ。に徴すれば當時の所謂運上屋なる者は納租の外驛遞的任務を負ひしものにあらざるなきか。石狩十三場所の運上屋（十五印村山傳太夫の通詞たりし龜石熊五郎氏は土人と交易の爲め數次上川地方に往返せることを陳べたるが、之れに次ぎて來りしものは明治五六年の交、土人と貿易をなすの目的を以て單身孤影として入りし鈴木龜藏氏なりとす。仝人の言に據るに當時運上屋の遺物として存せしもの、今の神居村字美瑛町驛遞所を距る約三百間の下方板庫壹棟ありしが、兩三年を經て野火の爲めに燒失したりと。蓋し此の運上屋の遺物たる番屋は石狩十三場處の運上屋村山傳太夫の附屬にして、其の通詞龜石熊五郎氏が往返屢々なりしと云へば、安政年間松浦武四郎氏も之れに露宿せるなるべしと想へば、當時より既に已に久しきより建設せられしなれど、又一面永山長官時代に於て技手たりし高畑利宜氏は明治廿一年仝長官上川巡視として來りし際は、忠別太原野の新道に達し樺戸監獄署出張所事務所に到着し、到着後團欒雜話の間高畑氏の言に曰く、往昔此地に山田文右衞門ノ支配スル處ニシテ番屋アリシモ回祿ニ罹レリ、其ノ後建設セシヲ新番屋ト稱ヘ、明治四年仝氏舊開拓使ノ命ヲ奉シテ此ニ來リシ時尚存在セシガ、後年野火ノ延燒スル所トナリシト、今高畑利宜氏の言に徴して之を考察すれば、上川地方に於ける忠別太の運上番屋は村山傳太夫の建設にあらずして、山田文右衞門氏の支配する處と爲りしものゝ如し。去れば山田文右衞門氏は村山傳太夫氏の後を襲ぎ運上屋を奉職せるものなる乎。又鈴木龜藏氏の目擊したる番屋も高畑氏の所謂新番屋なりしなるべくして、鈴木氏の來りしは明治五六年とあれば高畑氏が開拓使の命を奉じ來りしより僅か一年後に過ぎざるものあり。果して然りとせば火災の爲め烏

有に歸したること兩人一致の言なれば、同一の番屋なりしや勿論なりとす。唯だ夫れ疑問とすべきは上川地方は村山傳太夫の運上支配なりし乎、將た山田文右衞門氏の支配なりし乎、或は又村山氏の後を襲ぎ明治初年頃山田氏之を支配せるかの如何にありと謂はざるべからず。且つや商賈たりし鈴木龜藏氏より以前に上川地方に來りし者は、龜石熊五郎にして其の後に來りし者は舊開拓使の命を奉して巡視せる高畑利宜氏なること疑なく、鈴木某よりも以前に忠別太に足跡を印したりと云ふべき也。要するに高畑利宜が、明治五年上川原野に來りし際は番屋を發見せること如上に詳記したれど、更らに其の繁を厭はず其の親しく目睹せし處を掲げんと欲す。仝氏が我が神居村字忠別太に於て番屋一棟と板庫一棟と都合二棟を發見せるが、其の位置は美瑛川の西方に面して國道より百間位を隔て石狩河に沿ふ原野の草萊中にありしなり。而して板倉の表大戸には（十五）と黒痕鮮やかに淋漓と大字に書き流したるを確認したり。其の長さは表二間半にして奥行四間位もあるべしと想ふ。番屋は堀立を爲せる草小屋にして三間に五間位の建物たりき。高畑利宜氏の考ふる處に據れば其の建設者は山田文右衞門や、若くは村山傳太夫にあらざるべし、蓋くは運上屋壽原角兵衞の建設ならんかと想見せらる。此の建物を使用すべく期間は例年十二月に於て一人之れに越年しつゝ、土人と其の狩獲物を交易せんが爲めなりと云ふ。されど高畑利宜の觀たる神居字忠別太にありし番屋板倉の表大戸に（十五）の大字を書したるに據らん乎、石狩十三場所の運上屋村山傳太夫の番屋なりしならんと想ふ。何んとなれば村山傳太夫の家號記章は（十五）にして山田文右衞門は〆一印の家號記章なれば也。況んや村山傳太夫の通詞龜石熊五郎は維新前後より數次上川地方に往返し毎に土人より獸皮鹿角等を徴發して歸りたるに於てをや。明治五六年の交土人と物々交易を營まんが爲め忠別太に到來せる鈴木龜藏は兩三年最初の間毎歳各所の土人に寓居し、米、酒、煙草等を以て鮭鱒と交換し終には輒ち歸へり去りしを例としたるが、鈴木龜藏氏の商賈として上川に飄來せる此の如し。されど其の後明治十年の頃彼や今の俗に所謂龜吉嶋（卽ち本名は仝人の名を取り後人の命名せるもの）と稱する旭川村の西端なる石狩河の中洲に卜居し茅屋を結び永住の計を營みたり。實に龜吉嶋は其の當時に於て美瑛町と相對して往來せる別路に存じ、現在の忠別橋道路は明治廿年永山長官時代に於て、北見への通路を開鑿したる際に計畫せるものなれば其の以後の擧に屬し、當時の明治十年に溯れば龜吉嶋は旭川町の起原にして神居村の美瑛町を開き し關係は密接なる脈絡を有し、運上屋と共に看過すべからざるものあらんとす。鈴木龜藏氏は土人を娶り、優遊として其の餘生を送りし也。

一六　屯田兵六年計畫と岩村司法大輔の探險

開拓使廳は明治十五年二月八日を以て廢止せられたりき。內地府縣の制に倣ひ北海道を札幌。函館。根室の三縣を以て之を治めんと欲する牧民的の施政方針を採れり。乃ち札幌縣令として調所廣丈を任じ、大書記官としては佐藤秀顯を任じたりし也。然かも札幌縣に於ける歳出經常費は殆んど三十五万千九百七十六圓を以て之を經營とす。されば上川原野の如き未だ拓地開發の機運に達せざる未墾の原野は到る處として碁布せざるはなし。明治六年開拓次官黒田清隆の建議たりし屯田兵制を紹き、拓地兵備兩ながら其の實を擧げんと欲す。明治十八年陸軍省は向ふ五ケ年に於て、北海道移住志願各府縣士族の輩を徴募し屯田兵に編入し、志願者を勸誘したりき。仝年一月は屯田兵大佐永山武四郎氏は陸軍少將に陞進せる時代たりし也。故に仝少將が鋭意して拓地兵備の經營を進めんと欲す。明治十七年度以降より六ケ年間に金八十八万六千百廿五圓を國庫より支出して士族を募り屯田兵に編成し、陸軍省をして管理せしめたるのみならず、明治十八年度より明治廿三年度迄に士族一千六十一戸を募集すべく手續を開陳しつゝありし時代也。又一面三縣時代に於ては明治十六年四月太政官布達を以て北海道轉籍移住者手續を規定せられ、資力なき者に限り無賃渡航の便並に陸路は一里に付一人五錢を與へ

一戸に付家作料金十圓營業器具代金八圓五十錢と、別に農民に對して種子料一圓五十錢を支給したりき。復た府縣士族の最も貧困にして自費移住し能はざる者に對しては、農商務卿の允可を得し一戸に付函舘縣は三百十三圓五十錢、札幌縣は三百六十三圓を超えざる額を程度とし食糧農具家作料運搬費を貸與し、滿七ケ年据置き向ふ二十箇年賦返納の法を以て毎歲二百五十戸を移し農業に服せしめき。是れ豈移住士族取扱規則を頒布し熾んに屯田兵を募集し、拓地兵備を講ずるの時代にあらずや。されど三縣時代明治十八年には石狩上流に於て岩見澤移住士族ありしのみ、上川原野の如き未だ何等の經營ありしを見ず。獨り福士成豐の近文山及神樂岡を往來しつゝ測量に從ふあるのみ。要するに札幌縣に於て移住者に對して保護的政策を施し、頗る殖民の奬勵を講じたると倶に屯田兵本部長少將永山武四郎氏は屯田兵六年計畫を樹て、國庫より八十八万圓餘を支辨せしめ、士族を募集し大に拓地殖民の實を擧げ、開拓使廳時代に於ける上川原野を拓發すべく方針を紹き、之に向つて偏へに邁往勇進したり。其は乃ち明治十八年八月司法大輔岩村通俊。司法大書記官八見恒民。少書記官福原恭助等と共に函舘を經て札幌に來り、屯田兵本部長少將永山武四郎。農商務大書記官長谷部辰連等が士人の丸木船數艘に乘り石狩河を遡り、上川原野の探險を試みたる快擧と倣す。依りて左に探險の光景を描寫して其の苦心を嘗め、危險を犯せるなど神居村字神居古潭より同村春志內に抵り、其の露營せる狀態と土人の操舟に巧妙なるや、克く石狩河春志內よりの嶮灘を凌ぎしこと殆んど歷々指點するに足る。嘗に之れのみならず此の探險は函舘奉行時代に於ける間宮倫藏。松田市太郎。松浦武四郎等の探險や、開拓使時代に於ける高畑利宜。松本十郎等の探險と其の趣きを異にし、司法岩村通俊と屯田兵本部長陸軍少將永山武四郎とは、直接に上川原野の拓地殖民を圖らんとする經綸を抱き其の觀察したる理想を行はんとする探險とは殆んど其の轍を同ふせざるものあり。何を以て其の然るを謂ふか、明治十九年に於ては三縣を廢して北海道廳官制を布き、全道の施政並に集治監及屯田兵より開墾授産の事務を統理せしめき。岩村通俊は親ら北海道廳長官と爲り、屯田兵本部長永山武四郎と共に着々上川原野の闇黑なりし大森林に鑽されたる天地を開かんとする序幕を開きぬ。幾多の石狩河探險あれど上川原野に拓地殖民の大斧鉞を加へ、初めて創手を着けたるものは此の探險に基き、明治十九年北海道廳長官岩村通俊よりの端を發したり。明治十九年五月上川農事試驗場を我が神居村忠別太に設置したるが如き。明治廿年五月樺戸監獄署派出所を我が神居村字忠別太に置き、以て囚徒をして道路を開鑿せしめ、上川と增毛との道路連絡を圖りしが如き。明治廿一年七月一日上川測候所を設け我が神居村忠別太に置きしが如き。就れも着々として上川原野開發の序幕を開かざるはなし。從つて上川關門たりし我が神居村と神樂村に於ける忠別太や、神樂町に其の開發機關を置きつゝあれば我が神居村の開村序幕は即ち上川發達の先驅とも爲り即ち上川開發の序幕と爲る。之を切言せば上川開發の序幕は我が神居村開發の序幕たりし也。我が村史開發の初期は斯の如く上川發達と重大なる史脈を牽かざるはなし。是れ皆三縣時代明治十七年度以來より六ケ年屯田兵政策として、八十八万圓の國庫支出計畫と、明治十八年岩村司法大輔の探險と、明治十九年北海道廳官制の發布とは相關連しつゝ上川發達の序幕と爲り、我が神居村開發の序幕と爲る。嚮がて我が神居村の拓地殖民の初期を畫せんとす。明治十八年岩村司法大輔の上川探險は從來のそれと異り、碌碌風發の威を皷し、上川原野を拓發すべく前提とも謂はんか左に岩村司法大輔の紀行を揭げ村史に關係あるを明瞭ならしめんと欲す。

（一）春志內の露營

明治十六七年の交福士成豐氏が神居古潭より、近文山神樂岡等の高丘に至る迄屢往來して測量に隨へたる後は、明治十八年八月岩村司法大輔、屯田兵本部長永山少將及農商務大書記官長谷部辰連、札幌縣大書記官佐藤秀顯等の諸氏は上川郡探討の一擧ありき。屯田兵大尉林昌介氏技手福士成豐氏外隨行

員數名皆之れに從ひたりしが、福士技手は屢上川郡を跋渉せるを以て、一行の先導者として神居村方面の地理に精通したるが爲め好伴侶を得しは、寔に一行に對する羅針盤なりと謂はざるべからず。當時市來尻より以北は總べて道路なくして進行嶮難なれば、一行は土人の丸木船數艘に乘り込み露宿具及糧食を積み、八月廿日幌内川より石狩河の源流に遡るに至りき。其の光景何となく英國の**スタンレー**氏が闇黑なる亞非利加の遠征に赴き炎天熱沙を踏み、蠻雨瘴癘の地に大探險を試みしに似たるものなくんばあるべからず。其の日は樺戸に泊して露宿の準備を遂げ、一行は廿二日字ピラトフより其の間字ヲシラリカ及モヨウシを經て字オキリタップに達したりき。是より一行は神居村の境域に赴かんとして字オキリタップを出發したれど夜來の雨は拂曉に至りてさへ尙歇まず。正午に至り漸く霽れたるも舟の泝るに隨へ水勢益奔逸して噴味全身に濺ぎ、衆何れも勇を鼓し棹手を勵ましつゝ舟を行るも舟覆らんとしたるもの數次にして、辛くも神居村字神居古潭に至る。されど仝所よりは字春志内に至る迄一里程は巨巖さへ河中に隱顯して奔流漲り舟即ち行るべからざれば、是より一行は徒歩の儘に危かりし巉巖と絕壁を攀ぢ、峻嶮てふ荊棘を踐み分け、凉風爽かに秋夜煌々たる朧月に乘じながら天幕を張り着け神居村字春志内に露營したりき。

（ロ）忠別太土人の操舟

岩村探險隊の一行は神居村春志内よりの上流益々嶮灘にして遡ることを得ざるが爲め。人を遣はして上川字フシコチユクベツに馳せしめたる上、土人の棹手を召したるが八月廿六日正午上川より土人廿一人小舟七隻を以て到來せるを以て。午後より一行の被服を乾燥し、土人に酒を饗して其の勞を慰め廿七日拂曉に至りて字春志内を發して上川に遡るに至る。されど河流の急湍益加はり、流木を潛り大石を廻りなどし、或は箭の如きの奔流激して巨巖に飛泉を迸らしめたるが爲め、舟は屢々沒せんとして復た起き危險殆んど言ふ許りだもなかりしかど土人の操舟に巧妙なることや、一棹の呼吸さへも能く其の難を避くるを得しは誠に賞嘆の外なきを得ず。宜なる哉土人の操舟や、往古より他に交通の便なかりしを以て衣食其の他の需用品は、丸木舟に收獲の鮭鱒を積みつゝ六十里の河流を下て石狩驛に至り、需要品を交易して再び本川を遡り一年の生計を全ふしたるを傳へし程なれば、其の經驗を積みたる操舟の巧妙は、殆んど一驚を喫せしむるものあるは此の紀行文に依りて想見すべきは勿論、神居古潭より春志内の上流は石狩河中の大嶮灘にして、土人の操舟を苦ましめ、所謂神居の森嚴と畏肅なることは土語の眞味を表はしたるのみならず、龍神河伯の赫怒に觸れんことを畏れたるの狀態は、神居の神居たる所以にして、當時神居村に於ける石狩河畔は、道路の開鑿あらざる時に際し如何に内地人の上川に遡るもの危險と辛酸を嘗めたるかを想見すべきにあらずや。

（ハ）近文山の紀念

岩村探險隊の一行は土人の操舟に依りて漸く春志内の上流を漕ぎ、廿六日午前八時上川に達して近文山に登りたりき。一行は山河を距ること十餘丁にして山嶺に攀ぢ登れば、時に四色瞑朦として影いと暗く衆失望し何となく咫尺だも辨ずること能はざりしも、暫らくにして雨霽れ雲散り行き、滿眸の瞬く間に山川原野を描き出だしたるが如くに映じ。氣暢び神逸して爽快極りなく。東にはヲプタラスケの高岳半空に聳へて黛眉を描き、餘脈遠く連亘しつゝ十勝の群峰を抱く。西には天鹽國の諸嶺が何れも重嶂して之を突出し、東西約四里南北約七里にして平衍坦々たること海の如きの一大原野を顯はし石狩河の巨流は縱横一線を劃して郡中を貫きたるの形勝や、軼宕優雅の趣を呈し歷々指點すべくして宛然山城國の風色を備へたれば、乃ち福士技手をして全景を描寫せしめたる上、午餐の後に及んで山を下り舟に乘り歸途舟の駛きこと矢の如く、忽ちにして春志内に達し、字オキリタップに至りて宿しき。廿八日字オキリタップを發し午後三時樺戸に着し、翌日一行は札幌に歸るに至る。此の行や或は近文山に登りしと雖も樺戸より字モヨウシに溯るなど、其の範圍頗る廣きものあれど、要するに神居

古潭より春志内より近文山に於ける上川原野を探討するの目的に出でたると同時に、將來神居神樂及び鷹栖村に於ける大殖民地の區劃を設け、旭川其の他各村に於ける經營の基礎を翦設したるは論を俟たず。而して此の探險一行は丸木舟に在ること殆んど一週間に亘りしかば、夜中は蚊蚋に刺され或は滿身を大雨に侵すなど擔てゝ加へて舟の顚覆あらんとするに至りしが如き、其の苦楚は豫想に餘りありと云ふべし。是れ輾ち明治七年荒井郁之助の部下野津房迪の愛別川を測量し、明治七年米人來曼氏の神居古潭に至りし以後の第三次探險なりと謂はざるべからず。

(三)　探險隊の建碑

神居村沿岸に於ける一帶を遡りつゝ、其の地勢を髣髴せしめたる岩村一行は、歸札の後に及んで一夜偕樂園に宴を開き上川探險の勞を慰めたりき。衆皆曰く上川を探險するは吾一行を以て始めとなすも宜しく一碑を近文山に建てゝ長へに之を千秋に傳へ、以て紀念となさんと。即ち岩村大輔は之れが文を撰し、建碑の擧は札幌縣屬白野夏雲に囑して其の翌年に至り之を建設しぬ。乞ふ其の碑文を左に載せんか。

明治十八年八月岩村通俊。永山武四郎。長谷部辰連。佐藤秀顯等各以其官事登此山則山河圍繞原野廣大實有天府之富他年北道如砥都府已成相與再登擧杯酣飲以談今日也乃相謀建碑以遺之後云。

一七　屯田兵政策の拓殖經營

(神居村開發の第一步)

岩村北海道廳長官が明治十九年一月より明治廿一年六月に至る迄、上川開發の實施第一步として着手せる經營は如上に揭げしが如く、我が神居村の道路開鑿と上川農事試驗場を忠別に設置したる、樺戸監獄署派出所を忠別太に設置したるなど、漸く其の緒に就かんとするに過ぎずして、元老院議官に轉せり。然かも永山將軍が北海道廳長官に兼任せらるゝや、奮迅しつゝコサック兵的屯田の經營に努め上川原野開發の計畫としては着々其の懷抱を試み、之を實踐施行せるもの下記の如しと雖も。明治廿一年四月屯田兵大尉栃内元吉、北海道廳技手佐藤勇等の上川原野に於ける調査と共に、我が神樂村御料地の選定に於ける、仝年五月工學士時任靜一の我が神居と旭川南市街豫定地の區畫設計に於ける、仝年七月屯田本部參謀長陸軍少佐兒玉德太郎が、永山屯田用地區劃設計の爲め曹長菊池直人、仝相原集一を隨ひ之を檢分せるか如き。仝年九月三日小澤參謀次長が屯田兵本部員荒城。早玉の兩少佐を隨ひ上川巡視に於けるが如き、仝年十一月十四日我が神樂村　上川離宮御造營地設定を三條内閣總理大臣に具申せるが如きは、孰れも其の政策を施行せる一端たらずんばあらず。明治廿三年九月鳥川。神居。永山の三村設置に於ける、明治廿四年近文。比布。忠別。美瑛。等各原野の殖民地區畫測定に於ける、仝年六月屯田兵四百戸の永山村移轉に於ける、仝年八月永山村戸長役場を置き郡各村の管轄に於ける皆是れ永山將軍が北海道長官兼任として上川原野を拓殖經營したるとゝ、屯田兵政策を實施したる一班と做す。其は乃ち明治廿四年八月渡邊千秋が北海道廳長官に新任せられ、其の更迭迄に於ける殖民經營と謂はざるべからず。之を要するに我が神居村を設置せしめ、之れに幾多の開發機關を置き、農事試驗場。上川測候所。上川道路開通と美瑛町驛遞所の如き、監獄署派出所の如きは兎も角にも我が神居村開發の基礎を鞏めし所以のものは、蓋し永山將軍が岩村長官の遺業を紹ぎ、邁往直進しつゝコサック兵的屯田と上川原野拓殖との二大方針を實施しつゝある時代なりと謂ふを妨げず。

謂はゞ永山將軍の屯田政策を初めて實施せるは、我が神居村開發の第一步たりし也。

我が神居村に於ても將來雨紛が師團豫定地にてありし偉大なる事實と、雨紛が本郡に於ける米產の首腦地となりし根源を尋ねば永山將軍が廿年二月露國に出でゝ、コサック兵の州郡を歷視し廿二年二月歸朝してより、廿一年六月北海道長官としての施設經營と做す。此の時代は我が神居村初期の發達に

於て頗る永山將軍と月形村より增毛信砂に至る新道を開きて、上川と密接なる連鎖あることを識らざるべからず。則ち樺戸郡道路の連絡を圖りしが如き。神居古潭に樺戸集治監派出所を設け、囚徒を使役して音江法華と忠別太との間に於ける假道を修繕せるが如き。廿一年中央政府の財政窮乏にして本道殖民事業に對し國庫を仰ぐに困難なるに拘はらず。細費を節減して其の殘餘金を土木費に流用し上川郡忠別より北見國網走に至る新道五十七里を開鑿せんとして、忠別よりイーカウシ迄は囚徒を以て使役し、直營工事としイーカウシより國境までは請負人に命じ、又國境網走間は釧路監獄署の囚徒を使役し、直營工事としたるが爲め此の工費四万七千三百九圓を要し、十一月を以て竣工せるが如きは獨り我が神居村が網走に通ずるの便を開きしのみならず。旭川其の他の村落に於ける發達に資益したるは勿論なるが、又一面に於て前叙の如く明治十九年空知郡市來知より上川郡忠別太、卽ち神居村より假道を造り翌二十年改築に着手し。廿二年十一月に至りて全く竣工せる廿二里十四丁、工費金二万二千百八圓を要したる所謂上川街道の如きは、皆我神居村字忠別太より其の端を發し、上川街道と名稱しと謂へながら、上川全郡を拓殖するの功果と共に我が神居村は北見と札幌とに於ける兩面に對し大道を交叉するを得たるが如きは、拓殖の上に於て長足の進歩と謂はざるべからず。樺戸集治監の囚徒が道路の開鑿と共に着々として我が神居村の拓發に資したること蓋し鮮少にあらざる也。若し夫れ荒井郁之助が上川の上流に其線を建てんとして果さずして歸り。岩村司法大輔が春志内の嶮灘に於て土人の操舟を借れたるに顧みば、水路は變じて陸路の新大道と爲り、其の進歩や實に別坤天淵の差ありと謂はざるべからず。桂陸軍次官が半面山の一行に於て深く遺憾とせらるゝ所は、永山長官の來らざるにあり。何んとなれば桂陸軍次官の隨員荒城少佐。栃内大尉は客歲永山屯田本部長に隨行して、歐米各國及西比利亞哈薩克兵村を巡視し、將軍と共に歸朝せし人々なりき。されば將軍此の人をして次官に隨行せしめたるは上川に屯田兵を置くの方針に於て大に心を用ゐたるものなりと云へり。永山將軍がコサック兵的の軍政と殖民とを布かんとして、明治廿四年六月一日大隊本部を札幌より上川郡永山村に移轉せるが如き、仝廿五年七月十五日旭川村字ウシ|ユペツ第一二中隊を設置せるが如き漸次其の歩を進め、仝卅一年には屯田歩兵第三大隊本部の管轄區域と爲せるが如き皆是れ永山將軍はコサック兵的の政策なれば、桂陸軍次官の半面山一行の觀察は蓋し神居村字忠別の測候所に於て、桂陸軍次官が永山將軍のあらざるを慨みとしたるは、隨行荒城少佐、栃内大尉に對し土人饗宴の坐より發したる一言なるが、登山の際此の地に一大兵團を置かんとの言に對照せば、第七師團の設置も若くは其の前身たる屯田第三大隊本部の移轉も、是れ皆神居村字忠別太の假測候所に宿泊したる桂陸軍次官の一行に其の端を發したるにあらずや。而して又試みに當時を想像せよ。半面山に登らんとするも、出發歸途とも字忠別太の假測候所に桂陸軍次官の宿泊せるを觀れば、神居村字忠別太の一帶には相應の旅亭も設置なかりしの一證にあらざるなきを得んか。兎に角神居村字忠別太の測候所は桂將軍一行とは其の因緣深くして、屯田兵の擴張。第七師團の撰定地たりし神居村字雨紛との關係は桂將軍の一行が其の遠因たらざるはなし。而して亦永山將軍のコサック兵的屯田政策にありしことを銘記せざるべからず。北海誌料の著者林顯三曰く、明治廿四年屯田兵の移住ありしより以來始めて町村なるものを形作り、之れと前後して旭川市街地の設置と爲り、爾後近文。忠別。必布。愛別。美瑛等の原野は殖民地開設と爲り、年一年月一月に長足の進歩を呈したりと、我が神居村の初めて神居村てふ名稱を附せられたるとは、明治廿三年北海道長官陸軍少將永山武四郎の鋭意屯田政策を行へつゝあるの時代なりとせば、著者の言能く其の眞を穿つて餘濫なしと云ふべきか。

一八　桂陸軍次官の上川一行

歐亞各國に於ける兵制視察の爲め、屯田兵本部長陸軍少將永山武四郎は荒城少佐。栃内大尉以下を隨

へて米國露國及清國に派遣せられしは蓋し明治廿年三月の一行なりき。其は謂ふ迄もなく米國に於ける開拓殖民の實際を見聞し、露國コサック兵の編制と給養の方法を觀察し、清國滿洲に於ける冱寒地の農業を睹て北海道の開拓殖民を圖るに資せんと欲す。然かも其の結果として上川の一大原野を開拓せんとする目的たると共に先づ初めて上川に屯田兵を移し先鞭を着け、逐次殖民を圖らんとする懷抱たりし也。歸朝の上には明治廿一年屯田兵本部長永山武四郎の北海道廳長官兼任と爲り、益々屯田兵を增置し警備開墾の實績を擧ぐるの最も緊急なるを認め、之れが方案を具し明治廿二年一月內閣に稟請して裁可を得たり。兎に角明治廿一年六月十五日は長官岩村通俊の元老院議官に轉じたるが爲め、其の後任としての北海道廳長官永山武四郎氏が、茲に其の施政を拓殖經營に進めり。乃ち曰く露國の力を勘察加。樺太地方に用ゆる駸々乎として日に國を開く百里の慨あり、富庶の業を全道に普及せしめ、侮を隣邦に受くること無らんと欲せば其の計畫すべきもの一にして足らずと雖も、限あるの經費を以て限なきの事業に應ずる能はず。因て大に通常經費を節減し以て新起事業費を一百万圓に增加し事業中最も緊要なるものを撰び、之れが方案を具し內閣の允可を經たりと。故に識るべし北海道長官永山武四郎の任に就くや、新起事業費を百万圓に增加しつゝ屯田兵を增置し、一は以て本道の警備に充て一は以て開墾授產の實蹟を擧げしめ、又一面室蘭鐵道の敷設や、中央道路の開鑿やを試み、以て上川原野の拓地殖民てふ經營に向つて偏へに驀進したりし也。されば陸軍次官桂中將が明治廿一年七月上川原野の探險的なる踏査觀察を企てたる所以のものは、要するに永山長官が新起事業計畫に八拾万圓より膨脹して百万圓增加案を樹て、內閣に具申したる結果として卽ち桂陸軍次官の上川一行と爲りしにあらずや。更らに之を切言すれば上川に屯田兵を移し先鞭を着け、逐次殖民を圖らんと欲する方針は永山新長官の歐洲歸朝より旣に業に滿腹の經綸とする處にあらずや。故に桂次官の左に於ける上川探險は、此の永山長官の上川屯田兵政策より出でたる結果として、桂陸軍次官の實地踏査に派遣せられたるは謂を俟たず。況んや桂次官が牛面山に登りつゝ上川の地、天然の風光眞に西京の地に髣髴せり。後年此の地に一大兵團を置かざるべからずとは將來第七師團の前提豫言たるに於てをや。桂將軍が我が神居村なる神居古潭より春志內川を渡り、伊ノ澤に出で臺場ケ原の小丘を越え、忠別川に達して上川測候所の宿泊に於ける、若くは桂將軍が牛面山の登山を了へて、歸途土人の男女を集め酒を給與し、忠別太より春志內に於て隨行員と土人との一大酒宴を催ふせるが如き、孰れも我が神居村の史的因緣を有し、上川發達の探險と俱に我が村內に於ける、神居古潭と忠別川と春志內とは地名として唱へられ、桂將軍と永遠に世人をして噂炙せしめ、重大なる村史に關係を有し其の脈々たる餘韻を曳くものなくんばあらず。左に其の光景を瞭乎せしめ、紀行の一班を描寫すべき也。

（イ）　忠別太に宿泊せる桂將軍

陸軍中將桂太郎が明治廿一年七月二十九日陸軍次官として上川行を企て、一大原野を開拓せんとの大抱負を懷き、一面に於て上川に屯田兵を移さんとするの經營の下に、我が神居村に於ける神居古潭及び春志內に到來したり。勿論同次官の目的は上川行にありしが爲め神居村を經て途上視察に過ぎずと雖も、當時の一班を搜索するに就き村史の資料たるものあれば、其の梗概を叙すべし。

桂陸軍次官は陸軍少佐荒城重雄。樺戸監獄署典獄安村治孝。北海道廳技手高畑利宜等を以て隨行員とし、仝年七月廿九日札幌を發し市來知より密林を過ぎ假道を踏み飢を凌ぎ、空知太に達したるも此の間交通の便なく頗る困難に遇へ音江法華に至りしが、此の間空知太よりは道路の開鑿は最早や成功せる際なりしかば、馬行も亦極めて安全なりしかと音江法華より約十丁なる、國見峠よりは假道にして行路漸く難く、神居村字神居古潭を過ぎ字春志內川を渡り。右折して字ペンケソナイの嶮を攀ぢ山頂に至り、山背を通過して行くこと約一里字ダルマニ川を下り、石狩河畔に出で字イノ川に出で臺場ケ原の小丘を越えチユックベツプトに達して上川測候所假事務所に泊しき。蓋し該測候所は明治廿一年

七月一日を以て開始し、神居村字忠別太に於ける元樺戸監獄署派出所を以て之に充て、北海道廳技手水科七三郎雇坂入菊太郎豊藏鎌吾等氣象觀測の事務に從ふ。されば桂陸軍次官の一行が測候所に宿泊せるを觀ば、荒凉たるの光景旅行するも旅舍だもなかりしは亦以て其の一端を窺ふべきにあらずや。

（ロ）　桂將軍忠別川より丸木舟に乘り半面山に登る

明治廿一年八月一日桂陸軍次官一行が神居村忠別太より丸木舟に乘じ下ること約三十丁、近文山の下に至り舟を停め、荊棘を披きて登山しぬ。全山の北方に當りて半面山と云ふものあるを聞き、且つ距離約三十丁に過ぎざれど、展望近文山の比にあらざるを說明せしかば、桂陸軍次官は即ち步を轉じて半面山に登り、四方を遠望するに其の曠濶壯絕なること前山の比にあらざるのみか、眼下には忠別近文の一大原野を瞰下し、東北遙かに天鹽國境より愛別の群峯連亘し、西南に方り十勝國境より遙かにフラヌ原野に至る迄悠遠徹莊にして、恰も比叡山に上りて西都を一望するが如し。桂陸軍次官傍人に謂て曰く、上川の地天然の風光眞に西京の地に髣髴せり、後年此の地に一大兵團を置かざるべからずと、此の言や我が神居村に取つても輕視すべからざるのみならず、旭川人士に取つても亦桂將軍に感謝の意を表示せざるべからざるものあり。何ぞや我國廿七八年日淸戰役の後に及んで、臥薪嘗膽なる激越の語は三國同盟の屈辱に起りしと共に軍備を擴大し、我が北海道第七師團も前後四ケ年を期し十三、十四の二旅團を完成せる廟議既に決し、全道に於て其の兵營地を選定せらるゝに至り、其の査明を遂げたる地は千歲。追分。七飯。岩見澤。雨紛。近文等の各地にして、愈々其の結果としての發表は近文に決定せられたるに至りしかと、我が神居村字雨紛の原野は旅團及師團の設定地に豫選せられたる所以を尋ねんか、三十一年十一月陸軍省步兵課長步兵中佐村山邦彥。仝步兵少佐渡邊協及び志波少佐。宇山陸軍三等軍醫正。田嶋臨時陸軍建築部技師等の本道に派遣せられ、各原野に就て實地調查を遂げたる其の結果を、陸軍大臣に復命したるに因るものなりと雖も、亦其の原因を繹ねば桂將軍が半面山に登りし際忠別雨紛近文等の原野を望み、此地に一大兵團を置かざるべからざるの一語こゝに我が雨紛の原野も端なく師團豫定地となりしを見ば、桂陸軍次官の半面山に於ける登山は、町村行政の區劃に競き他村の範圍なれど、我が神居村に於ても雨紛と桂將軍は密接なる脈絡を有し、雨紛が師團豫選地として顯著なりしことは、蓋し將來に於ても我が神居村民の牢固として永遠に銘記すべきの一大緊要事にあらずとせんや。

（八）　忠別太測候所に於ける將軍の一大酒宴

桂將軍が半面山登山を了へんとして行厨を開き午餐を喫し、山を下りヲサラツベ川の附近に到り再び舟に乘り神居村忠別太に歸へり、忠別太の測候所に投宿せり。同夜土人の男女を集めて酒を給ふ。此の行や永山將軍のあらざるを深く遺憾とせられたりきと云ふ。二日一行丸木舟に乘じチユックベツブトより神居村春志內に下り無事此の行を了りたるを祝し、隨行員及び棹手の土人を集めて宴を開く。三日空知太に泊し四日市來知に泊し五日札幌に歸りたりき。此の歲空知太より音江法華間の道路開鑿工事を繼續して、神居村字忠別太迄の工事に着手せり。而かも囚徒を使役し安村典獄工を董することの故の如くして明年十一月全く竣工し、道路砥の如く亦昔日の神居古潭に於ける以東の嶮惡を道ふものなし。本年上川郡士人を除き現住者旭川には豐藏鎌吾、龜吉嶋には鈴木龜藏、神居古潭には安藤彥七の三名なり。顧ふに桂陸軍次官一行が音江法華間の新道を踏破したる際なれば、未だ神居村には殖民區劃地だも設定せられざる折柄なれば、內地人の現住せる者商業家としての鈴木。測候技手としての豐藏。戶長たりし安藤の三名が、寂々寥々として晨星も啻だならざるの光景を呈し、此處に一戶彼處に一戶と云ふべき大森林の榛莽せる原野に點綴せるの未開風は、人をして轉た當時を回顧せしむるものなくんばあるべからず。其の他は翳髮蓬々として入墨を湟せる蝦夷人の男女が、河畔に漁獵を營み其の棲息地として彼等の跳梁せるに任せしを看るに過ぎざるのみ。兎に角字忠別太の測候所迄は新

道の通じたると共に、電柱をも架設せられたる文明的の機關も先驅せしが爲め、豐藏が日々の氣象報告をも遺憾なく驛遞にて行ひたれど、所謂大和民族の內地人の現住せる者纔かに此三人なりとせば、其の混沌として未だ何等の殖民發達もなかりし亞非利加の大荒野を看るの感ありしならんか。

一九　樺戸集治監と拓發の關係

樺戸監獄署は明治十九年乃至明治廿一二年の時代に於ては、拓發殖民と密接の關係を有せり。監獄署とさへ云へば一種極北寒地の囚徒外役所ならんと想像する者なきにあらねど、別記に列叙したるが如く明治廿一年音江法華の國見峠より忠別太に於ける上川街道を開鑿せるのみならず、明治廿三年十一月北見街道を貫通して殖民移住の先驅を開き、東西南北の脈絡を洞開して上川地方を拓發し、之れをして中樞の都市たるの基礎を鞏固ならしめしは、蓋し樺戸監獄署の直營工事にありと云はざるべからず當時樺戸監獄署に於ては構內に醬油釀造室を設置せしめ、他の一室に於て和洋裁縫、經師、靴、農具桶類等の工場ありしかば、鍛冶、炭燒、木工、葉、建築、綿打の工事を行ふ者二百七十一人を有す。舍內就役に從ふ看護夫、掃夫、炊夫、理髮夫に從ふ者四十一人にして農業、木挽、道路開鑿、雜役、精米等の勞役に從ふ者千五十一人を有したりき。去れば一構舍內に農工商百般の小社會を現出せしめたるかの看あれば未開地を拓發すべく參考と爲り摸範とも爲るべし。殊に樺戸監獄署の囚徒が典獄安村孝治氏の督勵しつゝありし上川國道の開鑿するに從ひ、或は神居古潭に或は忠別太に之れが樺戸監獄署出張所を設置し、道路の開通成れるに伴ひ之れを遷轉建設せるやの形蹟を留め、明治十九年忠別太に於ける樺戸監獄出張所に於ては、上川測候所を一室に設け以て氣象の觀測を兼務せしめたるが如き。或は畑園三町歩許りを墾闢し穀菜を播種して地味の適否を試み、翌廿年囚徒出張して開墾に從事し成墾地十町歩あり、以て羅葡甘藍を耕作せるが如き、監獄署にして農業的の摸範を示めさんと欲するは一面指導の任に膺りしを觀るべく。或は安村典獄が永山長官上川行の場合に際し、蝦夷の會長ヨモサク等土人を慰撫し保護を加ふるが如き地方民統御の任をも擔任したるやの觀あり或は安村典獄は空知丸てふ和船を構造し、長さ十間巾一丈積量六百石のものを囚徒に製造せしめ、樺戸空知太間の運送に使用せるが如き、道路の未だ完成せざるに先き立ち石狩流域の運輸業を開始せしめ、以て上川地方に往來すべき通行者の便益に供ふ。去れば樺戸監獄署は明治廿年以前に於ける道路。農業。河航。氣象。耕作試驗等の諸機關を一手に收攬せるやの傾きありて、囚徒集治監たると同時に行政權の總べてを連活せしめたりしと云ふも不可なく、上川地方の殖民創業の時代を追懷せば、其の開發に伴ふ先驅者は樺戸監獄署にありしことを看過すべからず。

二〇　安村典獄と渡邊典獄

明治廿三年空知集治監の看守長たりし大河內三千太郎氏の談話に據れば、仝年五月神居村より當麻村に抵る迄の道路を開鑿せるとは蓋し安村典獄と渡邊典獄との功績沒すべからざるものあり。乃ち忠別太に空知集治監の外役所を置き、美瑛に樺戸監獄の囚人外役所を設け以て道路の開鑿に從ふのみならず、一般の行政をも之を兼ね併せ、殆んど殖民拓發の先驅を爲せる遺績なくんばあらず。勿論此の外役所は工事の竣はれるに從ひ他に轉遷しつゝ一定の根據あるにあらず。隨つて成れば隨つて移るとふべき狀態とす。故に永山屯田兵舍の建築せんとするや、空知集治監に於ける外役囚人が主として工事の局に膺り、其の用材は東旭川村のペーパンより伐採しつゝ牛朱別川を遡り、其の流運に基き永山に漕送せしめ、大河內三千太郎氏は直接囚人を督して其の工事に於ける運材を終了せしめ、斯くして永山屯田の兵營は明治廿四年五月之を竣工したりと云ふにあらずや。空知集治監典獄渡邊惟清氏の如き、樺戸監獄典獄安村治孝氏の如き、上川開發の率先たりし神居村、

永山村に對して殆んど忘るべからざる記念工事を剏みつゝあること此の如しとせば、獨り當時の監獄は囚人をして懲役に服せしめ、兇惡の集團場たりしを識りて殖民的開發の先驅たるを悟らざるに於ては、寧ろ謬見の甚だしきを看んとす。されば此等典獄にして上川開發の牧民官たりしと同じき行政權を賦與せられし人物の概略を描き、村史參考の資料とせんも敢へて徒爾にあらざるべしと想ふ。渡邊空知集治監典獄は行政的頭腦を備ふると共に、相應の學識ありしかば當時の郡長及警察をも兼職しつゝありし。亦以て彼れの靈腕と才署の程は窺ひ識るべきるや官軍として出征し、桐野利秋と奮戰格鬪しつゝ殆んど之を獲んとしたるを語り傳へ、居常其の勇武を以て任じつゝありし軍人肌の人なるが、足は跛にして頗る擊劍の妙に達したれど、學識なかりしかば嵗て炎天に向ふや內務大臣の巡察ありし際は悠然として服を脫し、傍にある菓子を摘みなどして一向意に介せず、書類の筆すべく場合の如きは居揃ふ渡邊典獄に代書せられよと囑し、中々氣宇濶落にして物に拘泥せざるのみか、釋然脫然として活潑なりしと云ふ。

二一　上川の農業試作

北海道廳を札幌に新設したるは明治十九年一月廿六日なるが、同官制の要領は從來の三縣を廢止すると同時に、全道の施政並に集治監及屯田兵開墾授產の事務を變理するを目的とす。抑も此の刷新的なる改革は岩村司法大輔が、同廳第一期の長官として赴任するや、拓殖の一大急務は上川原野を殖民せしむるを以て主眼と看破したり。されば上川原野は如何なる農作物を以て最も氣候風土に適好するやを試驗せんか爲めに蔬菜穀菽類を栽培し、氣象を觀測せしむるを焦眉の急なりと識認し、上川農事試驗場を明治十九年五月（神居村）忠別太に創建したりき。次て明治廿一年七月上川測候所を忠別太本通四丁目に設置したりし也。此は謂ふ迄もなく殖民の奬勵を晝し移住の新興を誘導すべく前提たる開發の第一步たりしなり。明治十九年五月上川農事試驗場を上川郡忠別太に置き穀菽類を試驗す。面積一町步北海道廳技手森啓藏場主と爲り。助手三人と共に之れに從事す、明治廿六年五月樺戶監獄派出所を字忠別太に置き農事試驗場を同派出所に屬せしめ、以て囚徒食用の菜蔬穀菽を耕作せしめ、傍ら試驗を兼ねしを以て試驗場の名稱を廢しぬ。明治廿一年九月忠別に約二萬坪餘の地を相し、忠別農事試驗場を設けたり。卽ち今の旭川區一條通三丁目附近にてありしが、抑も該試驗場の目的は古來上川の地農作物中何種に適するや殆んど試驗せしものなし、嘗て明治十九年農事試驗場を設けたりしも翌年に至り一旦中止し其の成績確かならず。爰に於てか永山北海道廳長官は銳意歐米各國及び西比利亞哈薩克兵村に摸倣し、前年露清巡遊の雄圖を實施せんと欲するに外ならず、乃ち上川地方に屯田兵を置かんと欲する計畫を樹立し、明治廿一年五月北海道廳第二部屬工學士時任靜一氏をして先つ以て神居、旭川兩市街豫定地の區劃設計を爲さしむ。同年七月屯田本部參謀長陸軍少佐兒玉德太郎氏永山屯田用地區劃設計の爲め來る、曹長菊池直人。同相原集一の兩氏隨行して着々其の懷抱を行ふに方り、之れに先ち大に穀菜桑を培養して其の適否を明にし、移住心を鞏固ならしめんとするにありしかば、技手森啓藏氏を選んで之を擔當せしむること舊の如し。

二二　殖民上先鞭を附けたる道路開鑿

明治十八年八月岩村司法大輔一行が上川を探討するに方りて、市來尻より以北は道路なく、土人の木刳舟に乘りて石狩河を溯るのみ。明治廿一年陸軍次官桂中將一行が上川原野を探險する時に際しては瀧車の如き「小樽手宮より峰延まで相達し、峯延より市來知までは道路開通すと雖も、市來知空知太間は交通の便だもなく、桂次官一行は輕裝孤鞍の儘荊棘を披き密林を過ぎ假道を踏んで空知太に達し、樺戶監獄署臨時出張所に泊し、魚餐に由りて饑を凌ぎし也。當時假道は市來知よりピバイに至る此の

間羊腸たる山徑にして丘谿連亘し、人呼んで九十九谷と稱す。是れよりピバイ川を涉り字ナイエに至る間は概して泥炭地にして泥濘脛を沒し、馬行も動もすれば泥土馬に及ぶ。空知太より音江法華迄は本道路開鑿既に成り馬行も亦容易なり。桂次官は沿道屯田移住の地を檢して他日の參考に供せられしと云ふ。是より字エベラツ。スマヽナイ。チキリカリ。等を經て音江法華に達す。音江法華より約十丁にして峠字國見あり、此處に休憩午餐を喫したるが勝景絶佳、雨龍。樺戸。空知及天鹽國增毛の諸山を一望す。是より以北は假道にして行路漸く難し。神居古潭を過ぎ字春志內川を渡り、右折して字ペンケソナイの嶮を攀ぢ山頂に至り、山背を通過して行くこと約一里字ダルマヽ川の邊に下り、石狩河畔に出で字伊野澤に出で、臺場ヶ原の小丘を越ねチュフクベツプトに達し、上川測候所假事務所に泊す」とは當時上川測候所に勤務し、長らく神居村字美瑛町に在りし技手豊藏鎌吾氏の桂將軍一行の狀態を描寫せる手簿中拔萃の一節にあらずや。

前叙の紀事に由りて之を觀れば、明治廿一年に於ては嶺車は小樽手宮より峰延迄相貫通したりと雖も峰延より市來知迄道路の開通せるあるのみ。市來知より空知太間は殆んど交通の便たもなく、僅かに假道なる踏み分け路を設けつゝあるのみ。音江法華の峠字國見より神居古潭及春志內川を經て石狩河畔の伊野澤より臺場ヶ原を過ぎ忠別太迄は、所謂假道を通じ踏み分け路に由りて之を往來せるの困難ありしを推考すべし。明治廿一年時代は空知太より音江法華迄は道路の開鑿竣功したりと雖も、國見峠より神居村忠別太には未だ道路の成らずして、僅かに假道に由りて往來せるのみ。而して空知太及び音江法華の道路は神居古潭並に同上の地に樺戸集治監派出所を設け、囚徒を使役して道路改築に從事し、樺戸監獄署典獄安村治孝氏其の任に膺りしこと既に前叙の如し。此の道路工事は明治廿一年にして音江法華より忠別太迄の道路は、安村典獄之を督して明治廿二年十一月に至りて全く竣工せり。されば亦昔日の神居古潭以東の嶮惡を道ふものなかりしなり。是れ神居村國道開通の始めにして上川街道の連絡を開きし嚆矢とす。桂將軍の上川探討は明治廿一年七月廿九日にして忠別太迄の上川街道を監獄囚徒の手に基き盛んに開鑿しつゝある場合なりとす。而して桂將軍の丸木舟に乘じ忠別太より春志內に下り札幌に歸還せしは同年八月五日なるが、永山北海道廳長官の明治十九年屯田本部長陸軍少將として歐米及び淸國の觀察を了へ、廿一年六月長官に兼任し、同年九月上川巡視の一行は別叙せるが如きなれど、當時も上川街道の着手中にして處々に道路の傍標を建て、或は「從是上川郡街道」と大書し、或は「國見峠」と書したるが如き、何れも上川街道の新鑿せるを觀るべし。其の他北見國道と云ひ十勝國道と云ひ、明治廿一年以後の新道經營にして、我が雨村の拓發に資したること皆是れ道路開通の賜物なりと云はざるべからず。乃ち左記沿革に由りて各道路の成立を識るべきものあらん。併せて兵備上殖民上に於ける唇齒輔車の關係あるを識るべきものあらん。

（イ）忠別太間の道路　（神居村道路の嚆矢）

明治廿二年空知太音江法華神居古潭に樺戸集治監派出所を設け、囚徒を使役して道路の改築を行はしむ。樺戸監獄署典獄安村治孝之を董督したり。而かも其の道路の改築は空知太音江法華間にして更に音江法華と忠別太との間は、前年開きたる假道を修繕すべく計畫を實行したり。されど此の修繕に依り神居村忠別太は益々札幌への大道と通じ、新移住民の便宜に供し益々發達の緒に就きたること殆んど圖り識るべからざるものあらんとす。

（ロ）上川陸路の始

明治十九年空知郡市來知より上川郡忠別太に至るまで、約二十二里の假道を開くに達したるが、其の設計は馬蹄の通ふを以て程度と見做し、支障木を伐採し篠草を芟除するなど、割木を以て橋を架し所謂俗に笹刈り道路なるもの即ち是れ也。されば神居村字內大部より現今の神居古潭驛に至る迄約一里間と及字春志內より字伊納に至る約二里間は峻嶮にし徒歩すべからざるのみか、其の困憊甚しと雖も

蓋し之れが假道を以て上川陸路の通じたる始めとなす。明治十九年北海道廳第一期の長官岩村通俊が上川を探險し神居に來れる翌年に於ける內大部、神居古潭、春志內伊納等の地は移住民の漸く入り來りて開墾を企て、茅小屋の點綴したる迄の境遇にして新開地の狀態を脫せず、拓殖初めて神居に行はれつゝありし開墾時代にして、樹木の燒根處々に羅列したるものありしを想像し難しとせざる也。

（八）北見及上川街道と十勝街道（國道開始の嚆矢）

我が神居及神樂の兩村に就て鐵道布設の恩賚を被りしと同時に、尤も殖民的移住者をして敏活なる開拓を興起せしめ、農產物の收穫を輸出すべく農家經濟を圓滑ならしめたる者は、蓋し北見及上川街道と十勝街道の開鑿にありしと謂はざるべからず。然かも道路開鑿の發端は、明治廿一年一月永山北海道廳長官が各理事官に訓示したる道路政策にありとす。乃ち同長官の訓示に曰く、今ヤ中央政府財政多端ニシテ歲出入償ハス、緊急必要ナル事業ト雖モ擧ケテ國庫ニ仰カントスルハ望ムベカラサルコトス、本年上川郡忠別ヨリ北見ノ國網走ニ至ル新道五十七里餘ヲ開鑿シテ以テ東北ノ交通ノ聯絡ヲ圖ラントス要スルニ兵備上殖民上最緊要ノ事業トス。而レモ土木費用不足ニシテ工費ノ出途ナシ、宜シク細費ヲ節減シ、其ノ殘餘金ヲ土木費ニ流用シ、忠別網走間ノ工費ヲ補塡スベシト喝破したると同時に我が神居村忠別よりの北見街道は、此の如く零細なる支途さへも大に節約的斷行を敢てし、行政整理を企圖して以て頗る經費苦心の下に土木費を補塡したるに由りしが爲め、其の開鑿を觀たるものなりと謂はざるべからず。卽ち明治廿二年忠別より「イーカウシ」迄の開鑿工事に着手し、囚徒を使役して以て之れが工事を直營と爲し、イーカウシより國境迄は請負人に命じ、又國境網走間は釧路監獄署の囚徒を使役し、直營工事として明治廿三年十一月を以て竣工せるが、此の工費四万七千三百九圓に達したり。北見街道は俗に中央道路と稱し、旭川より北見國網走に通ずる新道にして、神居村忠別を通過して蜿蜒として縱橫線の如く脈絡を貫通すること五十七里強の道程なりとす。

旭川より十勝國帶廣へ通ずべく十勝街道は明治三十一年鐵道開通に際し、下富良野以東は假道路を開通したるものにして、漸次之れに修繕を加へ目下困難の箇所あるも、馬行差支へなきに至れり。卽ち又旭川より我が神樂村字邊別迄は三里にして、字邊別より仝村字美瑛迄は三里二十八丁にして、仝字より空知郡字ルーオマンソラチ迄は二十四里十八丁の道程なれど、旭川より字ルーオマンソラチ迄は其の全道程三十一里三十丁の延長路にして、宛然長蛇の蟠するが如き觀ありき。又上川街道は謂ふ迄もなく札幌より忠別に通ずべく道路にして、明治十九年空知郡市來知より我神居村忠別太まで假道を造り翌二十年改築に着手し、二十二年十一月に至りて全く竣工せり。此道程二十二里十四丁に達し工費金二万二千百八圓餘を要したりき。先づ其の道程順路を掲げんに、旭川より我が神居村迄二十七丁五間に達し仝村より字臺場ケ原迄は一里六丁十間に達し、仝字より字春志內迄一里二十四丁三十三間に達し、仝字より字神居古潭迄一里四丁二十四間に達し、而かも旭川より我が神居村を貫通して字內大部迄の全道程合計四里二丁五十三間の延長なりとす上川街道は明治十九年空知郡市來尻より、我神居村忠別太まで約二十二里の假道を開鑿したるに其の端を始めしに於てす。卽ち始に於て其の設計馬蹄の通するを度とし、支障木を伐採し草を苅除し割木を以て橋を架し、俗に所謂笹刈り道路なるものなりしかば、字內大部より神居古潭驛に至る迄約一里間、字春志內より字伊納に至る約二里間は峻嶮にして徒歩せざるべからざる當初の狀態にてありし也去れば神居古潭及び空知太、音江法華に樺戶集治監派出所を設け、囚徒を使役して道路改築に從事し樺戶監獄署典獄安村治孝之れが監督の衝に當り假道を修繕したるが爲め、坦々たること殆んど砥の如きの觀を呈したりき。上川街道に於ける仮道たりし光景は明治廿一年永山長官一行が踏破したる北海道每日新聞記者野中懿氏の紀行を揭げんか。上川街道ニ出ッ此ノ道幅大凡六尺深林密竹ノ間ヲ開鑿シ其ノ假道タルニ過キス、其ノ通過スル所大概沮如地ニシテ時ニ馬脚ヲ沒スル所ナキニアラスト雖モ、

泥濘深キ所ニハ割木ヲ敷キ葦又ハ笹ヲ其ノ上ニ加ヘタルヲ以テ、市來知ニテ聞クガ如キ艱難ヲ覺エス行クコト半里許リ坂路アリ樺戸坂ト云フ嘗ヲ桂少將此地ヲ過キタリ坂道ヨリ樺戸地方ヲ一望スルヲ以テ此ノ名稱ヲ下サレタルナリト。坂ヲ下リテ行クコト里餘架橋アリ百人橋ト云フ蓋シ此ノ工事百人ノ工手間ヲ費ヤセシヲ以ヲ此ノ名アリ。と叙せるを讀まば誰か當時は其の街道に於ての嶮難と路人旅客が憩ふにも長亭短亭の休息すべき個所だもあらざりし苦辛想ふべきにあらずや。又上川街道の假道に就て曰く、又仮道ニ入ル二三ノ峻坂ヲ上下シ行々囚徒ノ坂路ヲ開クヲ見ル、既ニシテ復タ新道ニ出ツ一里餘字内大部ニ到ル河流アリ土橋ヲ架ス云々、當時盛ンニ土工ニ從事シ又板橋ヲ架設ス。他日此橋竣工セハ上川街道第一ノ美觀ヲ呈スベシト云ヘリ。亦以て永山長官が殖民の魁を要すべきものは先づ以て道路の開通にありと認め、鋭意着々工事に熱注しつゝありしを觀るべき也。又曰く正午國見峠ニ至ル監獄員亦タ行厨ヲ具ヘテ待ツ一同乃チ午餐ヲ喫ス聞ク後レ走セノ馬丁神居古潭ノ坂路ヲ登ル時路傍ノ林中熊兒ノ胡桃樹ニ上レルヲ見タリ云々と、永山長官一行に於ける當時は神居古潭の新道漸く開通の緒に着きたるのみに過ぎざるを以て、寥天寂地の道路なりしかば往來人極めて稀れにして、傍道の兩側は概して茫渺際涯なきの荒原にあらずんば密林陰森として路傍を支へ、亭々として長立する林木老樹なれば旅客をして行歩難を覺ゆしめ。轉た簫索寂凉の愁を惹かせしむるのみか、猛熊雄羆の野獸が出沒して危險を與ふること蓋し鮮少にあらずして、之れが噬死の慘禍に遇へし者亦尠しとせざるの被害を觀んとするの新道なりしにあらずや。

二三　永山長官の上川原野視察

明治廿一年九月北海道長官陸軍少將永山武四郎が、開拓の上に於て兵備の上に於て上川原野をして北海道の中府たらしめんとの抱負を以て仝月廿日札幌發一番にて上川巡視の途に上る。蓋し此の一行は隨行本田野崎和田の三少佐大嶋大尉及理事官二部長淺羽靖。札幌郡長（當時上川郡所轄）古川舘平。遞信課長西田守信。北海道毎日新聞社長阿部宇之八。仝記者野中氏懿其の他札幌區内の有志家谷七太郎。岡田佐助。後藤半七。數惣七。佐藤金吾の諸氏なりしが、此の行官民一致の力を以て他日上川の地を開かんとするの趣意なりき。一行は廿一日夜來の風雨を侵して市來知より空知間の道路を歩まんとするさへも上川街道嶮難なれば、各脚絆と草鞋を穿て各一隊を爲し騎して進む。永山長官タップコプに登臨せらる。夫れより仮街道の道幅大凡六尺深林と密竹の間を過ぎては、沮洳の地時に馬脚を沒したる處なきにあらねど、泥濘深き所には割木を敷き葦又笹を加へたる上を行き樺戸坂に及ぶ、是より空知太を經て音江法華に至り、國見峠を上下して坂路を下れば新道に出づ、道路平坦にして馬を驅るべし。進んで發會宴別に至る、此の地目下開鑿中に係り囚徒競へつゝ土工に從ふ。坂に登れば石狩の河流は眼下に在りながら、樹間より遙かに雲間の原野を望む風光畫くが如し。是より仮道に入る。二三の峻坂を上下したれば行々囚徒の坂路を開くを見る。既にして新道に出づ。一里餘字内大部に到る。河流ありて土橋を架しぬ。橋を渡り小坂を登り河に沿ひて右折し、行くこと數十歩新道に出づ。此處當時盛んに土工に從事し又板橋を架設す。他日此の橋竣工せば上川街道第一の美觀を呈すべしと云へり。既にして五町餘を過ぎ徑路左折して熊笹の間に入る。小坂二三を經過し長坂を登る其の頂上より降らんとする時泥濘にして且急なるを以て騎して行くべからず。乃ち下りて轡を執りて坂を下れば一小屋あり。永山長官既に在て休憩せらる、安村典獄左方を指示して曰く、山崖の屹立せる所は所謂神居古潭なりと、余往て之を見んと欲し社長と共に行くこと二町餘にして河畔に達したりと云ふにあらずや。當時神居村字内大部より神居古潭に至る迄上川街道の工事中にして、殖民を招徠すべき唯一の先驅なれば未だ内地人の移住だもなく、僅かに囚人の力を借り開鑿の功を奏せるが如き、所謂神居村の道路經營の時代なりと認めざるべからず。然かも亦以て當時殖民の先期に於ては、樺戸監獄出

張所が囚人を使役して殖民道路を開きたるは、當村の發達の上に於て密接の關係あるのみならず、單に一個の監獄なりしとて之を度外に置くべからず。内大部に於ける囚徒の道路開鑿は神居村の殖民未だ成らざる時代に於て、如何に樺戸監獄と共に安村典獄の上川道路の一部たる内大部の新道に貢献せるかを想見すべきにあらずや。實に殖民と樺戸監獄の囚人は唇齒輔車の關係を有するを觀るべし。誰か云ふ抑も一個の監獄署に過ぎざるものあらんとは、何人も今日に於て輕視する所なれど、道路開鑿の功あること斯の如し、殖民の先驅は道路にあり。道路の先驅は樺戸監獄にありと謂はざるべからず

（イ）字伊野の舊跡

明治廿一年上川街道に於て「距空知太十一里」と墨痕鮮やかに書したる程標あり。此の山嶺中腹より以上は樅松いと繁茂し、楓葉其の間に散綴して風光畫くが如くなりしが、此の山徑を下り字達摩似に至り坂路を下り、神居村字伊野に至る路傍に草小屋あり、之を雜貨遞傳の休息所とす。伊能川を渡る前岸に樺戸監獄用地の木標ありたり、今日に及んでは休息所若くは監獄用地の木標だも雨風に曝され腐朽して觀るべからざるものあらんも、永山長官一行の通過せる時は此の沿道原野には遞傳を通じ、監獄用地を設けたる及び伊能の河畔は尤も舊跡に富めりと謂はざるべからず。殊に永山長官一行に附隨せる安村典獄が、此の邊を經營するに就き臺場ケ原と名稱を初めて附したると共に、其の因緣や頗る深しと謂ふべし。

（ロ）安村典獄と臺場ケ原

伊能川を渡り進んで山間を通過し草原に出でんか、路を距ること數十歩に於て左に高臺あり、三方鑿るが如きの方形を劃せり。明治廿一年九月頃に至る迄此の邊未だ何等の地名あらずして極めて渾沌たる境域を脫せざるものありしかと、樺戸監獄署典獄安村治孝氏が神居古潭に同監派出所を設けし當時なれば、道路を開鑿せる功あり、旁以て一行の案内らしき風にて永山長官の一行に加はり、此の高臺の邊に至りしが安村典獄曰く、此の處未だ何等の呼稱あらざるを以て、或は之を臺場ケ原と字して可ならんか。臺の後方延びて石狩河畔に至り、臺上平坦にして且つ廣く眺望亦た奇絶なれば、異日忠魂の人烟稠密するに至らば以て公園に適すべしと唱へたるは、今日臺場ケ原の名稱の起りし原因なりとす。

（ハ）臺場ケ原ノ土人

永山長官が一行と共に臺場ケ原を過ぎんとして往くこと數町、路傍に上川土人五名趺跪して長官を迎へ、手を擧げ鬚を握りて敬禮せり。其の内の二名は陣羽織を着したるは長官に對して最も敬禮を表せんか爲めなりとす。蓋し土人は大禮にあらずんば陣羽織を着すことなきを以て也。今之を着す其の意識るべきのみ。

（ニ）土人の副酋長「ヨモサク」

今日に於ける蝦夷土人は農業を營み牧畜を企て商業を行ふ者ありと雖も、今より三十年以前の昔に溯れば遊獵を爲して熊を捕へ、漁業を爲して鮭を獲るに過ぎず。固より遊獵と云ふも毒矢を放つて其の獵具と爲し、漁業と云ふも河畔に溢るゝ鮭鱒を手にて之を攫み、亦何等の漁具とて有らざるは言を俟たず、是れ豈蝦夷人の昔に於ける社會狀態にあらずや。然るに今や之に反して明治文明的の敎育を施されたる土人は内地人のそれよりも發達進歩したる頭腦を有する者あり、今昔の差や土人に於ても殆んど別坤の差あるを看るべき也。永山長官一行が明治廿一年九月美瑛に來り、舟を忠篤事務所に着けたる時に方り、土人の副酋長「ヨモサク」なる者を召し、且つ忠別河に住める土人の總べを集め、長官より酒を與へて一同に饗したる事ありき。且つ土人に對しては古川札幌郡長より從來の舊風を脫し、汚陋を一掃すべきと同時に小漁のみを事とするを以て甘んず、禽獸的の生計を廢して熱心誠實に農業を努め一年の糧を得るに如かざるを說き、又安村典獄は從來岩村長官時代より信用したる「ヨモサク」が、土人なりと雖も幾分か頭腦の秀たる丈けに大和語にも通じ、長官一行の談話を解し諭告の何物た

るを了したりしかば、「ヨモサク」をして古川區長及び永山長官の諭示を土語に飜譯せしめ、衆土人の蠢爾たる者に對して其の意の存する處を識らしむ。爰に於てか一同其の恩資を感じ、長官の意に悖らざらんことを欲し、感奮昂起して農業に鋭意せんことを誓ふ。此の土人「ヨモサク」は明治廿一年五月廿五日神居村字春志内より歸途に就かんとするや、外二名の土人と共に櫂を操り、石狩河の激湍沫を飛ばす所丸木舟を行り、以て長官の覽に供ふ。其の技に熟練なる殆んど感嘆の外なしと云ふ。

（ホ）永山長官の近文及半面山行

明治廿一年九月廿三日曉霧の四面を鎖しつゝあるの折柄、永山長官一行は彼の遠望に名ある近文山及び半面山に登る。午前七時三十五分神居村字忠別太樺戸監獄出張事務所を發し、刳舟に掉し忠鑑川を下る。同行七舟に分載し舟子三名皆土人なり。下ること十二三町石狩本流に出て紆餘し曲折して進む急湍激流に至れりとせば舟子各舷を叩く、古川札幌郡長其の故を問ふも土人笑つて答へず。傍人即ち曰く是れ神に對して安全を禱するならんと。河を下る大約一里嵐山の麓を過ぐ、樹木蒼葱として茂りて其の風光何となく京都の嵐山に髣髴せるが爲め、小澤中將の嘗て此の名稱を附したるに依りて起る。同八時を過ぎ近文山下に達し、舟を河畔の楊柳に繫ぎて上陸せり。同一行は山の側面を攀ち登り約三百六十尺の頂に至る。碑あり高さ四尺五寸にして方四寸の標柱狀を呈し三面に碑文あり、暫く碑前に在て休憩したる後歩を進め坂路を上下する十三回、終に最高所に達し之れを半面山と云ふ。其は安村典獄の命する處。蓋し遠く之を望めば唯だ其の半面を見るを以てなり。夫れより半面山上よりの遠望を眺め、其の原野を稱して石狩。美瑛。忠鑑の河畔を天府の沃野なりと艶賞し、各地圖を繙き實地に照して地勢を視察し、午後一時頃再び前路を踏んで近文山碑前に至り行厨を開く。此の時暑氣恰も中夏の如し。各樹下に據り或は樹枝を切り樹蔭を得以て暫く休憩し、山を下り刳舟に乘じて川を上り嵐山の麓を過ぎ、字オシヤラツペに至る。午後五時過ぎ神居村忠鑑事務所に歸る。廿一年五月廿二日永山長官一行は近文山より午前九時春志内に歸へる。測候所員技手豐藏鏬吾。福原啓作は遂つて到り監獄署員先つ遞傳小屋に在り火を焚き長官を迎ふ。一行上陸して煖を取り濡衣を燥しつゝ忠別太より石狩河を下りヨモサクに櫂を操らしめ札幌の歸途に就けり。

（ヘ）樺戸監獄出張事務所と上川測候所の概況

永山長官一行の際臺場ケ原を過ぎ、更に行くこと十餘町其の中央一直線に大道を通じ、道盡くる處即ち樺戸監獄出張所事務所ありしが、是れ轅ち神居村最初の移住者として用達商たる福原啓作氏の住せる所なり。蓋し事務所は西に面し總建坪四十餘坪、別に板庫物置等あり所内室を數區に畫し、客室あり署員止宿所あり浴室ありき。又其の西北隅の一室は即ち上川測候所なりとす。此の建物は明治十九年六月道廳第三部に於て之を建設し、最初試驗所と稱し畑園三町歩許りを開墾し、穀菜を播種して地味の適否を試み、同年末之を同廳第二部へ引續き翌二十年の春に至り樺戸監獄署の所管と爲し、囚徒出張して開墾に從事し當時成墾地大約十町歩あり、蘿蔔甘藍の如きも最も能く生長せしを看る。事務所より西に方り大約二町歩許りを隔てゝ獄舍あり、茅を以て屋上を葺き四壁之を蔽ふに茅を以てす。各室に於ける疊床は高畑利宜の考案に出で、茅を以て藁に代へ作れるなり。内には看守の詰所あり炊事所あり、空知太の獄舍に比すれば其の構造も亦整齊したるものあり。又南方四五町を距る草萊の間には小屋ありて此の處は即ち市街豫定地の中心に當り、且つや十勝天塩にも通ずべかりし線路の岐路に當るを以て、安村典獄は豫め一大旅舍を設け、地理視察若くは土地選定の爲め來る者の便に供せんと計畫し、囚徒をして專ら工事を行はしめたり。此の地一帶到る處としては清泉の掬すべきものあると同時に頗る風光佳絶なるものあれば、人をして轉た心神爽快を感ぜしむ。當時樺戸監獄出張事務所は、神居村字伊野澤より臺場ケ原の近傍にあること遠からざるが爲め、旭川區一條通三丁目附近の忠別農事試驗所と相俟つて、氣象の測候や穀菜の播種や、一大旅舍の

設備やに就き殖民開發の徑路とも云ふべき局面に當り、神居旭川の發達に關しては實に最初の指導者なりと謂はざるべからず。移住民を招徠せしめ交通運輸の便を缺き、札幌に出ですんば何事も辨明するを得ざりし當時に於ては、監獄出張所は寔に好箇の紹介者として殖民の保護機關にてありし也。豈惟た道路の開鑿のみならんや。亦殖民の羅針盤なりしと評するも蓋し溢美の言にあらず。

（ト）上川測候所

上川測候所は明治廿一年七月一日始めて之を忠別太に設置せらる。而も明治十九年樺戸監獄署出張事務所が北見街道に建設し、總建坪四十餘坪あり、所内を數區に畫し客室あり止宿所あり浴室あり、又西北隅の一室を上川測候所とす。此の建物は明治十九年六月道廳第三部に於て建設し、最初試驗場と稱し畑園三町許りを墾闢し穀菜を播種して地味の適否を試み、同年末之を同廳第二部へ引繼、翌明治廿年の春に至り樺戸監獄署の管轄する處と爲り、囚徒出張して開墾に從事し、明治廿一年成墾地大約十町歩を有し、蘿蔔、甘藍の如き最も能く生長しぬ。斯く上川測候所は元樺戸監獄派出所の所屬と爲し、其の建物を以て之れに充て北海道廳技手水科七三郎。屋坂入菊太郎。豐藏鏨吾氏を以て氣象觀測の事務に從はしむ。水科技手は萬般の設備漸く了りて歸廳せるも、豐藏氏は明治廿五年十月技手に任用せられ多年勤續し、測候所長として精勵しつゝありしが、本村及び旭川等に於ける上川開發に關する史的因緣を有したれば、忠別太上川測候所長として神居村神樂村の開拓起源を知悉し、鈴木龜藏。安藤彦松。豐藏鏨吾の三人者を上川移住者の劈頭とす。何となれば蝦夷土人を除き明治廿年時代に於ては大和民族として此の三人者よりあらざるを以てなれば也。明治三十年同測候所が神居村字美瑛本通五丁目に建設したるも、明治三十年に至り旭川區六條通り十丁目に移轉せしめぬ。同所長豐藏技手は明治三十二年冬歸廳し現に北海道技師の職に在り、大正三年二月當役場に出張せられたりき。

（チ）安藤彦松と石狩河漁業

石狩河の翡翠たる大碧流より忠別美瑛の支流に至る迄、明治廿一年九月頃に於て永山長官が上川原野の踏査を遂げんとして神居古潭に立寄りし際は、内地人の足跡未た洽からずして、蝦夷のみ魚類を捕獲し石狩河の水產とさへ云へば、寧ろ土人の爲すが儘に放任して顧みず、内地人は未だ神居古潭の上流に對して水產事業に一指を染めたる者だもなく、龜吉島に居を卜せる鈴木龜吉ありしと雖も土人の捕獲せる漁族に對し纔かに交易せるに過ぎざるのみ。されば石狩河より忠別。美瑛の支流に於ては、鱒、鰷、八ッ目、鮭等の魚族は自然的の儘に樂みつゝ游息し、河畔に暢茂せる楡、柳、カイテ樹の類はいと影暗く陰森として天日を掩へんとする翠綠を漂はし、餘映滴らんとする天然的魚附林を構成せるが爲め、鮭鱒の類は雲簇密生して河畔に溢れんとするの光景は、好箇の孵化場たるに適す。殆んど土人の手に捕獲せんとするも其の自由にして容易なりしもの、如し。亦今日の如く水產魚族の退嬰して衰へ、鮭、鱒、八ッ目等の片鱗だも往時の盛觀を看ざるのみか、漸く濫獲を警め多獵を制するの保護政策に依りて其の餘類を遺せるに過ぎず。されば石狩河神居古潭の水產は昔に於て殆んど別坤の差を呈し、其の當時に際しては獨り安藤彦松氏のみ札幌郡苗穗村の戶長を退き、神居古潭の河畔に一茅屋を結び、明治廿一年五月妻兒を拉へて茲に移轉し、鱒、鰷八ッ目等を漁獲し、傍ら又狐貂の遊獵に從へつゝありき。當時に於て八ッ目は四月下旬より五月中旬までの間河流を泝りしも、水勢急激なるを以て岩石の間を潛りて進み、之を漁するに別に漁具を要せず、手に綿布を卷きつゝ岩間の鰻を攫み去りしのみ。此の如くして同氏が當年採收せる捕獲高は約一万尾に達し、之を乾燥して札幌に輸送し一尾五厘にて販賣せるが如き、亦其の低廉なりしに愕かずんばあらず。又當時鹹の如きは四月より六月の間に神居古潭に網を投ぜば、僅かに二時間にて十背負を漁獲すべし。されど同氏は販路なかりしを以て敢て之を漁せざるもの、如し。又其の家屋の前岸に於て巖角の突出する所あり、其の下は河水盤旋す。巖上には小屋ありて僅かに身を容るゝに過ぎざるも、鮭魚常に潑溂として之に遡り奔湍の爲

に阻せられて容易に溯ること能はず、止むなく鮭は巖角の陰に群りつゝ之に游泳するを以て土人其の時を窺へタモ網を擧げて之を漁し收獲極めて多かりき。安藤氏は當時の好況を語り永山長官一行に對し、さも嬉しげに喃々として鮭鱒の繁殖を告げたることに依りて之を證すべし。

（リ）史的因緣の神樂岡

明治十六七年の交開拓使技手福士成豐氏は上川の測量に從事し、神居古潭より神樂岡に來り屢々其の高丘に登りしこと數次なりしか爲め、其の因緣頗る深きのみならず、岩村司法太輔が近文山に登りし際は屢々上川郡を探討せるを以て一行の案內者たりしにあらずや。故に神樂岡に來りし最初の人は福士技手にして、亦最も神樂岡の形勢に通じたる者は最初同氏を以て第一に推さざるべからず。其の後同地と關係あるものは、明治廿一年九月永山長官一行が廿四日半面山の登攀を了へ、中央路線を通過し美瑛河畔より馬を捨て刳舟に乘じて前岸に渡り、徒步して此の高臺に登りたるにありとす。今左に野中北海道每日新聞記者の神樂岡に關する叙事を拔き、以て長官一行の光景と同地の關係あることを髣髴せしむるの一端に供せんと欲す。

美瑛の河岸蝗虫夥多し行くこと數町高臺あり、此處卽ちヘッチエウシなり。聞くヘッチエウシとは囃子と云ふの義なり。傳へ云ふ古昔神あり、此處に於て音樂を奏したりと是れ此名ある所以なりと。此地忠鼈事務所を距る一里餘臺上樹木なく茅蕨の類成長す。遠く半面山を眺め又忠鼈平野をも望むべし。南助敎地味を相す、臺上眞土一尺五寸より一尺二三寸臺下一尺より八寸に至ると、進んで丘山に登る林木皆槲なり。此林中水晶の碎片通上に散在せり。其の質透明六角狀を爲す者の如し。然れども皆微碎にして用ふべきものなし。暫く丘山林間を徘徊し地形を視了りて美瑛河畔に戻り舟に乘じて河を下る。此河流水色混濁其の色灰白色を爲せり。聞く水源硫泉あり流れて河中に入る、故に水濁りて魚族棲息せすと云へり。舟忠鼈事務所の裏岸に達せしは午後六時なりし。

蝦夷土人の語なる「ヘッチエウシ」とは囃子の義なりとせば、蓋し此の爽塏なる丘上に於て土人は往昔之に登り、四望いと廓朗なる個所を選み相集まり一團と爲りて、手踊りを競へ舞踏を戰はしたる個所ならんかと想ふ。恰も古事記を讀んで天の窟戸を闢かんとして、音樂を奏したるやの感想なくんばあるべからず。古昔神あり此に於て音樂を奏したりと云へと、其の所謂音樂なるものは樂器あり、音譜あるにあらざるは勿論にして、今日亞非利加や南洋に於ける野蠻人の手踊り舞踏の如くにして、雜然として團欒し、手を擧げ足を踏むに外ならずと謂ふべきか。

（又）風景鳥と風景獸

明治廿一年九月廿六日永山長官一行が、既に神居村字春志內を過ぎて石狩河を下り、空知太を距る水程大約十二里許りの所に於て、一行は「時ニ四羽ノ鶴アリ聯翔シテ東北ヨリ西南ニ向フヲ見ル昔時本道ニ鶴多ク棲息セシガ近來頗ル滅乏シ殆ント其ノ跡ヲ絕ントス今偶々之ヲ見テ奇禽ヲ見ルノ想ヒヲナセリ」とは是れ豈北海道每日新聞記者野中懿氏の紀行文の一節にあらずや。遺老の言に據れば明治三十二年神樂岡より附近一帶の原野に於て丹頂の白鶴は翺翔しつゝ、常に巨幹老樹の欝々蒼々として亭立する古枝が雲漢を摩する邊に於て巢籠し、夜宵時としては鶴唳の嚠朗さや、怒揚として遠く九皐の天外より遍遷しつゝ、其の聲所謂鶴の巢籠りなるものを聽きしことさへありしと云ふ。是れ乃ち鶴類は靈禽の一なりと頌揚せられ、風色を裝飾すべく風景鳥なりとせば、我が神樂岡の丘陵に翺翔しつゝありしは最も史上に記すべきのことにあらずとせんや。又明治廿二年八月頃に於て內大部の原野を開拓するに方りてや、野上林中には往々鹿角の散在せるものありて、珍らしげに之を拾ひ擧げたること屢々なりしも、今日は麋鹿の如きも殆んど其の隻影と蹄痕たも認むることを得ず。然かも往時神樂岡に於ても秋は鹿鳴の呦々たるを聞きしことありとは、蓋し北海史料の艶賞し過褒する處にあらずや。而して鴻雁水鳧の屬類に於ては、往時忠別川の流が石狩河の巨碧に灑く處、汪漾として金波を漲らし

渦紋を畫く落合に於て、雲簇飛翻しつゝありしも今日は乃ち其の盛觀を目すること能はずして、纔かに秋昊に達せば其片影を認むるに過ぎざるのみ。惟ふに此等の鶴類と鹿族と鴻雁の如きは忠別川より美瑛及び、石狩河の本流に懸けて奔騰したるのみならず、上川原野及び雨紛。神樂岡の丘陵に亘りて徧踵し、翔翔したるなど頗る風景を粧飾したるものなくんばあるべからず。是れ豊德川時代の賜物にして深く感謝すべきは謂ふ迄もなく、風景鳥獸たる鶴鹿を保護し之を蕃殖したるは封建政治の遺韻流風とする處にあらずや。

鸞鳳の巢を覆へし卵を屠るは聖人の誡むる處、筆を獲麟に絶したるとは蓋し此の意を謂ふに外ならず故に古より麋鹿澤々たりと曰へ、詩書に頒和したるのみならず、鶴唳遠く九皐に聞ゆると云ふが如きは、雅客文豪の筆にする處にして、靈禽とし瑞鳥としての隨一なるものにあらずや。されば藩政時代に於ては鶴類を捕獲することを嚴制し、麋鹿の狩獵を禁止したるが爲め、我國至る處の名勝舊蹟に於て麋鹿群々として蕃殖せること極めて多しと謂はざるべからず。例せば春日神社の麋鹿に於けるが如く、男鹿島の群鹿に於けるが如き、豊其の顯著なるものにあらずや。賴鴨涯曾て男鹿島に遊び歌ふて曰く、鳴村々下借仙橈。峭壁奇青出海朝。涯樹蔭冥眠老麋。洋風空濶大濤躍。石捲龍身天有橋。洞畫鮫殿黑無底。男兒一探雄鹿嶋。松洲始覺屬妖嬈。と放吟したるが如きは眞箇に句々天籟に發し、同嶋の名勝遊區として麋鹿の麕集せること、詩家としても慷慨家としての賴鴨涯の此の一詩に徵して想見するを得べし。賴三樹三郎氏は安政年間此の際北海道の國防を視察せんとして露寇の邊警に備へんが爲め、途次男鹿島に優遊せるの名吟なりとせば、昔より麋鹿の詩客歌人に好題目として賞揚せられたると共に、我が北海道に於ける神樂岡の麋鹿を叙するに方りて、端なく筆端に逆るものなくんばあるべからず。されど德川覇府の時代に於ては麋鹿の如き鶴類の如き鴻雁鴨族の如き、風景鳥及び風景獸に對しては保護嚴制したるものありしかば、苟も名勝區の風光さへ軼蕩なる所に風景鳥及風景獸が遊息しつゝ、棲隱したるの鴻益は我國の風光をして一段の彩色美を濃やかに添へたるものなくんばあらず。恰かも獨逸の大森林に於けるが如く、獨り樹木を保護生育のみならず、鳥獸魚類を出沒せしめて一大生物の蕃殖地たるの偉觀ありしかと、政局維新の後に及んでや、歐に醉ひ米に迷ふの弊沼々乎として侵入し、猫も杓子も缺舌の緯を弄し、蟹行の文字を讀まざるはなし。甚だしきに及んでは春日神社の麋鹿を氓ぼし、松嶋の翠松を倒し、宮城野を開拓して萩を折り女郎花を殄滅し、白蘋と紅蓼を蹂躙して殆んど山色水光の景を留めざらんとす。日本從來よりの良風と美俗さへも破頽して、國粹の醇を顧みざらんとするの進歩時代なりとせば、西洋思想の侵入は駸々乎として進歩し、恰も急湍峻灘に棹せると同然にして、鶴類の如き麋鹿の如き風景鳥獸の保護は念一點の顧みざる所なりしは、蓋し當然の結果なりと謂はざるべからず。今日に及んでは狩獵法の制裁ありと雖も。試みに明治の劈頭に遡りて之を顧みよ、藩政時代の鶴類及麋鹿は狩獵漢の跋扈せるに任せ、毫も何等の峻令苛法あらざりしは、風景鳥及び風景獸を擧げて殆んど氓滅するに至りたりと謂はざるべからず。豈夫れ慷慨して慨せざるべけんや。

若し夫れ長煙一空に棚引かし、秋高ふして明月皎痕を輝かすの夜、麋鹿群りつゝ神樂岡に和鳴し、丹頂の白鶴遠く九皐の蒼天より翔翔して、離宮御料地に遊來し、其の聲嘹喨たる調、悠揚として徧踵すること昔の如きに至らんか、實に神樂岡の名に背かざる也。明治廿一年永山長官一行が忠別川及び石狩河に於て、鶴の東北より西南に向ふを覩たりと云へば、故老の言必ずしも溢美にあらず。我が神樂岡の勝地靈域は明治劈頭の時代に於て、鶴鳴き鹿啼くの樂しき一大禽獸及瑞鳥の徘徊する逸宕の天寰にてありし也。嗚呼史にあらずんば氓に庶幾しと謂ふべきのみ。

（ル）神居古潭の流運と灘嶮

上川街道の成りしが爲め陸行の便ありしと雖も、其の以前に溯りて明治十八年岩村司法大輔が上川探

討の當時に顧みて之を考へよ。當時市來知より以北は總べて道路なく、土人の丸木船に乘りつゝ上流に溯りしを看よ。如何に街道の設定なかりしが爲め岩村司法大輔の一行が困厄に逢へしかを想見すべきにあらずや。されば永山長官が明治廿一年九月上川探討に上るや、陸路に據りしが爲め敢て其の難を看ざるものゝありしは抑々道路開鑿の賜物なりと謂はんか。當時神居古潭の沿道は經路さへも嚴石の嶇起して、且つ苔滑かなれば長官一行が騎行に於て頗る難みたるのみならず、樹木の欝蒼山嶺は聳立ち左は石狩の激湍や泡沫を飛ばし、眞に幽邃の區たりき。神居村字春志内に至る河流あり、石狩川に合する邊丸木船二三を繫ぎたるが、岸頭には草小屋ありて空知太より忠醲に向け雜貨を輸するに舟を載せて神居古潭に到り、其れより貨物を揚げて此の地に至る迄之を陸送したりき。空船を曳きて此の地に來り再び貨物を載せ忠醲に輸したり。是れ即ち當時は神居古潭の急湍が掉して上ること能はざるを以てなりしにあらずや。神居古潭の嶮は如何に當時の流運に困厄を與へしかを觀るべき也。

二五　旭川と神居の市街區劃

明治廿年福原鐵之輔一行は上川地方を探險して、十二原野の形勢を洞觀し了へたるを以て、岩村長官は旭川神居等に於ける市街地設定の計畫に從はんと欲す。明治十八年八月岩村司法大輔の上川視察一行も、將た明治廿一年七月桂陸軍次官の一行も上川の形勢を嘆美して、西京の山河襟帶なるものと髣髴せるを賞し、將來一大兵團を置かざるべからざる所以を說きし程なれば、旭川神居の市街設定の計畫は北海の雄鎭を奠め、札幌以上の大規模なる都會を建設せんと欲するに在り。故を以て永山長官が露領西比利亞を視察したる後、明治廿一年九月廿日陸軍少將北海道廳長官として、上川原野の開拓上及兵備上に就き前途の大方針を定め、全道中樞の府と爲さんと欲する抱負を懷き、上川原野を視察したる結果として、廿一年五月第二部屬工學士時任靜一氏をして之れが市街豫定の設計に膺らしむ。斯かる大規模の設計なりしかば上川市街地と總稱し、神居を第一第二市街地と爲し、旭川を第三市街地と定めたり。道路の如きも歐米大都府の制に模倣し頗る宏濶なりし計畫にてありき。乃ち上川市街地の道路は中央を車道と爲し、左右を人道と爲し概して之を三條に劃分せるものゝ如し。されど此の歐米大都府の摸倣制も何時しか豫定計畫に副ふこと能はず、神居。旭川。永山の三村を點綴せしめたる顯象を發したりしが爲め、明治廿三年上川市街地は我が神居村の發達を率先とし、永山。旭川等と鼎勢の形を顯はし、最初は永山村屯田を以て主管役場の處在地と爲し、次いで旭川の發達に伴ひ其の主管を旭川村に變更し、旭川村外二ケ村を行政區域と革めたりしが如き、各村獨自の發達進歩を遂げ亦以て永山長官の計畫したる上川市街てふ大都府の規模も次第に畫餅に歸したれば、現今の發達せる狀態の儘に別に何等の奇拔なる變遷を呈せすして、札幌以上の大都府を建設せずして止みぬ。

二六　神樂御料地を相すべく永山長官の特命

屯田兵大尉栃内元吉氏は桂陸軍次官の上川行に於ける隨員たりしことあるが、明治廿一年四月北海道廳技手佐藤勇氏と共に、上川原野の實査を命せられ、雇大久保八郎も之に從ひ鋭意探討の結果として五月末日に及んで其の調査を了へたりき。然かも栃内大尉の踏査個所は所謂忠別原野。其の他永山。イーカウシ。ピップ。近文。オサラッペ原野等の範圍に亘りしと同時に永山長官の特別に依りて美瑛忠別の兩川間に於て我が神樂村の御料地を相せられたる事輒ち是也。五月北海道廳第二部屬工學士時任靜一氏神居旭川兩市街豫定地の區劃を設計したりしのに係ると云ふにあらずや。されば栃内大尉の踏査は從前大官等の一行と異り、偏へに地勢の大觀を窮むるの皮想的瞥見にあらざるは勿論、より以上の緻密なる討査を遂げ、科學上に於ける精細なる具体的の眼光を要すべきを以て、一段進みし明察は從來茫漠たりし、美瑛忠別の原野も豫期以上の好地

なりしが爲め、栃内大尉視察の一擧に依りて釋然として大悟徹底せられたればこそ、我が神居神樂の兩村間には世間の耳目を聳動せしめたる離宮の選定ありしと共に、現今の御料地を相したるなれ、寔に以て栃内大尉の實地踏査は福士技手の探討よりも有力にして、我が神居神樂に對し罕古未曾有とも云ふべき一大光輝ある帝室の御料地を劃定したる一擧なりとせば、永山長官は御料地の益々繁榮する限りは、之と共に永遠に銘せられて其の芳名を傳ふるものなくんばあらず。豈唯だ是れのみならんや我か村民は永山長官の鴻謨遠圖なる意志を繼紹して之を欽すべきは謂ふ迄もなく、實地踏査官として明晰なる地勢上の斷案を下したる、栃内大尉を恩人として追慕せざるべからず。況んや神居旭川の市街地を豫定したる工學士時任靜一氏の如きは、神居村の基礎を開きし設計者として、工學の新智識を餘蘊なく縱橫に發揮し、此の原野が岩村長官。桂次官よりも其の形勝の雄偉なること京都に髣髴せりとの評ありし丈け、それ丈け工學の上に於ける大智腦を要すべく、大斧鉞を刻するの建設的技術を要せざるべからず。亦た從つて神居旭川の大市都たらんとする地盤を包擁せしが爲め、其の區劃を造營するに於ても、系統的なる組織は他の市街地の比にあらざるのみか、頗る難局なりと認めざるべからす。桓武天皇の平安朝に遷都せらるゝの前に方りてや、忠烈殉義なること日本中古に輝きつゝある和氣清麿が、豫め山城の地を相して京都を選定したるの結果なるは歷史の證明する處なりとせば、御料地の撰擇に於けるが如き、北海道の大都市とも目すべき神居旭川の區劃に於けるが如き、豈夫れ常鱗凡介の徒に對して之を望むべけんや。

二七　開村の變遷大綱と其の原因

文化年代及安政年代より德川幕府樟尾に至る迄、箱館奉行の施政としては石狩河上流の上川原野は、二三の探險あるのみと、土人戶口調査と地質探査を行ふが如き、明治維新と爲り開拓使廳に於て之を

行ふに過ぎざりしのみ。之を切言せば上川原野の如き石狩河畔に土人の部落を點綴するのみにて、殆んど渾沌たる煙蠻雨の儘に任かせ、之を放任せると云ふも可也。されば開拓使廳の明治七年二月に於て石狩。後志。膽振の大小を劃す、上川全郡を以て五大區と爲すに過ぎざりしのみ。故に明治二年八月蝦夷を改めて北海道と稱し、分ちて十一國八十六郡を設置されしより、石狩國上川郡の名稱は漸く開始せられたりと雖も、土人十三戶百五人を有したる蝦夷土人の世界たりし也。明治九年黑田開拓長官時代に於て上川。樺戶。雨龍。空知。夕張の五郡は戶口未だ僅少なるを以て之を併合して第三小區に變じたり。明治十年六月郡町村總代人選舉法を定め、更らに明治十二年大小區劃を廢して郡區を置く、區は二にして郡は九十に達し、上川郡は石狩郡役所に屬したる程なれば、安政年代箱館奉行時代に銳意して企圖せる堀織部正利熙及び竹内保德。村垣範正等の石狩原野拓發は未だ何等の成功せるを認めず、單に札幌附近の經營を遂げしのみ。況んや上川原野の如きは明治十八年三縣時代に至る迄殆んど天然的の儘に拓地殖民の經營は未だ緒に就かざるに於てをや。明治十八年八月岩村司法大輔の上川探險と爲る。明治廿一年七月桂陸軍次官の上川視察と爲る。明治廿二年上川　離宮御造營計畫と爲る。明治廿三年旭川。神居。永山の三村を設置せられ屯田兵第三大隊を永山に設置せしめたりき。明治廿五年二月北海道廳令第五號を以て神樂。鷹栖の二村を設置せられ。明治三十年七月上川郡役所を旭川村に設置せられ、仝年十一月上川支廳を設置せらるゝに及んでや、各殖民地經營の勃興と爲り、漸次各村を形成せしむるに至り、明治三十一年八月十五日空知太より旭川に至る鐵道の開通せらるゝに及んでや。神居村及神樂村の未開原野に殖民は恰も潮の如く押し寄せ、貸附計畫の下に移住し陰鬱として晝猶ほ暗き密林を伐採したると、四望殆んど際涯なかりし原野の荊棘及萱草の叢生しつゝあるを艾り、以て第四紀層に屬せる土壤の開墾を行ふ。老樹古木の伐採せる材幹は或は切斷し、或は烏有に歸せんが爲め燃燒せしむなど、有ゆる万難を經て太古

よりの原野を開墾せしむ。然かも之れには唐黍。大豆。小豆。豌豆。裸麥。燕麥等の雜穀を培養して所謂畑作時代なるものを顯はしたり。勿論此の原野に於ける開墾の如き、概して少資本の殖民多く殆んど身に持參の貯へだも費へ果てし農民を以て充たされき。故に堅忍不拔の人物にあらずんば開墾の成功を見るを得ざりし也。況んや神居村の如き神樂村の如き、空知より上川に入る一大關門たるに於てをや。明治三十二年より第七師團の設置と爲り、明治三十五年度に至りて完成せしかば益々拓地殖民を移住せしむる動機と爲り、先驅と爲り其の發展を促がすの基礎を作りぬ。要するに神居村及神樂村の開發を促がしたる一大原因は種々にして一概に律すべからざらんも、先づ以て神樂村に上川離宮御造營の計畫を建て、永山長官の獻策を嘉納せられたること是れ其の第一原因たりし也。上川鐵道線が蜿蜒として札幌より空知に通じ、我が神居古潭の上川關門を突破しつゝ旭川に通じたる四融八達の域に進みしこと是れ其の第二原因たりし也。第七師團の重鎭を置き、全道の貔貅を集めつゝ其の武を練り、以て全道の中心點たる樞要の地位に到りしこと是れ其の第三原因たりし也。兎にも角にも此の三大原因や我が神居村と神樂村との發達を促がさしめ、一大農村と化せしめ、愈々勃興の蔗境に達せんとする一大導火線たらずんばあらず。否な我が神居村及神樂村の開發を進歩せしめんと欲する燦爛たる曙光たりし也。乃ち上川　離宮の御造營計畫は取りも直さず安全に土着的に我が神樂村の御料地農耕上の競爭心を促がさしめ、殖民の盛大と爲り上川鐵道の開通は雪に移民を入らしむる便益たりしのみならず、農產物を有利に經濟的に需給せしむる一大機關たることは論を俟たす。第七師團の重鎭は全道の壯丁を吸飮する經營たれば、謂ふ迄もなく我が兩村の進歩を誘導すること尠しとせず。況んや我が神居村と神樂村との如きは旭川市區に密接し、一葦の忠別川を隔てつゝあるのみなれば旭川發達の原因は即ち我が兩村の發達進歩たるに於てをや。其の他明治三十二年より明治四十四年度に亘り、畑作狀態より一轉して灌漑溝の開鑿と爲り、水田を開發せしめ、稻花を漂らしめ、上川產米の唯一てふ名聲を嘖々たらしめたるのみか、神居村雨紛の如き上川水田の鼻祖たるの史的因緣を有するに臻れり。是れ豈我が兩村開發の變遷と原因とにわらすや。されば如上の史的變遷を辿る間に幾多の開發動機は詳細に其の題目を揭げ、更らに之を列擧せんと欲す。玆には敢へて開村勃興の大綱と其の原因を叙するに過ぎざるのみ。以下は此の大綱目の傘蓋に一々網羅すべき也。

二八　上川離宮御造營と永山長官の建議

明治廿一年十一月十四日上川　離宮御造營の靈域を簡選し、時の內閣總理大臣三條公爵に呈したる建言を讀み、轉だ感慨痛切の念に耐へざるものあらんとす。當時は北海道の殖民經營を圖らんが爲め、政府は明治鼎革に及んで開拓使を置きしより、星霜を閱みしたること約二十年に垂んとするに關せず開拓未だ其の功を奏せざるのみか、到る所未開不毛の地多く、殊に石狩の上流たる上川郡の如きは僅かに永山村に屯田兵を遷移したるに止まりしに過ぎずんば、神樂。神居の二村に於けるが如きは漸く區劃地を新定したる草創の時代なれば、勿論人煙稀疎なりてふ形容詞も表はすことを得ざる狀態を呈す。即ち明治廿三年九月に於て永山。旭川。神居の村名を附したる前に溯ること一年なりしが爲め、音江法華より忠別太迄の道路を開鑿し、神居古潭の嶮を道ふものなきに至りしかと、忠別河畔には幾多の土人が茅屋を構へ、日本人としては殆んど移住者尠く、上川郡戶口增減表に據れば二十二年以前の戶口は概ね舊土人なりと云へて、戶數四十二戶、人口二百九人、寄留人十四人なりしとの計算なれば、其の所謂寄留人十四人は日本人と覩るべくして、上川全郡に於てさへも斯かる晨星落々の看を呈し、殖民の移住寂寥たるの光景は、神樂神居の如きも名稱のみにて殆んど隻影たも認むること能はざるの時代にてありし也。されば永山長官建議書の中にも、本道ニ於テハ其境域ノ廣濶ナル人口平均一方里四十六人餘。田圃僅ニ總面積百分ノ三ニ上ラズ未ダ地ニ遺利アリ業ニ遺功アルヲ免レズ、と慨歎

せるを觀ば、如何に殖民の遲々たりしかを識るべきにあらずや。又曰く、人民ヲ誘導シテ以テ富源ヲ開通シ國力ヲ發達セント欲セバ北京ヲ北海道ニ設定シ天下ノ人心又北海道ヘ歸嚮セシムルニ若クハナシ其ノ設定スベキノ地ヲ擇バントナラバ石狩國上川郡ヲ尤モ可ナリトス。廿二年に於ては上川郡全帶に於てさへも內地人僅かに十四人に過ぎざる模樣なりしが爲め、永山長官の銳意熱心なる殖民政策は先つ以て我が神樂岡に　離宮御營地を稟請し、遲々たる移住殖民の懷焉たる內地人に對しては、此の遠圖鴻謨あることを發表し、天下の耳目を聳動し、人心をして北海道に歸嚮せしむること恰も水の低きに就くが如きの形勢を促がさんと欲するにありしやは、前文に由りて之を察到し、之を推蔽するに難からずとせず。而して開拓使廳の北海殖民を銳意企畫せること約二十年の星霜を閱みせるも、何等當初の豫期に達せず殆んど殖民上の功果だもなかりしより全然一變せんと欲したるものゝ如し。兎に角此の破天荒なる嶄新的の殖民政策は、從來の因循姑息なる方針に對して一大興奮劑を與へたるのみならず、內地人の資本家にして投資に鬱屈する者、若くは小作人の土地を得るに困難なる者をして、俄然本道に於ける開墾の企業心を惹起せしめ、華族大地主の徒輩をして牧畜。農業。林業の爲に安全なる移住心を騰發せしめたること蓋し尠しとせず。況んや小作勞働者の如きは寒威凜烈にして不毛なるに避易し、移住心の慊焉たるを挽回したるの功は、此の御造營に據りて一段の進步を畫したるに於てをや。去れば我が神樂岡に於てこそ　離宮靈域の一擧は獨り神境天寰の地として之を認識したるべけれ、又一面に於て殖民政策上に於て、本道の開發を促がし、開拓使時代若くは三縣時代に於て、何となく札幌を本道總べての經濟上、政治上の中心點として觀るべかりし形勢をば一轉せしめんとす。而して之れに代ふに沃野廣袤幾十里に亘り、地理上の中心たる我が上川をして亦政治上、經濟上の中心點たらしめんと欲したることは、蓋し永山長官の所謂上川ノ地タル四通八達天府ノ地ニシテ全道ヲ控御スルニ足ル、と云へる言に徵して之を觀察せば、瞭

乎たる事實にあらずや。故に我が神樂岡に於ける　離宮御造營地の建議は其の表面に於てこそ、鶴鳴き鳳舞へ瑞雲の靉靆たる嘉擧なりしなれど、其の裏面に於ては本道の殖民計畫をして開拓使、三縣時代の趨勢と風潮よりも轉機一變の期を畫せしめ、開拓の進境に對し一大曙光を眩射せしめたるは謂ふ迄もなく、我が上川をして翕然たる勃興を顯はしたる拔本塞源なりと謂ふも蓋し溢美の言にあらざる也。然かも永山長官の建議書に於て尤も碌碌風發の警語とも觀るべかりしものは、蓋し內地人の一般が本道を目し、石狩上川を目して朔風や獵々として氷雪膚を劈き、毳幕裏中の人たるにあらずんば以て其の居住し難きの妄想を排除したるの言に曰く、北海道は極北近寒帝都ヲ置クノ地ニ非ラズト是レ何ソヤ彼ノ海外各國ノ都府ヲ視ルニ多クハ皆四十三度乃至五十九度ノ位置ニアリ寒氣北海道ノ上ニ出ヅル所ナキニアラザルモ能く文明繁華ヲ極メ宇內ニ雄飛スルニアラズヤ、と世間の未だ上川を識らざる朦昧を破り、歐米の帝都に對してよりも好位置を占め、惡疫瘴癘の虞れなく、殖民的なりし拓發の上に於ても　離宮を奠むる上に於ても、殆んど間然する處なきを揚示したるの看破にあらずや。永山長官が我が神樂岡に於ける　離宮御造營地の建議に基き、我が神居神樂村の殖民發展を釀したると同時に、上川及び旭川に於ける今日の盛興を發せるを觀ば、誰か亦其の建議に感謝すべくして九鼎大呂の重きを爲さざる者やある。左に錄して永山長官が我神樂岡なる　離宮御造營地の豫定計畫に就き、其の熱血凜凜たるものあるを示めし、江湖の一粲に供せんと欲す。

北海道廳長官永山武四郎頓首再拜謹テ惟ルニ凡ソ治國ノ要務ハ富强ヲ謀ルヨリ急且大ナルハナシ方今國家ヨニ開明ノ域ニ進ミ富强ノ實但サニ擧リ復タ議ス可キナシト雖モ大ニ慮ル可キ者ハ獨リ北海道開拓ノ擧タリ明治中興ノ初　朝廷蝦夷ヲ改メテ北海道ト稱シ開拓使ヲ建テ之ヲ營ミ尋テ函館、札幌、根室ニ縣分治ノ制ヲ布キ更ニ北海道廳ヲ置カレ前後二十餘年力ヲ拓地殖民ノ業ニ致シ土地ノ墾成人口ノ繁息產業ノ喚起交通便利ヨリ兵備敎育等ノ事ニ至ルマデ復タ昔日ノ觀ニ非ラス其成績縷述

スルニ勝ヘス然レトモ其境域ノ廣濶ナル今尚ホ人口平均一方里四十六人餘田圃僅ニ總面積百分ノ三ニ上ラス未タ地ニ遺利アリ業ニ遺功アルヲ免レス豈ニ慨歎ニ堪フ可ケンヤ夫レ北海道ハ總面積無慮六千九百餘方里其廣袤四國九州ヲ合スルモ猶遠ク本道ニ及ハス海内四分ノ一ヲ占ムル一大嶋ニシテ土壤肥沃氣候動植二物ニ適シ鑛山森林ニ富ミ鱗介菜藻無盡ノ産アリ其狀況恰モ寶庫ヲ開キ以テ人ノ取ルニ任スカ如シ唯己ノ力ヲ致ス如何ニアルノミ然リ而シテ拓地殖民上未タ長足ノ進歩ヲ見サル所以ノモノハ何ソヤ交通尚ホ未タ不便ナルカ抑モ亦氣候厄寒ナルカ爲カ是等皆其ノ進路ヲ遮ルノ一元素タルヲ免カレザルベシド雖モ職トシテ全國人民カ敢爲勇奮進取ノ氣象ニ乏シク徒ニ舊里ニ安ンジ僅カニ偏小ノ地ヲ耕シ藜蕾ヲ喰ヒ襤褸ヲ身ニ纏テ以テ足レリトスルモノ之レカ一大障害ヲ爲スニ由ラスンハアラサルナリ我邦人口歳ニ多キヲ加ヘ加之器械力ノ試用大ニ發達シ細民ノ生計漸ク困難ニ陥ラントスルノ時期ニ瀕スト雖トモ尚ホ北海道ヲ目シテ絶海ノ孤島トシ痛ク之ヲ嫌厭シ移住ヲ欲セサルモノヽ如シ何ソ其レ思ハサルノ甚シキヤ今此ノ一大障害ヲ除却シ人民ヲ誘導シテ以テ富源ヲ開通シ國力ヲ發達セント欲セハ北京ヲ北海道ニ歸嚮セシムルニ若クハナシ其設定スヘキノ地ヲ擇ハントナラハ石狩國上川郡ヲ尤モ可ナリトス上川郡ノ地勢タルヤ殆ト全道ノ中央ニ位シ四面山ヲ帶ヒ沃野數里ニ亘リ東ハ釧路ニ連リ南ハ十勝ニ接シ北ハ天塩北見ノ兩國ニ隣シ又石狩川ニ出ツルノ便ヲ有シ國境背山アリ頗ル要害ノ地勢ヲ占ムト雖モ亦道路ヲ開キ鐵道ヲ架スルニ難カラサルナト石狩美瑛忠別ノ三川平野ヲ貫流シテ神居古潭（天嶮ノ地名）ノ頭ヲ合シテ本流ヲナシ沃野數十里ニ横ハリ河口ハ小樽ノ要港ニ近シ上川郡ノ清流モ曾ニ運輸ノ便利ヲ與フルノミナラス夏ハ輕舟ニ棹スルニ宜シク秋山ノ紅葉ハ殊ニ美觀ヲ極ム已ニ選定ナリタル御料地内忠英山ヨリ瞰下スレハ新タニ開クヘキノ屯田兵村地ハ依然トシテ林樹ノ間ニ隠顯ス風光ノ美ナル眞ニ名狀スヘカラズ。茲ニ一兩年ヲ期シ兵ヲ置キ地ヲ開キ復タ漸ヲ追テ室蘭鐵道ヲ延長シ神居古潭ノ嶮ヲ越エ上川平原ニ入リ之ヲ北見網走ニ及ホシ終ニ釧路ノ鐵道ニ合シ折レテ根室ニ達シ大道ハ南十勝ニ通ジ北ハ天塩ニ至ラシメンコトヲ庶幾都下炎熱ノ候

龍駕此地ニ巡狩セラレ

至尊玉體ノ御健康ヲ衛ラセ玉ヒ又親シク拓地殖民ノ事業經營ノ顚末狀況ヲ叡覽アラセラルルトキハ人民ノ感情更ニ深キヲ加ヘ粉骨碎身以テ至仁ノ恩旨ニ答ヘ奉ルヘキモノヽミナラス天下民心ノ歸嚮スル所大ニ定マリ移住ヲ嫌厭シタル迷夢ハ倏チニ消滅シ千里ノ波濤比隣モ啻ナラザル習慣ヲ馴致スヘキハ毫モ歎ヲ容レサルナリ或ハ曰ク北海道ハ極北厄寒帝都ヲ置クノ地ニ非ラストハ是レ何ソヤ彼ノ海外各國ノ都府ヲ視ルニ多クハ皆四十三度乃至五十九度ノ位置ニアリ寒氣北海道ノ上ニ出ツル所ナキニアラサルモ能ク文明繁華ヲ極メ宇内ニ雄飛スルニアラスヤ殊ニ北海道ノ空氣清爽人身ニ適シ内地惡疫滋キノ比ニアラサルハ衞生ニ關スル各統計ニ就キ之ヲ觀ルモ明カニシテ論者ノ言固ヨリ取ルニ足ラサルナリ夫レ上川ノ地タル前已ニ述タルカ如ク四通八達所謂天府ノ地ニシテ全道ヲ控御スルニ足ル縱令俄カニ宮殿ノ尊嚴輪奐ノ美ヲ抑クヲ得サルモ一旦帝都ノ名定マリ加フルニ東北鐵道青森ニ達シ空知室蘭間功成リ之レト連絡スルノ日ニ於テ萬機ノ餘暇車聲轔々北海ニ賜ハハ官民歡呼シテ奉迎シ衆目膽仰シ是ニ於テ乎北海ノ風氣愈々開ケ人民堵ノ如ク聚リ益々産業ニ富ミ獨立不羈國家ノ富强ヲ贊ケ其當道ノ事業ニ裨補スル前後十有五年既往ヲ察シ將來ヲ考ヘ内外ノ大勢ヲ顧レハ轉タ感慨ニ禁ヘサルナリ伏シテ願クハ一日モ速カニ上川ニ北京ヲ定メラレンコトヲ聊カ卑言ヲ陳シ敢テ尊嚴ヲ冒瀆ス幸ニ採納ヲ賜ラハ何ノ榮カ之ニ過キン恐懼ノ至リニ堪フルナシ

二九　神樂靈域地の調査

恭しく惟みるに　離宮靈域の如きは日本全國を通じて殆んど稀有なると共に、神樂岡豫定地の如きも

寔に未曾有なりと謂はざるべからず。是れ皆同豫定地が古昔より鶴舞ひ鹿鳴き麗かなる春の花、朧ろなりし秋の月の逸宕風雅より清き流れの轉た潺湲として掬すべきの間、鮮尾の光かり街ふ細鱗の澄渕として、桔梗や女郎花や萩なぞの七種は點綴して星羅の美を飾り、白蘋と紅蓼の碁布しつゝ野色の清けき影に一段の濃艶を畫くが如く、四望の眺めは豁然として朗廓の形勝を備ふるものあれば、神境靈域の天寰として、最も北海道中に於て他に觀るべからざるの超然高擧の地なるが爲め、最と閑雅にして隱逸なる天然的の山水明媚に歸するものありと雖も、亦當時の北海道長官永山將軍が殉國忠烈の大義は鋭意して其の靈域を畫し、神境を撰擇せるに因らずんばあるべからず。然も斯の如き　離宮の靈域を設けられ、嘉祥慶事の神樂岡に宜尚あらせられたるに及んでは瑞氣さへも靄靆として神境を罩めて悠揚たるの日は蓋し亦遠きにあらざる也。北海道に於ては古代の歷史に就きて之を觀るも寥廓にして靈蹕を留めたるの地は未だ曾て之れあらざるは勿論なれば、前段に於て之を略叙したるが如く齊明の朝阿陪臣比羅夫をして蝦夷を勦討し、後志に郡領を創置せしめたる史的事實のみ燦爛として光芒を眩射せしむるものありと雖も、其の他は五稜廓戰を除くの外、亦殆んど觀るべきの朝廷と道地との關係だも有せざるに關せず、我が神樂岡の　離宮豫定地の御造營慶事に及んでは、愈々益々道民をして神肅敬虔の念を旺んならしめ、殖民拓殖の進境を劃するや同時に、忠君尊王の精神を牢固ならしむるに就き齊明の朝郡領を置きたるの比にあらざる也。神樂岡に於ける　離宮御慶事は啻に當村旭川のみの光榮や赫灼たるのみにあらず、北日本を經營すべく輾ち北海道を統治するに就ても、一段の進境を劃したるものなりと謂はざるべからず。是れ豈上川郡のみの吉祥事にあらずや、全道が皇恩を享け王化に浴すべく鴻漠の潤澤として尤も銘記すべき明治廿二年十二月の御嘉尚にあらずや。蓋し離宮御造營地の瑞兆は、明治廿一年十一月に永山北海道長官が深く將來の遠圖に顧慮する所ありしを以て、時の

內閣總理大臣三條公爵に具申したるに濫觴し、仝年十二月內閣總理大臣山縣伯爵より永山長官に對して宣達ありたりき。曰く北海道石狩國上川郡の內に於て他日一都府を建て　離宮を設けらるゝに付夫々計畫施設すべしと。此の慶賀すべき宣達こそ熱誠を献げし永山長官に對しては、實に青天の霹靂にして瑞音耳を劈き、異樣なる歡喜は將軍をして辭色面を漾はしめ、劍を拔き手の舞ひ足の踏む所を識らざるものあらしめしならん。何ぞ夫れ上川原野を拓發すべき殖民的の進取政畧と、西比利亞コサック兵的の經綸を懷きつゝありし永山將軍に對しては、更らに百尺竿頭一步を進めたるの豪圖にして和氣靄然たるの甚だしきや。されば永山將軍の聰明鋭達なる殖民的政策あるを認識せらるゝと共に、忠義骨を埋むる底の勤王を御嘉尚あらせられ、其の苦心と經營の精神は端なく九宵の上に聽召されたるの結果は、永山將軍をして着々其の擧を促がさしめ、明治廿三年三月道廳に於て　離宮御造營地委員を組織したるに到達したりき。即ち之れが委員として曩に特命を以て美瑛忠別の兩川間に御造營地を踏査し、其の適否を相鑑したる陸軍大尉栃內元吉。北海道廳技手佐藤勇及び其の他の人にては、加藤重任。小野兼基。松田學の數氏を拔擢して之れが一大重任を負はしめ、其の經營を計畫したりき。然らば其の計畫とは如何なる事項に就て査明したるかと云ふに、左の諸問題にありと謂はざるべからず。

さすれば永山將軍は　離宮御造營地として尤も緊切なる問題にして、苟も其の一たりと雖も全力を傾倒して之を探究し、精到緻密なる觀察を遂げずんば、我が神樂岡の地は果して御造營に適するや否やは容易に斷定すべからざるは勿論、苟も其の一を闕けんか、選定の功簣を殆んど畫餅に歸すべき虞れなしとせんや。是れ實に　離宮御造營地の調査委員は重任懸つて諸氏の双肩にありしと謂はざるべからず。左の諸問題輯ち是れ也。

（一）　道廳ニ於テ離宮地ト豫定セラレタル美瑛川及忠別川ニ相挾ル地ヲ以テ離宮トセラル、ニ就テハ其ノ四圍境堺ノ廣狹便否如何

（二）右兩川ノ水質ヲ分析スルコト
（三）右離宮地ニ於テ試ニ井ヲ穿チ水質ヲ分析スルコト
（四）右兩川ニ游息スル魚類ヲ調査スルコト
（五）右離宮地內森林ニ栖息スル禽獸ヲ調査スルコト
（六）右地內森林樹木ノ種類ヲ調査スルコト
（七）離宮建築地ニ適スル地位及方向
（八）離宮地內ニ開設スヘキ道路及庭園地
（九）離宮敷地內ニ於テ御用ニ供セラルヘキ牛馬ヲ飼育スルニ適スル地及放牧場農場又ハ森林トナシ置クヘキ區域
（十）札幌市街及其要港ヘ通スル里程
（十一）上川市街ト離宮トノ距離適否市街割方ノ便否如何
（十二）上川廣原及離宮地市街地等ノ全圖氣象觀測表ヲ製スルコト
（十三）右ノ外道路開鑿費用及離宮地トスルニ付掃除費用排水用等慨算取調ノコト

三〇　上川線鐵道外二線の開通

（第一期線及第二期線）

上川原野の拓發となるべく唯一の基本は謂ふ迄もなく上川鐵道の開通と做す。但し上川線は明治三十一年八月十五日を以て空知太と旭川間とに於ける鐵道工事を竣へ、其の連絡を遂げ四通八達の要區と化せるにありき。是に於てか明治三十一年五月廿日上川支廳長林顯三を委員長に擧げ、上川鐵道開通式準備會なる一片の主意書を發したり。之れが發起人及委員には本田親美を首めとし、幾多の上川篤志家を網羅しぬ。我が神居村及神樂村に於ける上川鐵道開通式發起人としては、秋山清美。大河內三千太郎。豐藏鏊吾等にして、其の委員として松浦治平。坂嘉太次郎。新居丈平。等の總代人及篤志家どす。されば總べて上川全郡の官民一致を以て盛大に莊嚴に將た活氣橫溢の間に、有らん限りの趣向と意匠を凝らしつゝ歡呼裏に芽出度も鐵道開通式の盛典を擧げたり。尙に此の上川線たるや朝野官民の鶴首して千秋の思を爲したれば、偏へに其の開通を歡び、上川原野開發に關する動機の意味の下に和氣靄々の裏に其の開通式を祝賀したり。斯かる盛況なりしのみならず、此の上川鐵道開通式に關しては札幌。小樽に於ける有志諸彥も、小樽旭川間との沿道各町村と相聯合しつゝ、札幌中島公園內に於て一大盛會なる祝賀を開きし程にあらずや。實に上川線の開通や永山長官より桂將軍に至る、屯田兵政策に基きし拓殖經營の管鍵を握りつゝあれば也。要するに上川線の成ると否とは實に上川原野の開發に關する命脈を支配しつゝあれば也。抑も本線は炭礦鐵道空知線の終點なる空知郡空知太に起り上川郡旭川に向ふ蜒蜿たる一線なれど、旭川區を本道地理上の中心點として、北見。天塩。十勝に至る分線の最大幹線と做す。故に第七師團の重鎭を置かれしと俱に、全道の貨物を一焦點に集中せしめ全道の輸送力を呑吐し、開闢せしめつゝ實に政治上に於ても經濟上に於ても軍備上に於ても、本道鐵道の最大幹線たるの價値あり。

本上川線の延長は三十五哩の鐵道にして、二箇の二百呎桁と其の外合計一千二百八十呎の鐵橋と、合計一千二百四十七呎の假橋と、二箇の隧道、六箇所の停車場を備ふ。其の內一箇所の停車場はフラグステーションと爲し、井二噸の機關車三臺と客車參拾餘輛を具へ、其の總工費凡そ百二十万圓の鉅額たりし也。故に上川線一哩の經費は約三万四千餘圓に相當れるのみならず、明治三十一年七月十六日開業せるより未だ四旬を出でざるも、八月十日に至るの廿六日間は乘客貨物の收入金は七千二十八圓餘にして、平均一日二百七十圓餘、營業哩數凡そ三十九哩にして一哩に付一日金六圓九十錢を擧げた

りしが如き、明治三十一年七月開通當時に於ける上川線營業の活氣欝勃たりし狀態とす。上川線の工事を行ふに方り、物價は非常なる暴騰を顯はし、鐵道豫算の編成せる場合より甚だしき差隔を生じたるのみならず、海外工場に於ける同盟罷工は延いて鐵道工事にも影響して、全國工業熱の勢焰當るべからず、爲めに工事を請負ふ者尠く一大打擊を蒙れり。本線起工の年より雪虐と水害と兩ながら駢發しつゝ操業日數は僅かに例年の二分の一に足らざりしのみ。されど拮据奮勵の上に明治三十一年水害の困厄を凌ぎ、三十五哩の鐵道を布設したり。其の難工事たるや識るべきのみ。明治廿八年七月北海道廳長官北垣國道時代に於て本道幹支線の鐵道策成りしと共に、其の鐵道調書及幹線圖を編製したり其の由來を尋ぬるに明治十九年北海道廳を開くや、時の岩村長官が鐵道線路測量の業を起し、北海道廳二等技師平井晴二郎等をして岩見澤旭川間及小樽函館間等の鐵道線路を測量せしめき。明治廿五年北垣長官は本道鐵道敷設及築港を以て最大急務なりと認め種々の踏査を遂げ、明治廿七年帝國大學に移牒して、工科大學教授工學博士田邊朔郎に本道鐵道線路の調査を囑託し、又廳中に委員を設け北海道廳技師廣井勇。佐藤勇。屬松浦信元。加藤廣說を以て之れに任じ、鐵道敷設の事を調査せしむ。次いで明治廿八年七月本道幹支線鐵道調書及幹線圖を編製して內務大臣に稟請し、明年を期して實施せられんことを望む。爰に於てか政府は明治廿八年の帝國議會に詢り、空知太旭川間の建設を決しぬ。乃ち本道鐵道調書中に於ける空知太と旭川間との三十五哩を敷設すべく決定し、明治廿九年帝國議會が其の敷設費百十七万七千八百四十二圓を可決し、之を二箇年の繼續工事として空知太より起工し、三十五哩の線路に過ぎざりしと雖も、其の間に上川の關門たる神居古潭の隧道及鐵橋にて幾多の經營難を極はめ、明治廿九年六月より三十一年七月に至る滿二ケ年を以て其の工を竣ふ。上川線輒ち是れ也。要するに上川線は帝國議會に於て其の敷設費百十七万圓餘なりしかと、神居古潭の灘險工事に於ける經營と洪水の爲めに神居古潭の假鐵橋は墜落せられ、其の他流亡せるが故に二万圓の復舊費と併せて總工費百二十万圓を消滅したり。是れより先き上川線三十五哩の帝國議會に於て決定せらるゝと倶に、名望有識の士が本道鐵道の急務なるを認め、帝國議會の建議と爲りし結果とす。明治廿九年は更らに近衞公爵提出の北海道鐵道敷設案も可決せられ、仝年五月法律第九十三號を以て敷設法を發布せらるゝに至る。之を北海道官設鐵道の創基とす。仍て臨時北海道敷設部官制成りしと共に、技師田邊朔郎をして各地を巡視し、鐵道敷設法中に就き第一期線路を選定し、其の費額を調査せしむ。本道第一期線とは之を三企業に計畫したり。其の一は石狩國旭川より十勝國十勝太及釧路國厚岸を經て北見國網走に至る三百十七哩、一は釧路國厚岸より根室國根室に至る六十五哩、一は石狩國旭川より北見國宗谷に至る百八十哩にして、合計五百六十二哩、經費一千八百五十四万六千圓を三十年以降十二ヶ年度の繼續工事として施行すべく第十回議會の協賛を經たり。第二期線は利別太相內間(八九哩)名寄太興部間(五五哩)興部湧別間(二八哩)湧別網走間(八四哩)雨龍原野增毛間(四〇哩)一函館小樽間(一四六哩)此の合計四百四十二哩とす。然るに拓地殖民の趨勢に基き豫定線の變更を行ふの已むなきに至る、乃ち第二期線に豫定されたる、石狩國深川より天鹽國留萌に至るもの及び十勝國池田より北見國網走に達するもの、合計百五十二哩を第一期線に繰上げ、第一期線中釧路國厚岸より北見國網走に至る九十哩を第二期線に繰下げ、其の完成を明治四十七年度に變更し、四十年度以降に要する工費は帝國鐵道會計法に依り、帝國鐵道全体の建設費中に合併して今日の經營と爲れり。如上は多岐に亘り其の繁雜なること甚だしと雖も、上川線に對する脈絡の關係あれば併せて拓殖經營の參考に供へんと欲す。

更らに翻つて上川線の貫通しつゝ神居古潭に入る狀態を觀るに、空知線より其の端を發し橋梁長さ四百三十呎の空知川を渡り、更らに右折して瀧川市街を橫ぎり一直線に進行しつゝ、左方なる上川道路と相對して村落田圃の間を縫ひ、江部乙兵村を突破し橋梁長さ四百十呎の石狩河を渡り雨龍郡に續ふ

復た更らに右轉しつゝ、雨龍原野の南部深川兵村を通過して神居古潭の逸宕なる仙境裏に入る。此の名勝區たる神居古潭は石狩國の頭腹二大原野を把握すべく連鎖なりと云ふを妨げず。其の位置は鷹栖及神居村の中間に挾まり、本邦第一の巨流石狩河の碧潭は渦紋を畫きつゝ蕩漾し、危峭の飛ばんと欲して斷岸千尺の下は此の奇勝區と爲す。其の風光は別に描敘する處あるべけんも、此の間に於ける山巒と巉巖とに阻せられ、石狩河の上流は殆んど急湍泡沫を逆りつゝ奔馬の如く之れに向つて廻瀾せしめ、然かも二箇の隧道は此の巉巖を洞開して之を貫き、峭壁を平坦にして線路を敷き、江丹別に抵りて上川原野に蜿蜒したり。斯くして江丹別川と「オサラッペ」川を渡り、右曲しつゝ再び第二石狩河を渡り旭川市街に入りて憩み、旭川停車場は輪奐宏宕の莊築にして、其の廣濶なること本道の罕れなる處とす。要するに上川線の鐵路は三十九哩一分にして、隧道一ヶ所二百廿三尺に達し、河川は大小八流にして橋梁の延長一千九百五十呎とす。蓋し上川線鐵路の蛇行する處は鷹栖村より旭川區の地域を走ると雖も、神居古潭驛は我村内の對岸にして此の名區に横ふ斷崖と碧潭を漂蕩する上に、村會議員として上川最初移住三人者としての安藤彦松が、苦心經營の下に架せる釣橋を歩めば、卽ち神居古潭停車場に達せんのみ。されば全停車場は行政區域こう異れ、呼べは應へんとする對岸なれば、設置以來は神居村字神居古潭部落に影響すること尠しとせず。否な神居村全体に於ける經濟上及農業上の利益を受け、其の發展に及ぼす波及や實に鴻大なり。近來對岸なる神居古潭停車場は狹隘なるが爲めに我が神居村管轄の神居古潭部落に移轉せしめんとする計畫さへありと傳ふ、さもあるべき事なり。全部落に於ては温泉あり、旅舘あり、學校あり、帝室林野管理局分擔區あり、觀櫻團体や紅楓遊覽などの踵を接して雲集すべく個所なるを以て、停車場移轉説の出づる偶爾にあらず。獨り神居古潭驛のみならず、旭川區域を通過せる上川線鐵道の經濟上や農業上やに鴻益あること忠別川の對岸なりと雖も神居及神樂の兩村發達に資するもの多く、偏へに上川線鐵道王の恩賚と謂はんのみ。

(イ)　十勝線と天鹽線

十勝線鐵道は所謂第一期線の工事に屬したるが爲め、天鹽線と同時の計畫にして二線共明治三十年度より起工せしめ、明治三十一年度に於ても各百万圓の經營と做す。明治三十年度内の工事豫算哩數の如き十勝線は廿哩にして天鹽線は凡そ十八哩と爲せり。此の二線は再三の測量を經て良線路を選定し十勝線は三哩を短縮し、天鹽線は隧道開鑿の工を避くることを得たり。十勝線鐵道は十勝釧路二國を經て北見國網走に至る三百十七哩の内とす。旭川停車場の東に於て天鹽線に分岐しつゝ、橋梁長二百呎の忠別川を渡り神樂村御料地を經て、神樂岡の間を過ぎ邊別停車場に入る、是れ我が當村區域内の全線通過に於ける鐵道範圍とす。乃ち忠別川より直線して東御料地を突破し、西御料地の邊別に至る間を目して我が神樂村に於ける十勝線の交涉地と爲すにあり。更らに美瑛原野に入り其の間に横流せる橋梁百四十呎の美瑛川を渡りて空知に入り、其の郡界の山脈重疊せる間を貫き富良野原野に入り、十勝に達するにあり。兎に角十勝線が明治三十年八月工事に着手し、明治三十二年九月旭川と美瑛との十四哩六十一鎖を開通せしめ。漸次十勝新内を經て帶廣に達する四十四哩六分は明治三十八年十月廿一日を以て開通せり。十勝線鐵道の神樂村經濟の上に農業の上に殖民經營の上に間接直接に與ふる鴻益は謂ふを俟たざるのみ。天鹽線鐵道は明治卅年六月の起工に屬し、明治卅一年八月旭川と永山間との五哩五十八鎖を開通せしめ、仝年十一月には永山と蘭留。和寒との間にある八哩卅二鎖を開通したり明治卅三年より士別。多寄。風連等の線路を開き、明治三十六年に至り名寄間を貫通したり。兎に角天鹽線は旭川驛より十勝線と分岐し、天鹽國を經て北見國宗谷に至る百八十哩なるが、其の間橋梁長九十呎の牛朱別川を渡り、永山兵村を過ぎ第三石狩河橋梁長三百五十三呎を渡り、比布原野を一貫して蘭留の間を縫ひつゝ、石狩と天鹽との國境に入る。劍淵。多寄。風連等を過ぎて宗谷に達せんとすれば

(ロ)　鐵道の及ぼせる影響

天鹽線も明治三十年の起工にして、十勝線及上川線と相前後しつゝ殆んど全年代の貫通なるが故に兩村開發に關する拓地經營に就ては移民を招來せしめ、經濟上農業上は旭川と相對峙せる神樂村及神居村の興起と相關すること至大たらずんばあらず。實に我が神居村及神樂村の發展初期を盡しつゝある時代は、明治三十四五年の過渡時代と謂はざるべからず。況んや全時代の如き畑作收益よりも漸く水田稻禾の利益あるを覺醒し、灌漑溝の開鑿熱を呼び起したるに於てをや。然かも神居村及神樂村は此の三線鐵道の最大幹線に密邇し、農作物の販路に就き旭川市街地を去る遠き農村殖民地に比較すれば、此の三線鐵道の利益を受くること鮮少にあらずんばあらず。洵に此の三線に因り我が兩村の殖民經營は駸々乎として駿馬千丈の峻坂を下る慨なくんばあらず。之を剴言すれば此の鐵道三線が拓地殖民の先驅たりしは論を俟たず、故に上川線の如き第一期線と第二期線との圈外に、特別なる早成布設を企圖し朝野官民とも上川原野を貫通せしむべく鐵道政策を採りしにあらずや。試みに上川線開通後の影響を看よ、旭川と空知太との道路は冬季の外融雪及霖雨に際せん乎、泥濘殆んど車馬を沒し行路難にして大小豆の積荷さへ拋棄せんとするのみか、駄馬一里の賃錢三十錢に騰貴し、米一石の運賃二圓五十錢を要し、物價の高きこと全道稀れなりしが、加ふるに農產物を賣るに就き頗る低廉に陷り、經濟上其の出入を不權衡に赴かしめ、例せば小豆一石に就き神居村字美瑛町より瀧川に販賣する場合は地元に於て價格三圓乃至四圓の品物は、瀧川市街に至り七圓若くは八圓に達する相場に販賣せしことあり。是れ其の運搬料其の他の雜費が非常なる高額に赴きしのみにて、農產家の元價は頗る低廉なれば何等の利益だもなく、徒らに販路の冗費を要するのみ、されば殆んど商家の翻弄する處と爲り、小豆一石に就き三圓乃至四圓の元價にあらずんば、瀧川市場八圓に引き合はずとて需給せられぬ有樣と爲り、農產物の低廉なりしこと到底出入相償はざるに臻る。されば上川線外二線の通ずるに及んでや、瀧川市場の相場は旭川市場との平均相場と爲る。更らに精細に云換ふれば上川線鐵道の開通せらるゝに及んでは小豆一石に就ての相場八圓とせん乎、旭川市場の相場も鐵道の調和力の爲めに、鐵道の平均力の爲めに僅か三十五哩間に過ぎざりし上川線一帶は殆んど經濟界の從來に於ける差隔を平均に化したり。孰れも旭川市場と瀧川市場とは小豆一石に就き八圓臺の相場と爲り、否な寧ろ上川線及二線が旭川停車場より起點を發し、殆んど鐵道の中央幹線と爲りしかば、猫額大の旭川村は一躍して瀧川を凌駕すべく十勝。天鹽と上川。空知。雨龍等の物貨を呑吐し、開闔すべく經濟界の一大市場を勃興したり。爰に於てか上川國道の泥濘なりし運搬を行ふの必要なく、亦從つて奸商の利を壟斷せしむる路を塞ぎ、空しく冗費の爲めに農產物を沒却したる眞價を回復せしめき。故に上川線鐵道の開通せざる以前の如く、眞價を減殺せらるゝことなく坐して以て殆んど旭川市場相場と相同じく、何等の運搬費をも要すること尠く、幾多の金融機關が旭川に設立せらるゝと俱に、鐵道機關の備ふと俱に愈々農產物收入の眞價を發揮するに臻れり。

三一　十勝線鐵道と御料地拓發の影響

忠別川を渡りて蜿蜒として虬龍の如く上川御料地を通貫し、美瑛原野を走るものは何ぞや。是れ乃ち我神樂村と密接の連鎖を有する十勝線なりとす。全線は臨時北海道鐵道敷設部技師田邊朔郎をして各地を巡視し、同法に就き第一期線として計畫せらるゝや。全線は臨時北海道鐵道敷設部技師田邊朔郎をして各及釧路國厚岸を經て北見國網走に至るべく三百十七哩にして。合計經費千八百五十六万圓の內なる六箇年工事の一たらずんばあらず。卅年度卅一年度に於ける工費は各約百万圓を要し、其の開鑿は二十哩の延長なれど、再三の測量を經て良線路を撰擇したる結果約三哩を短縮したりと云ふにあらずや。十勝線が我が神樂村を經て通過し、又一面卅年に於て上川線の神居村に沿ひ貫通したるが爲め、內地人は風を望んで捲土重來し恰も波濤の押し寄せるが如く、御料地が美瑛。忠別に於ける沿岸約八百万坪は

溪流の潺湲するあり。泉湧き水清冽にして萩。スヽキ。カヤ。野豌豆等の野草は暢茂し、地味亦肥沃にして泰西の農具を使用して馬耕するに適合すと聞き、明治三十一年鐵道工事に於て移住小作者四百四十三戸御料に於て之れが貸下げしたるもの約二千五百七丁五反一畝廿二歩に達したり。又明治三十四年に及んでは神居神樂の御料地農業戸數六百廿六戸、人口三千百餘人、區畫數八〇四、貸下區畫七百六十四、區畫地總地積三千四百六十七万一千五百坪、墾成反別二千百八十七万二千八百坪に達したるは、蓋し鐵道敷設の結果にして十勝線及び上川線の我神樂村に賦與したるの鴻益なりし也。兎に角十勝線が內地人の殖民心を鼓吹せしめ、資本土地に鬱屈せる內地人を招來したるに就き倍舊の功果を顯著ならしめ、我が神樂村の如き移住小作人の增加し、御料に於ける貸下區の增加は勿論墾成區畫の成功したるを觀れば、十勝線の敷設結果として殆んど此の時代に於て同村の基礎を牢固たらしめ。今日の興起を促したる主因ならずや。

三二　雨紛豫定地と第七師團

我が神居村の雨紛原野は十三、十四の二旅團を經營すべき豫定地にてありき。卽ち曩に第七師團の兵營敷地を踏査し詳叙せられたる際は、我が雨紛の原野は實に千歲。追分。七飯。岩見澤。近文の大曠野と共に其の撰擇せられたる旅團豫定地の一にてありき。然かも明治三十一年十一月陸軍省步兵課長中佐村山邦彥。仝步兵少佐渡邊協及び志波步兵少佐。宇山陸軍三等軍醫正。田島臨時陸軍建築部技師等の諸氏本道へ派遣せられ。膽振國の千歲。追分。渡嶋國の七飯。石狩國の雨紛。上川。岩見澤等の各原野に就て實地調査を遂げ、其の結果を陸軍大臣に復命ありしが、翌三十二年二月に至り終に第七師團の位置を鷹栖村字近文に內定せられ、仝年仝月敷地の買收に着手せられたりき。是れ則ち明治二十七八年戰役の結果に伴ひ、軍備擴張の議廟堂の問題と爲り、第七師團を札幌に置かれ次で師團擴張に際して敷地撰定の大擧は、更らに計畫せられて着々進歩し、村山步兵課長、渡邊步兵少佐等の一行と爲りし次第にして、兵營敷地の如き本道の何れに確定すべきや、頗る秘密的行動の下に畫策せられしが爲め、上川方面に第七師團を置かるゝと云ふ事新聞紙に特筆ありしより、札幌間を初め各地方より相競ふて旭川市街等の地を買占めせんと欲する者續出したるを以て、陸軍省は万一奸商の乘ぜられんことを虞かり、地價の暴騰は從つて師團組織の上に於ても、兵營敷地の買上に於ても國家の不利なる影響は擧げて僕指すべからざるものあるが爲め、極めて隱約の間に畫定し十三、十四の二旅團を完成せしむるに就き其の兵營敷地は千歲。追分。七飯。岩見澤。雨紛。近文等の各所に豫定せられたるも、我が神居村字雨紋の如き旅團兵營の適地と雖も、我が神居村字雨紋の如き旅團兵營の適地と雖も、村山步兵中佐。渡邊步兵少佐の一行にありしと

時に惰眠を攪するものありと雖も、我が雨紛の曠野も、近文のそれと共に兵營敷地の畫策せられたる重鎭としての雄姿を備ふることを銘記せざるべからず。

三三　地形測量と地質調査

北海道の地形測量を始めたるは寛政十一年幕府が東蝦夷地を直轄し、道路を開き會所を置き請負人を廢して直接に開拓經營の計畫より其の端を發し、間もなく寛政十二年天文家として測量家としての伊能忠敬に命じ、東蝦夷地を測量せしめたるにありと謂はざるべからず。我が上川原野の測量に從はんと欲する計畫ならんと想見せらるべきものは、蓋し開拓使廳に於て明治六年三月榎本武揚の股肱として五稜廓の雄將として史上に赫灼たる、開拓使五等出仕荒井郁之助が米人の雇測量敎師慈惡牟須、和須遜を率ひつゝ三角法に基き、全道を測量したると共に、仝年五月地を石狩河上流に相し、基線を建てんと欲したれど竟に之を得ずして歸へるとあるに徵せんか、石狩河の上流たる漸次上川原野にも三角法を以て測量計畫を行はんと欲せるや瞭然たるにあらすや。是れ乃ち上川原野の土人戸口調査を爲せる明治五年高畑利宜の一行より後くるゝこと僅かに一年にして、明治六年の春季に係はる測量と倣す。然かも明治六年の測量計畫は啻に之れのみならず、膽振國の勇拂と鵡川との間に於ける平原に標臺石柱を建設して基線を確定せるが如き、石狩河口より茨戸。篠路。豊平。千歳等の四川と並びに之れが支流脈をも測量せんが爲め、委員を四組に分ちつゝ三角測量に合すべき點を示したるなど、啻に石狩本流のみの測量にあらざるや必せり。蓋し明治六年は五稜廓の雄將榎本武揚を中判官に、荒井郁之助を六等出仕に、松平太郎を七等出仕に任じ、開拓使廳に於ける人物の彬々たりし時代也。兎に角編史の任に膺りし樂山氏惟へらく、開拓使廳時代の測量計畫は米國より測量師を聘し、大三角術に基き明治四年函館と札幌間との地形。港灣。鑛山。村市等の地理的に關する概測を行ふに始まれりと謂はんのみ。斯く明治六年米人慈惡牟須、和須遜の測量一隊が石狩河上流に基線だも建設するを得ざりしかば其の補助手米國海軍大尉惠牟、惠須、泥の三人は札幌に抵り、測量器の未だ到來せざるを以て暫らく小樽岩内より出で八月三日函館に達し、遂に石狩河及其の支流を測量したり。是れ即ち神居村字神居古潭や、忠別川の支流をも含蓄して測量せるやの判明せずと雖も、其の翌年は愛別河口に抵りし測量隊あれば我が神居村より忠別川をも測量し、繼續事業として測量せるものあらんと想ふ。乃ち明治七年六月荒井郁之助の部下十三等出仕野津房迪は石狩河水源に抵り、流を沿ふて下り愛別河口に達し、和須遜測定の線に連接したり。是れに因りて之を觀るに明治六年より明治七年に至りて石狩河上流の水源地一帶を測量せしめ、我が神居古潭や我が忠別川の石狩河本流に注ぐ入口をも測量せるや明か也是に於て乎識るべし、我が神居村の石狩河々畔は五稜廓の雄將たりし、荒井郁之助の率ひたる測量隊に依り其の完成を告げ、石狩河の地勢と廣袤と其の山河一帶を髣髴せしめ、其の形藐の如何を詳認したるにあらずや。明治八年開拓使廳に於て測量順序を定め、三角測量。前標設置。基線測量。天文測量の四と爲し、全道沿海測量の業は之を完了せり。其の成績は里數五百七十四里、角度は一万三千九百十一、標杭數一万千三百五箇、沿海線測量附帶の河川八十九とす。明治九年に至り道路。山林。村市等を測量せるが、明治十年沿海線及三角測量を完成せしめき。明治十一年北海道國郡全圖を出版したりき。抑々此の全圖は我が神居村及神樂村に於ける忠別川及邊別川を探險せる松浦武四郎の原圖と全島周圍の三角測量に據りて成れり。明治十九年全道測量の區域を三區とし、札幌方面を第一區に根室方面を第二區に函館方面を第三區に定め、其の測定に係はる延長九百八十里餘にして此の經費一万二千三百七十九圓なるが、之を第一期測量事業とす。明治廿年は第二期事業として實測延長二千六十八里、其の經費一万八千百四十五圓とし、河流湖沼等を併せて實測したりき。是に於てか北海道廳は爾來其の測量事業を擴張しつゝ、其の業務を内外に區別して内業は之を國郡村の境界及地形川流の測

量と實測圖の編纂とにあり。外業は年々道路。山脈等の地形を實施し、大小原野の測量に及ぼし拓地殖民の起業に資したるが、其の間明治十六七年の交福士成豐等の一行約七人上川郡の測量に從ひたるのみならず、爾來福士成豐は神居古潭又は近文山。神樂岡等の高丘に上り、屢々往復して測量を施行したり。此等の測量は北海道廳第一期測量事業と第二期測量事業との結果にして、明治廿三年神居村雨紛原野の殖民區畫に於ける測量と爲り。明治廿六年神樂村東御料地の測量と爲り、我が神居村及神樂村の殖民計畫に伴ふ基礎と爲りしにあらずや。

我が神居村地質の踏査に至りては、實に米人來曼氏が時の開拓使長官黒田清隆に呈せる地質總論の鴨居古潭石應てふ紀事あり、其の添附圖に據れば明治六年より明治八年に至る間に於て、石狩河の本流に沿ふて巡回せし紀文あり、神樂村東御料地字ウシユチベツに在りし土人アイヌコノサの言に據れば明治八年來曼氏が、神居村神居古潭より上流なる石狩水源に抵らんとして土人語通譯龜五郎を伴ひ、上川原野の土人五十人を雇役しつゝ、行く行く河畔の土壤を觀察したるのみか、河畔にある天然石を拾ひ之を檢分しつゝ、石狩河畔の地質を頗る緻密的に踏査したりと云ふ。是れ豈米人來曼氏の地質總論中に鴨居古潭の石應紀事ある所以にあらずや。蓋し來曼氏を以て神居村地質調査の始めと做すべきのみならず、明治八年開拓使本廳より札幌支廳に測量及物産の雨課を移したる時に方り、米人來曼氏と泥氏との二人を東京より發して事を執らしめたるが、此の時代は大判官松本十郎が根室支廳より札幌支廳に轉任したる時代也。されば來曼氏が此の物産課と測量課とに於ける殖産興業の方面を荷へ、其の貢獻せること尠しとせず。更らに別言せば明治九年大判官松本十郎が、我が神居村に於ける神居古潭に來り、內大部に抵り火を原野に放ちて探險の證とせる前年が、即ち明治七年より明治八年迄は大判官松本十郎の下に神居古潭より石狩河水源の地質を調査したりし也。是れより先き明治六年二月開拓使雇米人地質學士來曼及紋鼈をして全道の地質を測量せしめ、全九年に至り地質測量の成績を報告せるが是れ即ち北海道地質總論なりとす。故に來曼氏は神居古潭より石狩河上流の地質のみならず殆んど全道の地質を踏査し之を實檢したるを識るべし。全氏の北海道地質總論は要するに新沈積層。古沈積層。新火山石。古火山石。登志別石。幌向石。鴨井古丹石の七種に就き詳說し、本道の地質は之れより組織せる所以を評論せり。然かも全總論中の所謂鴨井古丹石なる地質を加へ、之を叙說るが如きは蓋し我が神居村に於ける神居古潭の地質に就ては、北海道中にも新異なりし一種特別の鴨井古丹石てふ地質を發見せしにあらずや。明治廿三年北海道廳に於ける地質調査に據れば、北見國猿澗湖石狩國神居古潭より古生大統岩石の延擴しつゝ、全流雨龍川流域に沿ふたるものあり。此の岩層の方向は南北に走り、恰も昔時連續せるもの一旦火山岩の噴出に遇ふて遮斷せられたるものゝ如しと云ふ我が神居古潭を明瞭ならしめたる來曼は、明治五年中判官榎本武揚。北垣國道をして鑛山を巡視せしめたると共に、明治六年より地質を分類することと三年、有用鑛物の分賦を明にし全道煤田の實測に意を注ぎて精鋭し、將來の本道探炭業の基礎を開きしを嘆美せらる。我が神居古潭名區に於ける村史上に就き開拓使廳時代の記廳すべき人物と謂はざるべからず。其の地質を探險して我が上川原野の石狩河畔に於ける將來の拓地殖民に資したる功勳や恩人として記廳すべき也。

三四　上川原野の殖民區畫測量

雨紛原野の殖民區畫を測量せるは明治廿三年道廳吏員十二名を派遣せしめ、美瑛。雨紛等の各原野を着手したるに於てす。其の面積二百十五万三千四百九十五坪にして、之れが區畫數百〇九を以て算せらる。此の道廳吏員十二名の派遣は岩村長官が殖民選定の規畫に基き、明治廿年上川原野十二ヶ所を探査せしめたる以後に於てもたり。乃ち殖民地に於ける區畫測定は小區畫一戸分二万五千坪にして、小農を移住せしむるに適好せしむ。中區畫は六戸分九万坪にして中農を移住せしむる目的に出で、大